

令和8年第2回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令和8年	6月4日	開会
令和8年	6月9日	閉会

大 江 町 議 会

令和8年第2回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6月4日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案の審議・上程	12
○請願第1号の審査委員会付託	12
○報第5号の上程、説明、質疑	13
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議第49号、議第50号の一括上程	24
○提案理由の説明	25
○一般質問	26
土 田 勵 一 君	26
関 野 幸 一 君	37

○散会の宣告	5 1
--------	-----

第 2 号（6月5日）

○議事日程	5 3
○本日の会議に付した事件	5 3
○出席議員	5 4
○欠席議員	5 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 4
○本会議に職務のため出席した者	5 4
○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
安 食 幸 治 君	5 5
藤 野 広 美 君	6 8
大 沼 清 人 君	7 6
櫻 井 和 彦 君	9 3
○散会の宣告	1 0 5

第 3 号（6月8日）

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 7
○出席議員	1 0 8
○欠席議員	1 0 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
○本会議に職務のため出席した者	1 0 8
○開議の宣告	1 0 9
○議事日程の報告	1 0 9
○一般質問	1 0 9
廣 野 秀 樹 君	1 0 9
菊 地 邦 弘 君	1 2 1

○散会の宣告	1 3 7
--------	-------

第 4 号（6月9日）

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 4 0
○欠席議員	1 4 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 0
○本会議に職務のため出席した者	1 4 0
○開議の宣告	1 4 1
○議事日程の報告	1 4 1
○議第49号の説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議第50号の説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○請願審査委員会報告、質疑、討論、採決	1 5 0
○閉会の宣告	1 5 1
○署名議員	1 5 3

大江町告示第 33 号

令和 8 年第 2 回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 1 日

大江町長 松 田 清 隆

1 日 時 令和 8 年 6 月 4 日 午前 10 時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	菊 地 英 幸 君	2 番	廣 野 秀 樹 君
3 番	大 沼 清 人 君	4 番	菊 地 邦 弘 君
5 番	藤 野 広 美 君	6 番	櫻 井 和 彦 君
7 番	安 食 幸 治 君	8 番	関 野 幸 一 君
9 番	伊 藤 慎一郎 君	10 番	土 田 勵 一 君
11 番	宇津江 雅 人 君		

不応招議員（なし）

令和8年第2回大江町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月4日（木）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 請願第1号 核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める
意見提出に関する請願書
- 日程第 6 報第 5号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議第46号 令和8年度健康温泉館ボイラー設置工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議第47号 令和8年度藤田地区住宅団地（2工区）造成工事請負契約の締結
について
- 日程第 9 議第48号 財産の取得について（大江町スクールバス）
- 日程第10 議第49号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第50号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 一般質問（2名）
- 10番 土田勵一
- 大江町空き家バンクについて
- 8番 関野幸一
- 町内の公共交通のあり方は
- 町内の防犯体制は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日の定例会、午前中は最上川舟唄のはっぴを着用することといたします。また、議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

8番 関 野 幸 一 君

10番 土 田 勵 一 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議に基づき、本日から9日までの6日間にした
いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日までの6日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、諸般の報告です。

初めに、私から2件について報告いたします。

1点目は、5月26日に東京国際フォーラムで開催されました令和8年度町村議会議長・副
議長全国研修会の件であります。

この研修会には、私と伊藤副議長で参加してきました。

研修の内容は、地方創生の先行き―地域未来戦略とともに―、人口減少社会における外国
人材の確保・育成の実践、男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～、
そして宮城県蔵王町の女性議員による女性模擬議会の取組の4つの内容について研修してき
たところであります。

2点目は、6月1日に本町で開催されました山形県町村議会議長会臨時総会の件について
報告を申し上げます。

総会では、令和7年度の決算について全会一致で認定されたほか、各地方町村議会議長会
から県に提出される12項目の要望事項も全会一致で決定されました。村山地方町村議会議長
会からは、子育て支援策の充実について、村山地方における国道等道路網の整備促進につい
てと、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所に係る基礎調査の早期実施についての3
項目を提出しております。

以上が、私からの報告になります。

次に、西村山広域行政事務組合議会第1回定例会の件について報告を求めます。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） おはようございます。

私のほうから、西村山広域行政事務組合令和8年度第1回定例会についてご報告をします。

3月24日、寒河江市議会議場におきまして定例会が開催されました。皆様のお手元に配ってあります資料をご覧くださいと思います。

また、この定例会の中で、皆様のほうも協議があると思いますけれども、新しい消防本部の移設をどこにするかということの話もありました。その中で、今回新たに予定している消防本部の移設に関しては、規模がこれまでよりも大きくなるのではないかとということで、いまだまだ場所も決まっていないとのことでもあります。その中で、消防のヘリに関してはこちらまでの1機のヘリポートではなく、2機が降りられるような、そういうことを考えながら、また、はしご車も導入したいとこのことの話でありましたが、はしご車の件に関しては、朝日町の議員と大江の議員として必要はないのではないかとこの意見も出したことを皆様のところで承知していただきたいと思います。

以上、報告終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから4件の行政報告をさせていただきます。

最初に、令和9年4月の採用に向けて実施する今年度の大江町の職員採用試験について、ご報告いたします。

職員採用試験の1次試験は、今年9月20日の日曜日に実施する予定であります。募集する職種につきましては、一般行政職の上級、初級に加え、社会人経験枠を設けることとしてお

ります。

なお、定年延長制度が段階的に始まっておりますが、今年度末に62歳の定年に該当する職員は2名であります。また、今年度末に60歳に到達し、定年が64歳となる職員は5名ですが、8月末をめどに今後の働き方と早期退職者の意向確認を行った上で、採用人数に反映をさせていきたいと考えております。

受験資格につきましては、ここ数年受験者数が少ないことなどを考慮し、引き続き全ての職種において住所要件を課さないことといたします。

なお、年齢・資格要件につきましては、上級職は大学卒業程度の学力を有する方で、今年度末の年齢が22歳以上30歳未満とし、初級職は高校卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が18歳以上30歳未満としたところであります。

また、社会人経験枠については、学歴は問わないものの社員、職員としての同一職場に3年以上勤務経験がある者で、今年度末の年齢が30歳以上40歳未満としたところであります。

採用予定人数は、一般行政職の上級、初級を合わせて若干名、社会人経験枠を1名採用の予定であります。

近日中に試験案内を町のホームページに掲載するとともに、6月25日発送のお知らせ版にも募集に関する記事を記載し周知を図ってまいりますので、ご承知おきくださるようお願いを申し上げます。

2つ目ではありますが、令和9年度西村山地方開発重要事業要望事項についてのご報告でございます。

西村山の1市4町で組織する西村山地方総合開発推進委員会及び西村山地方議長協議会では、国の予算編成時期に合わせて、県に対して管内における重要事業の要望活動を行っており、今年度においては、8月及び12月に要望を行う予定となっております。

令和9年度の重要事業要望事項につきましては、各市町で要望事項を厳選し、政策的な要望と各部局への要望に分けて要望することになっておりますが、大江町では政策的な要望として、JR左沢線の利用促進に向けての連携強化、市町村道の冬期間交通の確保に対する支援の強化、そして日本百名山、朝日連峰の登山口等の整備に対する財政支援等の3項目を、また各部局への要望といたしまして、ふるさと住民登録制度に対する県のマネジメントや空き家バンクに対する県と町村の連携、そして児童生徒の発達検査体制の拡充及び支援体制の強化など11項目の、合わせて14項目を要望事項として提出をしていきます。

なお、各市町からの要望事項につきましては、西村山地方総合開発推進委員会に取りまと

めることになることから、他市町が提出した要望事項と本町が関係している事項が類似している場合などには、各市町間で調整することになりますが、あらかじめご了承くださいと思います。

詳細につきましては、お手元に配付してあります資料1を後ほどご覧いただきたいと思います。

3つ目は、株式会社大江町産業振興公社の決算報告並びに事業計画についてご報告いたしますので、資料2のほうをご覧ください。

先般、株式会社大江町産業振興公社の第31期営業年度事業報告並びに第32期営業年度経営計画が産業振興公社代表取締役より本職宛てに提出をされましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき本定例会に関係書類を提出したものであります。

第31期営業年度の決算につきましては、5月22日に同公社の監査を経て、26日の取締役会並びに株主総会において承認されたものであります。

2ページをお開きください。

産業振興公社からの報告によりますと、利用者数としては、テルメ柏陵健康温泉館と奥おえ柳川温泉がオープンから30周年を迎え、記念のイベント開催や湯〜ゆ券の特別販売、お風呂の日の定期イベントの開催など、両施設とも前年度を超える利用者となりました。

宿泊施設である柳川温泉、大山自然公園コテージとも前年度よりも利用者が増えています。が、キャンプ場の利用は熊の出没情報の影響などもあり減少したことになります。

道の駅おおえコラマガセは、1周年祭やラ・フランス・新米祭り、りんご祭り、やまがたフルーツ150周年関連イベント開催のほか、町内の小中高校などの総合学習の発表の場などとして、大江町の価値を伝えられる道の駅になるような取組を行い、年間で30万人に迫る来場者となりました。

3ページ下段から、経常収支に関しまして、公社全体で970万円の経常利益を目標に運営が行われました。物価高騰とともに人件費が上昇する中、公社が管理する全施設において売上原価や人件費、販売費などの削減に努めるとともに、道の駅おおえの営業時間の短縮や川かぜ分店の閉鎖などにより運営の効率化を行いました。が、税引き前の経常収支は2,482万円余りの赤字となりました。

こうした状況にあることから、4ページに記載の経営改善に関する現状と課題、それらの対応策を取りまとめ、令和8年度第32期の経営を行うことにしております。

5ページから7ページに施設ごとの営業内容の計画と実績を、8ページには各施設の利用

者数を記載しております。

9ページから11ページには、各施設の収支について令和7年度の決算を基に作成したものになります。令和7年度の公社全体の純利益は、9ページの一番下の3,504万円の赤字となっております。11ページには各年度における財務状況を示しておりますが、中段の令和7年度では右から2列目の利益剰余金はマイナス8,410万円の累積欠損金を抱えている状況となっております。

この状況を踏まえ、第32期の経営計画では、18ページの経営方針と基本方針に基づき、下段に記載の重点取組事項及び次ページ以降の事業計画に沿って各施設を運営していくこととしております。これにより、売上目標を3億9,680万円、来館者目標68万5,000人、利益目標1,250万円を達成していくこととしております。

産業振興公社の経営については、道の駅おおえの開業以来、厳しい状況にあると実感しておりますが、大江町産業振興公社の社是に掲げます地域社会の発展に貢献するため、経営の革新に努める、このように指導してまいります。

今後とも公社が運営する施設の利用拡大に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

4つ目でありますが、社会福祉法人峻嶺会の決算報告並びに事業計画についてのご報告を申し上げます。

先般、にじいろ保育園の指定管理者であります社会福祉法人峻嶺会より、令和7年度の決算報告並びに令和8年度の事業計画が本職に提出されました。

令和7年度のにじいろ保育園の全園児数は43名で、保育理念に掲げる共に生きる共生を認識しながら、共に育ち合う保育所を目指し運営に当たっていただきました。

家庭や地域との連携、信頼関係を充実しながら、地域巡りや町行事への参加など地域を知る活動を大切に、山里交流館やまさあーべでの自然体験活動や、ALTを活用した英語で遊ぼう、大江幼稚園さん、あゆみこども園さんとの交流会や、併設の子育て支援センターばれっととの連携、自園の畑での野菜作りやお世話になった方々との食事会など、交流や関わりを持った保育を展開していただいたところであります。

それでは、法人運営に係る決算についてご報告いたしますので、資料3のほうをご覧くださいと思います。

なお、決算額につきましては、1,000円未満を四捨五入して1,000円単位で述べさせていただきますので、ご了承ください。

2ページをお開きください。

にじいろ保育園拠点区分資金収支計算書の決算（B）の欄をご覧ください。

初めに、事業活動による収支の収入について申し上げます。主なものは、上から4段目の受託事業収入（公費）の7,000万円で、町からの指定管理料です。次に、その上の段の補助金事業収入（公費）183万5,000円で、園児の副食費と職員の研修事業に対する町からの補助金であります。

次に支出であります。主なものは、上段の人件費が5,408万3,000円で職員給料などです。次に、事業費が1,045万9,000円で給食費や光熱水費などです。下段の施設整備等による収支の支出、器具及び備品取得支出は、事務用パソコンを取得したものであります。

3ページのほうをご覧ください。

その他の活動による収支の支出は、退職給付引当資産が計上されております。それらの収支の合計が、下から3番目の当期資金収支差額合計でマイナス95万9,000円となり、その結果、最後の行にあります当期末支払資金残高は5,623万8,000円となっています。

次に、8ページをご覧ください。

にじいろ保育園拠点区分貸借対照表であります。

左側の資産の部は、現金預金など当年度末で合計8,880万8,000円、右側上段の負債の部合計が1,173万3,000円、それらの差引きが下段にあります純資産の部の合計で7,707万4,000円となりました。

次に、10ページをご覧ください。

令和8年度の事業計画であります。保育理念に基づき保護者や地域社会の協力の下、保育園と家庭が車の両輪となって、豊かな人間性を持った子どもの育成に努め、職員においては、子どもや保護者の声に耳を傾け、心を寄せていく職員を目指していくことにしています。町といたしましても、保育園業務に関して内容の充実と質の向上につながるよう引き続き指導してまいります。

最後に、にじいろ保育園につきましては、令和8年度末をもって閉園することにしており、これに伴い社会福祉法人峻嶺会は解散及び清算の手続きを進めていくこととなりますので、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、4件についてご報告させていただきました。議員各位におかれましては、特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎請願第1号の審査委員会付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、請願第1号 核兵器禁止条約（T P N W）への日本政府の署名と批准を求める意見提出に関する請願書を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 発言の許可をいただきありがとうございます。

それでは、議会定例会において日本政府に対し、核兵器禁止条約（T P N W）への署名及び批准を求める意見書を国会及び関係行政機関への提出されるよう請願をいたします。

請願の理由、1945年に第二次世界大戦が終了して81年が経過いたしました。日本では広島・長崎に原子爆弾が投下され、未曾有の被害を被りました。

2017年、国連において「核兵器禁止条約（T P N W）」が採択され、2021年に発効されました。現在、本条約に99の国と地域が署名し、74の国と地域が批准しております。一方、日本はいまだに本条約に署名・批准していません。核兵器の惨禍を経験した国として、核兵器廃絶に向け先頭に立つべき歴史的・道義的責任があると考えております。

地方自治体は、住民の生命・安全・平和な暮らしを守る立場から、国の平和政策に対し意見を表明する重要な役割を担っております。山形県では、既に25の市町村が核兵器禁止条約

への日本政府の署名と批准を求めるよう意見書を提出しております。大江町もその輪に加わり、県内26番目の自治体として平和の願いを発信し、次世代へ平和な社会を引き継ぎ、決意を示すべきと考えます。

よって、大江町議会においては日本政府に対し、核兵器禁止条約（T P N W）への署名及び批准を速やかに行うよう求める意見書を提出されることを強く要望し、本請願を提出するものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 質疑、討論を省略し、お諮りします。

請願第1号 核兵器禁止条約（T P N W）への日本政府の署名と批准を求める意見提出に関する請願書については、これを所管の総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、本請願については総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎報第5号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 報第5号 繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

本件は、令和7年第4回定例会、令和8年第1回臨時会及び第1回定例会でご可決をいただきました令和7年度一般会計補正予算（第3号）（第4号）及び（第7号）並びに令和7年度宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）の繰越明許費のうち、令和8年度に繰越した実際の予算額につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

一般会計の繰り越した事業の内容は、百目木地区内水対策に係る治水対策等事業をはじめ、

物価高騰対策としての商品券配布事業や避難所の生活環境改善に係る災害対策事業などありますが、各事業について関係機関との協議に時間を要したことや、これらに伴い年度内の事業完了が困難となったものであります。

また、宅地造成事業特別会計の藤田地区の住宅団地整備事業につきましては、用地取得に係る農地転用許可の手續に不測の時間を要したことに伴い、年度内の事業完了が困難となったものであります。

なお、繰越した事業名及び繰越額、財源内訳につきましては、別紙、令和7年度大江町繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、報告でございます。

○議長（宇津江雅人君） 報第5号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報第5号の報告を終わります。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第46号 令和8年度健康温泉館ボイラー設置工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第46号 令和8年度健康温泉館ボイラー設置工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、5月12日に7業者を指名し入札を行った結果、西村山郡河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社、代表取締役、升川大和が落札し、消費税を含む1億703万円で請負契約を締結しようとするものであります。

本工事に係る予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決が必要でありますので、提案させていただくものであります。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 議第46号 令和8年度健康温泉館ボイラー設置工事請負契約の締結について、詳細をご説明申し上げます。

今回の工事につきましては、温水や暖房に使用するボイラーを追加するもので、敷地内に専用の建屋を建設して設置する計画でございます。

工期につきましては、令和9年2月26日までとしております。

次に、工事の概要をご説明いたします。

資料4の配置図をご覧ください。

新しい浴室棟の南側、塀に囲まれた敷地内の赤く塗られた部分に建屋を新設し、内部に新たなボイラーを設置することとしております。そこから地下の機械室まで赤く塗られたところに配管を新設し、既存ボイラー及び温水タンクに接続をさせまして、既存ボイラーについても緊急時のバックアップ等として活用できるよう運用することとしております。

新しいボイラーの性能は、既存ボイラーと同等でございます。温水と暖房の両方に対応できる2回路のものとなっております。もし、既存ボイラーが使えないというような状態でも、新しいボイラー単体で営業できるというような性能でございます。

以上が、工事の概要になります。

次に、工事に当たって必要となる休館について申し上げます。

当面の工事につきましては、屋外で進めることから温泉の営業に支障はございませんが、最後に既存の設備、配管になりますけれども、これに接続をする際、設備を止めての作業ということになります。休館が必要になってくるということになります。時期については、早くても10月以降になると思われませんが、イラン情勢の影響がどの程度となるか不透明であること、それと物価高騰による資材価格の値上がりなども影響するおそれがあり、現時点では明確な時期をちょっとお示しすることは困難でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

休館の期間につきましては、最長でも1か月ほどを見込んでおりますが、施工業者と協議の上、可能な限り短い期間となるように調整をまいります。

ぬくもりの湯の設備改修工事と併せまして、引き続きご不便をおかけすることになりますけれども、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳細説明については以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第46号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

今回の計画、建物の面積と配管の距離をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 大変すみません。建物については、ちょっとこちらの図面のほうにも記載になっておりますが、南北のほうに5.2メートル、東西方向で4メートルというような建物になります。配管の延長については、ちょっと今、図面等を持ち合わせておりませんので、正確な距離については承知しておりませんが、こちらの建物から、今現在ボイラーについては地下のほうにございますので、そちらまでつなぐというような配管の距離になってくると思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 距離はちょっと分からないということなので、後で分かれば教えていただきたいということと、新しくするということは、今使っている既存の配管、あとボイラーがあると思いますけれども、これは完成後は撤去するという考えなのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 既存のものについては、ボイラー自体もまた完全に壊れているというような状況ではなくて、今も修理をしながら使ってはおりますが、これについてはバックアップというようなことでの機能を持たせたいと思っております。新しいボイラー、古いボイラーを配管のところで切替えることで、そちらのほうを使う使わないというふうな切替えをさせていただくというようなことで予定しております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありますか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

ちょっと先ほどの説明の中で、物価高騰によるということの話ありましたけれども、要するに物価高騰でこの締結よりも掛かり増しする可能性があるということなんですか。それを一応確認したいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 先ほど、イラン情勢等々もありまして、今もどんどん物自体も上がっている状況であります。契約締結から2月末までというような期間の中で、どうい

った物価上昇の社会情勢の変化というのが出てくるのかが、ちょっとなかなか不透明なところでもあります、例えば資材が倍になったというようなことも、ちょっと想定できないこともないなというようなことで、そういった場合には、業者との調整も図りながら対応していく必要があるかなというようなことで考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） ちょっと理解に苦しむんですけども、要するにこのたび締結したというのは、期限というか有効期限というのは何月何日までとかというのは、例えば施工から何日までとかというのはあるんですか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） これについては、例えばもう倍の金額でないと物がそろえないというような状況に陥った場合は、やはり業者としても対応できなくなるというような状況もありますので、今の状況からすれば、本当に見通しが立たないというのが正直なところでございます。

我々としては、可能な限りこの契約額で進めていきたいというような思いはありますが、今の情勢の中では、なかなか見通しが立たないといったところが正直なところでございますので、それは現状を業者とも相談しながら、工事の監理の業者もおりますので、そこでの調整も行いながら対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9 番、伊藤慎一郎君。

○9 番（伊藤慎一郎君） ちょっと私、分からないんですけども、だと締結したというのは、いつまで期限とかと、例えばこれでやりますというのが俺は締結だと思ふのよ、でかせますという形で。私の考えはね。今の課長の説明だと、これからどんどん物価上がっていくから、ちょっと何ぼかかるか分からないみたいに語ったものだから、はっきりした締結になっていないんじゃないかと俺は危惧するんだよ。この期限の有効というか、この金額でやるというような有効期限というのは、再度確認しますけれどもありますか。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 有効期限というのは特段ないのかなと思います。ただ先ほども申し上げましたとおり、物価、例えば2倍3倍になったというようなことであれば、この締結する金額では到底できなくなるというような現状もございますので、その部分について

は調整をさせていただきながらというようなことで考えているところです。

○議長（宇津江雅人君） 4 番、菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） 4 番。

さっき、課長の説明の中で、1 か月ほど休館しなければならないというような説明がありましたけれども、ご存じのように生活の一部に入浴される方は、ルーチンで毎日生活の一部になっていることから、1 か月なんていうものはお客さん逃げちゃいますよ。

そういうふうな中で、やっぱり締結したところともっと詰めていただいて、もっと短い期間で休館、休館せざるを得ないというのはしょうがないと思うんですけども、そのあたりをどのように打合せしているのかなと思うんですけども。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 先ほどもご説明しましたが、我々としても可能な限り短い期間で切替え作業を終わらせて、お客様に可能な限りご不便をかけないような、そういった調整ということは図っていきたいと思っておりますが、これから業者のほうでスケジュールということで出てきますので、その中でどれだけ、夜間工事なんかも含めて短期間に詰められるかということを調整してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 4 番、菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） それは分かるんですけども、やはり1 か月というのは、これは駄目だと思います。長過ぎると思います。なもので、1 週間から10 日ぐらいをめどに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 先ほど申し上げましたが、最長で1 か月、できるだけ短い期間となるように調整をしていきたいということでございますが、1 週間、10 日で可能なのかどうかというのは、ちょっと業者とも調整して、人的な配置とか、そういったところも関わってくるのかなとは思いますが、可能な限り短くというようなことで対応させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 4 番、菊地邦弘君。

○4 番（菊地邦弘君） それは分かるんですけども、一番大事なのは毎日生活の一部として利用している方々が逃げないように努力していただきたいということなので、そこを念頭に置いていただきたいと思いますので。

○議長（宇津江雅人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君） 議員おっしゃるとおり、そういった部分にも配慮しながら期間については調整し、決まった場合についてはできるだけ早く利用者のほう、あと町民のほうにも周知ということでさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第46号 令和8年度健康温泉館ボイラー設置工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第47号 令和8年度藤田地区住宅団地（2工区）造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第47号 令和8年度藤田地区住宅団地（2工区）造成工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事については、去る5月26日に、指名業者3者による入札会を行った結果、大江町大字左沢1166番地、高子建設株式会社、代表取締役、高子紀彦が落札いたしました。消費税を含む9,350万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 議第47号 令和8年度藤田地区住宅団地（2工区）造成工事請負契約の締結について、詳細をご説明申し上げます。

大江町では、移住・定住促進の一環として、これまで数多くの住宅団地を造成し分譲を行ってまいりました。昨年度はあおぞら団地が完売し、本年2月からは左沢百目木地区住宅団地の一般分譲を行っておりますが、今後もさらなる人口減少対策が必要であることから、令和6年度は実施設計を行い、昨年度は用地の取得を進めてまいったところでございます。

去る5月26日に指名業者3者による本工事に係る入札会を行った結果、高子建設株式会社、代表取締役、高子紀彦が消費税を含む9,350万円で落札し、5月28日、仮契約を締結したことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものでございます。

次に、主な工事の内容についてでございますが、資料5の計画平面図をご覧くださいと存じます。平均約100坪の宅地を10区画整備するほか、緑地や上下水道の整備、また既存の町道の延伸及び一部拡幅を行う形で、幅員6メートル及び7.5メートルの町道整備を行う予定でございます。

なお、工期につきましては、令和8年12月25日を完成期限としております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第47号の質疑を行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

資料5からお伺いしたいんですけれども、右下の専用住宅3についてですけれども、隣地が崖のように表示がなっているなというふうに思うんですけれども、この土地は県の崖条例に抵触するということはないのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問でございますが、こちらについては一部崖のほうの抵触があるということで、今回、開発許可のほうが若干時間かかったというところにつきまして、この崖地近接というところが引っかかりまして、ちょっと許可が出るまで時間がかかったというふうな経緯がございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 抵触するということなので、これは分譲の際になんですけれども、こ

の旨はやっぱり説明をして分譲をするということが必要だというふうに考えるんですけども、それはどのように考えていますでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） ただいまのご質問ですけれども、崖地近接というふうになりますと、建物等の建設は当然制限されるものでございますので、その辺建物が建てられる面積にはならないということになるかと思います。

ただ、利用としては宅地の一部というふうな形にはなりますので、その部分については分譲の際に十分ご説明申し上げて分譲していきたいというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分譲価格についてお尋ねいたします。

こちらは第2工区ということで、第1工区の方譲価格、あるいは直近の百目木地区の方譲価格の平米当たり、あるいは坪か分かりませんが、単価としては同じというふうに考えていいのでしょうか。それについて伺います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 分譲価格についてでございますが、宅地の分譲価格につきましては地価の下落等も考慮するというふうな形になりますので、現在のところ町内の地価については、宅地については下落傾向にあるというところもあります。そういったところも実際に分譲する時点での時点価格に反映していくという形になりますので、若干、値段的には立地的なところ等を考慮した形で若干安くなるか、同じぐらいなるかというところかと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 分かりました。

その場合というのは、これが10区画全部完売した場合のいわゆる町への収入というのは、これ支出に比べてどの程度というふうに見込めばいいのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君） 先ほどもご説明申し上げましたが、単価についてこれからというふうな形もございますので、ちょっと今、分譲価格との差というところは計算はされていないんですけども、これまでの分譲状況なんか見ますと、やはりいろいろとその場所場所によりますけれども、1工区については擁壁部分というのが非常に多いというふうなこと

もありまして、造成工事費が分譲価格をはるかに上回るというふうな状況もありました。

そういったこともありまして、今回の工事からしますと、そういった擁壁の数はそんなにはないかと思いますが、先ほどボイラーのほうでもあったように、資材代が高騰しているというところも、やはり若干影響が出てくるかもしれませんので、その辺はつきり固まった時点で実際には比較できるのかなというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第47号 令和8年度藤田地区住宅団地（2工区）造成工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午後11時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第48号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第48号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

取得しようとする財産は、スクールバス1台で、5月26日の指名競争入札の結果、株式会社ますやモータース、代表取締役、五十嵐克也が消費税を含む1,159万4,000円で落札しております。

納入期限につきましては、令和9年3月31日としており、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決を要することから提案をさせていただくものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

金子教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） 議第48号 財産の取得について、詳細をご説明申し上げます。

今回、購入しようとするスクールバスは、運転手を含め29人定員のマイクロバスで、メーカーは三菱自動車、四輪駆動、オートマチック車になります。このスクールバスは児童生徒の登下校に使用するため新たに購入するもので、車両の選定に当たりましては、児童生徒数を考慮しつつ、積雪時の送迎に優位な四輪駆動の車種を選定したのになります。

詳細につきましては、資料6をご覧くださいと思います。

購入後の運行体制につきましては、現在使用中の5台の車両の配置を見直し、最も使用年数の長い車両を令和9年度は校外学習等の送迎に使用することを予定しております。今後、令和10年度に小学校統合を控えておりますが、その際、本郷東小学校学区の児童全員がスクールバスでの登下校となるため、新たな車両を含めた6台体制での運行を予定しているところであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第48号の質疑を行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） スクールバスの購入ということなので、せっかくであります但バスの購入ではないところで1つだけ質問をさせていただきたいと思います。関係ないといって答えたくないというのであれば、答えてもらわなくても結構ですのでお願いいたします。

今、この間の新潟の部活動のバスの運転手の事故、またそのほかにスクールバス等の事故等が頻繁に起きております。その中で、当町としても運転手というものをある程度の数を確

保して、子どもたちを安全に送迎するために一生懸命努力はしていると思いますが、運転手の健康管理、また運転手のその日の状況などどのように確認をして、子どもたちを安全・安心に通学しているのか、その辺を町としてはどのように考えていて、また実行しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） 今現在、スクールバスの運転手につきましては、4名の方を雇用しているという形で行っています。毎朝、中央公民館のほうに出勤簿等も含めて来ますので、その際の確認であるとか、あとは通常何かあった場合には、すぐ担当のほうに連絡をするようにということの中で連携を取りながら、コミュニケーションを取りながら行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第48号 財産の取得について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第49号、議第50号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、議第49号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11、議第50号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第49号の条例改正と議第50号の補正予算につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第49号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本議案は、個人番号カードと在留カード等が一本化された特定在留カード及び特定特別永住者証明書による印鑑登録証明書の交付申請ができるよう、本条例の一部を改正するものがあります。

次に、議第50号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、県補助事業の内示を受け、農業者団体を対象に果樹産地緊急支援として行われる農業機械整備への補助金や、三郷地区における農業水路等長寿命化防災減災事業としてのため池廃止事業費を計上したほか、11月に皇居内で行われる新嘗祭に係る補助金や左沢地区市街地側溝一斉清掃に要する経費、また左沢楯山城跡地内で発生をいたしました地盤崩落復旧事業費など、緊急性を考慮した上で今後の事務事業に支障を来たすことがないように予算編成をさせていただいたものであります。

歳入予算は、事業実施に伴う県補助金などを計上するとともに、不足する財源につきましては、前年度繰越金を追加いたしました。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,860万円を追加し、補正後の予算総額を63億140万円とするものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては後日、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で議第49号及び議第50号の計2件の提案理由の説明を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） それでは、最初の一般質問は一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田勵一です。

大江町空き家バンクについて提言し、町長に伺います。

令和8年3月16日に、地域おこし協力隊の活動報告会が中央公民館で開催されました。7名の方から1人10分とし、進行もスムーズに進み、隊員一人一人の内容がはっきりし大変よかったと思っております。また、新たな新鮮さが感じられ、地域おこし協力隊が重要視されている要因の一つと改めて受け止めさせていただきました。

町の空き家バンクのチラシに変化が起きております。これまでにない新鮮なチラシが登場いたしました。それは、「大江町空き家バンク 温泉に近い物件特集！」と「大江町に住む

と温泉がお得？」のチラシであります。分かりやすく楽しい、これまでにない最高のチラシと言っても過言ではありません。

空き家をお持ちの方は高齢者が多く、ペーパーによるチラシとポスターや口コミによるPRが不可欠で、今の高齢化社会に合致しているチラシではないでしょうか。今後も町全体の方々に愛されるチラシ作りにチャレンジしていただきたい。そうすることによって、大江町空き家バンクの間口が広がり、理想的な形に発展し、明るい見通しが見えてくるのではないのでしょうか。

令和7年度大江町空き家バンクの成約実績は17件、今年度の4月だけでも2件の成約件数があります。大江町は全国でもトップクラスの実績を上げております。引き続き、新たなチラシが作られました。それは、「大江町空き家バンクに相談しよう！」というものです。漫画で表現し、分かりやすい内容になっておりまして、見て読んで楽しいチラシになっております。

地域おこし協力隊は、さらに大江町空き家バンクの発展をさせ、空き家対策日本一の大江町を目指し頑張りたいとエールを送りたいと存じます。

全国的に空き家は増え続け、大きな課題になっていることはご承知のとおりであります。我が蛸水住宅団地について申し上げますと、27年経過し核家族化や少子・高齢化が進み、空き家が増えておりましたが、ここに来て全国的な資材や人件費の高騰から、新築するよりも築30年未満の中古物件を求めているようであります。したがって、売り物件の看板を設置しますと、短期間で売れる状況であります。

また、新規就農者さんの売買、賃貸が成約されますと、新たな新規就農者住宅を建築する必要がなく一石二鳥となります。それには新規就農者さんとおしんの会さんとの日頃の連携が必要不可欠であります。新規就農者さん、おしんの会さんの人たちにエールを送りたいと存じます。

最後となります。我が大江町は多くの宅地を造成し、住宅団地を造ってまいりましたが、住宅建設は大手ハウス会社が80%強を占めている現状から提言いたします。

第1に、大きな課題ではありますが、大江町空き家バンクをさらに発展させるために、大手ハウス会社と契約し提携すべきであります。

第2に、年1回、道の駅おおえで大手ハウス会社を対象にする大江町空き家バンクフェア、説明会を開催すべきであります。

第3に、大江町空き家バンクをさらに発展させ、空き家対策日本一の大江町を目指しチャ

レンジすべきではありませんか。

以上、第1から第3まで3件、大江町空き家バンクについて提言し、町長に伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、土田議員からのご質問にお答えしてまいりたいと思います。ただいまの質問、大江町空き家バンクの取組に励ましのお言葉と将来を見据えたご提言をいただいたものだというふうに感じながらお聞かせいただきました。

地域おこし協力隊の活動と、その報告会に高い評価をいただいたものと受け取らせていただきます。大江町の地域おこし協力隊は、あらかじめ活動のテーマを定め、隊員を募集しているというミッション型の地域おこし協力隊としてお願いをしております。これにより、隊員のやるべきことが明確になり、活動もしやすいというようなことにつながっております。まさに今、評価をいただいたものと合致するような形になっているのではないかと思います。これからも自信を持って地域おこし協力隊の取組を進めていける、そんな後押しをいただいたと思っております。

さて、ご質問の中でありました空き家バンクのチラシであります。空き家バンク担当の地域おこし協力隊の隊員が作成したものであります。設置する場所の利用者の年代や、興味関心を分析し、目に触れやすいチラシやポスター形式で作成をさせていただきました。チラシを片手に、相談窓口に来ていただいた利用者も少なくないようであります。インターネットなどを通しての新しい媒体だけではなく、クリックしなくても目に入る、手に入れられる紙の情報提供の重要性を、このことを通して改めて再評価しているところであります。今年度の漫画を用いた新しい登録推進の取組も、ちょうどこれから効果がさらに見えてくるのではないかと期待をしているところです。

令和7年度の高い成約の実績であります。効果的なPRはもちろん、手放す決断をされた所有者の方々の判断によるものだと思います。幾ら制度を整えてPRをしても、所有者の方が手放す決断、これがなければ成約には至りませんし、空き家バンクの登録も増えません。空き家を解消できるのは、強いて言えば所有者の方の考え方一つです。この視点から、今年度は終活セミナー、これを開催しながら所有者のいち早い決断の一助にしていければいいというふうに思っています。

空き家バンクの物件には、農地が近く小屋もある一戸建て、面積に余裕のある農業者向け

の物件が多く登録されます。これまで、賃貸の新規就農者住宅から空き家バンク物件に住み替えた例は、1件や2件ではありません。新規就農者の住まい確保に役立つ空き家バンクの運営というふうなことにもなっております。

さて、今後の空き家対策について、3つのご提言のご質問がありました。

1つ目の、建てた際のハウスメーカーと連携し、空き家バンク登録を推進してはというアイデアではありますが、確かに所有者の方は、家に不都合があれば初めに相談するのはハウスメーカーなのかもしれません。ご協力いただければ力強い面がございます。

難しい点は、町は、どのハウスメーカーが町内でどれくらい担当しているのか、把握というふうなものはできていません。そしてハウスメーカーに引き受けていただけるか不明であること、そして町と今、県の宅建協会の連携協定、これに相反する可能性がある点がございます。連携協定で、空き家バンク物件の契約等の取扱いは宅建協会を紹介することにしており、ハウスメーカーが宅建協会に所属していないとなかなかお願いもできない。今の仕組みに加えて、新たに別の仕組みをつくる方法もあるかもしれませんが、現在の空き家バンクが宅建協会と良好な関係で運営し実績も上げていることから、今は取りかかるタイミングではないのではないかと思います。

第2に、ハウスメーカーを対象としたフェア、説明会についてであります。所有者とつながりの深いハウスメーカーを経由し、所有者に働きかけるアイデアだというふうに思います。

町では、5月に発送いたしました固定資産税の納付書に、先ほどありました漫画を取り入れたチラシを同封させていただきました。6月26日に中央公民館で開催する「終活セミナー in おおえ」のお知らせと両面印刷をしています。この終活セミナーですが、ちょっと終活セミナーというと少しイメージが後ろ向きな感じのところもありますけれども、そういう意味ではなくて、前向きにこれからのことを考えていこうというのが今の終活セミナーです。これは県が呼びかけ、県内各地で開催しているもので、このたび大江町に誘致をさせていただきました。誰もが今、住んでいる家が、将来において空き家になるかもしれません。先々の安心のため終活のセミナーに多くの方からご参加いただき、将来のことを様々な情報収集と考えていただく機会になればと思います。

固定資産税の納付書は、所有者の手元に確実に届く書類であります。すぐ着実にできる取組として、所有者本人に直接届くこの手法を優先に、これからも取り組んでまいりたいと思っています。

3番目の質問にありました空き家対策日本一チャレンジのことではありますが、大江町の空き家バンクは、山形県宅建協会と連携協定を結び、今の運営の方法になって以降、登録数、成約者数が安定して高水準で推移をしています。人口規模から見れば、先ほどあったように県内でも全国的にもトップレベルではないかと感じています。しかし、他の市町村と比べることよりも、町の中の課題がどのように解決されていくのかが重要なことだと思います。たまたま今年、昨年と最近件数が多いだけなのかもしれません。そして、空き家対策は空き家バンクだけではないと思います。空き家対策全体で最適解を探っていきたい、そう思っています。

先ほど質問にもありましたが、住宅の新築価格が高騰し、リノベーションという言葉が定着した現在、ハウスメーカー各社も新築だけではない業態を模索しているようでもあります。新たな業態の展開が、ご提案の空き家バンクとの効果的な連携につながる可能性もあるのではないかと思いますので、その辺は注視をしながら、この先考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 町長、どうもありがとうございます。

この3件については、私の考えとしては正直申し上げますと、今の大江町の好調の原因は、恐らく世の中の流れに合致したものだとは私は思っているんですよ。私の考えとしては、この3件に対して、今やれというものではなくて、今、絶好調なのでやっていっても無理かなと、こういうふうな、今後は下火になってくるかもしれませんし、そういうことも加味しての提言であります。

恐らく町長も気づいているとは思いますが、これは別に今が好調なので、変にいじくったりすることはしなくても、さっき言った宅建さんの気持ちも分かりますし、変なことになると思いますと、それもよくないと思いますので、もし傾向的には下火になってきたらというものの考えで一応提言したつもりであります。町長も私と合致しているところは結構あるんですけども、これは空き家というものは個人の持ち物で、いろんな考え方がありまして、これだけは間違っているとか、これがいいというのはなかなかないと思いますよ。

今後、恐らく空き家をお持ちの方にチラシを封筒に入れ郵送すると思いますけれども、これもやっぱり第2弾、第3弾とレベルをアップして、そして少しずつ理解をしてもらうように、なるべく早く後押ししていただきたいとは思っております。

町長、どうですか、これ。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町の今の空き家バンクのシステムは、非常に周りの方からもいい好事例として取り上げていただいている、評価をいただいているものだというふうなことは、いろんなところに行くと質問を受けたり、様々な意見交換をすると感じています。極端にというか、言い方を変えれば、大江町のやっている部分を参考に、自分のところでもそういったことができないかというような感じの意見が多いように感じています。

私は、この空き家バンク、コロナの前といいますか、数年前までは待っている姿勢で登録できるシステムは準備していますよ、欲しい方がいれば問合せいただければ紹介はしますよというふうな形での、どちらかと言えば待ちの姿勢でシステムというか空き家バンクの紹介業務をやってきたという形でした。

ただ、相談をいただいても、職員自体も言ってみれば不動産業なりの専門家ではありませんので、その先の契約の部分に関して、例えば値段だったり相続の問題だったり、そういった部分のことをきちっと説明をし、次の成約まで持っていくというふうなことは行政の職員としてはなかなか踏み込めないところがあった、そこから進まないというふうな案件もあったというふうに感じていまして、その後、県の宅建協会さんのほうと話の中で、やっぱりそこから、一定のところから先はそういった専門の方にお任せをするというふうなことで連携協定を結ばせていただいた。このことが成約率の向上に上がってきている大きな要因ではないかというふうに思っています。

宅建協会の方は専門家ですので、いろんなアドバイス、知識を持っていますので、大江町の物件について取り扱っていただくというふうなことが慣れてくれば、いろんな形でご協力いただけてきたと、そんなことが大きな要因であります。

それから、もう一つはやっぱり空き家の見せ方、PRの仕方、情報の提供の仕方、これが今、地域おこし協力隊を迎えて、その部分について少しスポットを当てながら努力してきた結果でもあるというふうに思っています。

皆さんも料理などを見た際に、写真を見ておいしそうかどうかというのは、やっぱりその写真の見せ方次第で変わってくる。空き家も、デコレーションしてはいけませんけれども、きちっとした紹介、外側、中側、そういった部分をきちっと紹介しながら解説を加えていくというふうなことでは、その丁寧さが相手側に伝わるのではないかというふうなこと、そしてそこからもう一步踏み込んだ問合せにつながっていくのではないかと、こんな大きくはこ

の2つの要因が、今うまくいっているシステムなのかなと思います。

なので、先ほど今すぐ土田議員からあったアイデアをどうこうというふうなことではないというお話がありましたけれども、今は比較的うまく運営が回っている状況だと思いますし、このシステムは県内でも物すごく注目されていることだというふうに思いますので、そのところをさらにしっかりとやっていきながら、次のことをにらみながら進めていくのが今のタイミングなのではないかと感じているところでありますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。

町長の言っていることは、ご無理ごもっともです。今後も、恐らくほかの自治体もまねすると思うんですね。いいところは、みんなまねする、これは確実だと思います。まねされて、こっちが負けているわけにもいけないので、これはこれで負けないように頑張るということですかね、まずは。

今、町長が申しあげました宅建さんの仕事が、今の状態からしますとうまくいっているからということで、それまでの分をいかに町の職員と協力隊が頑張ってやっていただくか、ここが今の話を聞きますと、私は一番大切なのかなと、こういうふうに今、思っておりました。まねごとされるんだったら、また新しい部分をもう一つ考えて、何かやってみるとか、それは今はいいんですけれども、やっぱり下火になったらこれをやってみましょうということも1つ考えておかないと、最後には平行線になってしまいますのかなと、こういうふうに今、町長の答弁から私は感じましたけれども。

我々もこういうふうにマスコミから取り上げていただいて、結構そのためにもやっぱりみんな伸びてきたと思うんですよ。実績が上がってきたというのも相当あるかもしれません。負けることのないように、やっぱり私は考えないといけないと思いますが、今の提言もどうでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 確かに今、言われたとおり、今いいからこのままで進んでいくというふうなことばかりではないというふうに思っています。

先日、こんなこともありました。実は毎年、お正月頃に「田舎暮らしの本」の中で、住みたい田舎ランキングというのが出ます。その中で、何度も紹介してはおりますけれども、大江町はここ3年ほど続けてかなり好位の順位、全国の総合ランクでも今年は12位というふう

な評価をいただいた、これは客観的な評価として受け止めていいのではないかというふうに思っておりますが、そういった評価を受けている。

そして今回、5月号かな、最新号だと思いますけれども、この「田舎暮らしの本」の表紙の部分に大江町の物件が、写真入りで100万円で購入できますというふうな記事が表紙になって出ました。これも、これまでの戦略の中の一つ、雑誌を使っていくというふうな中での戦略の一つ、そのつながりの中で、表紙と中身にそういったPRを載せていただくことができたというふうなことは、大変ありがたいことでありますし、大きなPRになってくると。

そんな中で、担当課のほうにちょっと話を聞いたら、やっぱりこの雑誌が出た途端に、問合せの電話なりメールが数多くきているというふうなことがあるようです。やっぱり、そういうものに物すごく興味を持っている方は多いのだというふうな証拠だと思いますし、そんなことの中で山形県の大江町というふうなところにも目を向けていただいているものだと思います。

出た物件だけではなくて、そのことが大江町の空き家バンクの中をのぞいていただく機会にもなるんだというふうに思いますので、ぜひこういった専門業界さんなりの雑誌だったり、あとは町のホームページばかりではなくて、そういう業界のホームページなどにも積極的にチャレンジをしていくような形で、さらに進めていければいいのかなというふうに思います。

先ほども申し上げましたが、町が空き家バンクの登録、そしてPR、こういったことをしっかりやる、そしてそのことについて宅建協会さんとのつなぎ役になる、そして宅建協会さんのほうからは専門的に成約までの部分を担っていただくというふうな連携、これが大事なのではないかというふうに考えておりますので、その部分もしっかり連携をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

物価高がここ、もう恐らくこのままいくんじゃないかなというふうに私は思っていて、やっぱり四、五千万円のうち1軒、新しいうちはそういうふうな状態になると。そうすると、借金してまでで4,000万円、もし借金しますと30ぐらいの人が相当苦しいわけですね。普通のうちだったら、今まで3,000万円ぐらいだったのが、今4,500万円ぐらいだと思います。

今のうちを見ますと、新しいパターンのハウス会社のパターンと、在来工法といって昔の日本の建物のと、完璧に二分されています。うちのところはやっぱりハウス会社の、蛍水団

地は大体そんなもので、あと50年ぐらい前の建屋は、大体、在来工法で、みんな今でいうと日本古来の建物になるんですけれども、それからずっともっと古くなりますと、古民家といっってこういうような豪華なお城みたいな建屋があるんですけれども、これは3つの部類に今、分かれようとしています。

恐らく空き家バンクも、やっぱりそういうものにマッチしている、その分野にどれが一番合っているのかというのは、農家さんからしますとやっぱり昔の工法というか、50年以上のお城みたいなうち、あれがやっぱり今からも大切なものになってくると思います。あと30年未満の我々、私も建てたうちみたいなのが、やっぱり今ははやっておりますけれども、お城みたいな古いうちだって、今後はどんどんと恐らく需要が出てくると、こういうふうに私は考えております。

よく考えますと、こんな古いうち、どうしてみたいな感じはありますけれども、いろいろテレビの放送なんかを見ていると、古いほどいいんだと、そういう人がいるわけですね。だから、すごく大切なものであると私は感じております。そういううちもばかにはできないなど、こういうふうに私は思って、この空き家バンクを頑張って、どうにか取り留めていただいて、頑張っていたきたいと私はそのように、古いうちも恐らく今使ってもらえるように頑張っていたきましたように、今後も我が町の空き家バンクで一肌脱いでもらえればありがたいと思いますが、町長どうでしょう。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、土田議員は3つぐらいのタイプに分かれるのではないかというふうなことを言われましたけれども、バンクの中でいろいろ見ていると、やっぱり20年から30年ぐらいまでの物件に関しては、バンクに登録すると本当に1週間ぐらいの中で成約したり、もしくは相当のお問合せの連絡をいただいたりというようなことが、度々あるようであります。なので、そういう物件は本当に今、家を求め、新築ではなくて中古物件を自分なりにリフォームをして使いたいという需要が物すごくあるのかなというふうなことを聞いております。

それから、古い物件といわれる古民家とまではいかななくても、少し昭和の初期ぐらいまで、私たちが生まれる30年代ぐらいまでなんでしょうか、そういった年代の物件についても、やっぱりそれは個人の価値観なんだというふうに思います。古いものを好んでリフォームして、そこに住みたいという需要もあるのだというふうに思います。

おとといですか、テレビを見ておったら、中古の車を何百万かけて直して、それを1,000

万弱ぐらいで車を売るなんていうふうなテレビ番組、オークションの番組をやっておりますけれども、そういうふうに好きな人は好きなんですね。なので、そういう方をターゲットにしていく上では、こちらのPRの仕方も変わってくるんだと思います。

先ほど申し上げたように、写真の撮り方一つにしても、紹介のコメントをつける方法一つにしても、やっぱりただ単にこういう物件ありますというふうな紹介だけではなくて、こんな生活ができるんですよというようなイメージの紹介の仕方だったり、家の中はこんなふうにしたら物すごくもっとよく使えるのではないというふうなコメントを足したり、そういったことをやっていくと、普通見ればちょっと古びた住宅なんですけれども、少し夢が膨らむといえますか、興味を持っていただける、そういう努力が町側ではその登録なりPRをしていく上では大切なのではないかというふうに感じていますので、その辺はもっとしっかりとやっていくべきものだというふうに思います。

空き家バンクの機能として、やっぱり空き家を生まないといえますか、解決するという方法は、将来に向けてやっぱり地域の負の財産にならないように、つまり危険住宅などにならないように、事前にその部分をしっかりと組み立てていくように所有者の方にお知らせをしていく、そういった役割も大きいんだというふうに思いますので、これからの将来に向けて、そういったことも所有者の方からは理解していただく、そんな中で先ほど申し上げた終活セミナー、そういったものも提供しながら頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） どうもありがとうございます。いや、いい答弁をいただきました。どうもありがとうございます。

我々も勉強して、油断をしないように私も頑張ってます。今後も頑張っていきたいと思っておりますけれども、やっぱりみんなからまねされるようになっていますよね、今。だから、まず、まねはすると思うのですが、それにめげずにもう一つ、1弾を考えて、ポケットに入れておいて用意しておいて、そして今後戦っていくと、こういうふうにすれば一步一步前に進む、後ろには絶対進んでいきません。必ず前に進めば、我が大江町も県でも有数の町になるのではないかと、私だけはそういうふうに思っています。間違いでないでしょうか、町長。最後に、もう言いたいことがあると思いますがお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 繰り返しのようなお話になるんですけれども、この町にとって、やっぱり今だんだん人が少なくなっている、それから集落の機能もなかなか難しくなってい

るというふうな中で、空き家というふうなものが増えていくと、先ほど申し上げた負の財産になってしまうというふうなことがありますので、まちづくりの中では空き家の解決というのは、非常に大きな課題だというふうに思っています。その部分を見据えながら、今、一生懸命やっていることは先ほど申し上げたとおりであります。

さらに、町民の皆さんから、やっぱり空き家に対して、少し長期のスパンで将来を考えていただくようなことをもっともっていただきたいなという、そのためにはやっぱり活用の方法、空き家バンクへ登録する、そういったことだったりというのも選択肢の中に入れながら考えてほしいと。

私、よく言うんですけれども、空き家バンクは登録したからといって、必ず売らなきゃならないというわけではないよ、かさなきゃならないというわけではないよと。問合せがあって、それは将来につながるような問合せになるかもしれないし、その時点でやっぱり登録はしたんだけど、もう少しこういう形で使いたいという選択肢もそこには生まれるはずでありますので、登録すること自体は空き家であればお勧めしていききたいというようなことを、もっともっと訴えていきたい、そんなことで取り組んでまいりたいというふうに思いますので、皆さんのご協力をお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） ありがとうございます。

いや、当分、この考えを私は変えることなくまた頑張りますので、まずはこれぐらいでいいでしょうかね。

じゃ、私の一般質問はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで、土田勵一君の一般質問を終わります。

1時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時55分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 関 野 幸 一 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 皆さん、こんにちは。

ここ1週間、30度を超える暑い日があったり、昨日、おとといのように20度にも満たない寒い日があり、なかなかうまく体調維持できないという大変な季節になっております。皆さんも健康には十分留意して過ごしていただきたいと思います。

さて、先日1日にオープンいたしました古寺案内センターに行ってみりました。当番の方からセンター内の説明をしていただきながら案内してもらい、昨年度の利用者は宿泊で2,000人ほどあったと、宿泊じゃない日帰りも入れれば4,000人ほどの利用者があったかなというお話を聞きました。今年度は去年と違う、いわゆる食事の提供がない簡易的な宿泊ということで、今年度1年間は利用していただくということで、去年以上に人が来るのではないかと期待を込めて話をされておりました。

また、せっかく古寺に行ったので、神通峡のほうはどうなっているかと思って足を延ばしたところ、神通峡の入り口のところには、この先危険なので通行止めという看板があり、中までは入っていきませんでした。やはり人が通らない、観光の目的にもなっていないということで、その間の町道なんかちょっと整備をしないと、なかなか危険で通れないかなというような道路になっておりましたので、その辺も今年度はどうするかと考えながら帰ってまいりました。

今回の質問は古寺の質問ではありませんので、この辺で通告した内容に移らせていただきたいと思います。

町内の公共交通の在り方ということで、今回まず3点ほど質問をさせていただきたいと思います。

町営バスの今後の運行路線はということで、質問をさせていただきます。

本町においては、以前より町営バス、乗り合いタクシーが、町内の事業所の協力を得ながら運行されています。町営バスに関しては、町内の東西を結ぶ大江西川線を、柳川温泉から出発し、左沢市街地を走りながらテルメ柏陵を結ぶ路線であり、町民の足として利用されております。開設当時のそれぞれの路線から時代の流れに伴い数回路線の変更を行ってきました。しかし、路線に関しては、現在も多くの方々から路線の変更を望む声が上がって

いるのも事実であります。

まずは、あえて言わせてもらいますが、交通弱者の多い地域などの乗り入れをどのように考えているか、町長に伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上です。

では引き続き、乗り合いタクシーについてのエリアの拡大ということで質問させていただきます。

町内全域での対応ではないため、多くの人がいる旧左沢地区、藤田地区の町民は、医院や買物に行くときなど、乗り合いタクシーではなく通常のタクシーを利用しなければなりません。当然のことですが、乗り合いタクシーの200円の利用料金ではなく通常のタクシー料金となります。路線バスとの関わりを考えると、なかなか難しいかもしれませんが、町民の方々が同じように利用できるようにしていくことが必要と思いますが、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

最後は、新たな公立病院への交通機関の考えはということで質問をさせていただきます。

2031年度に開院を目指している公立さがえ西村山医療センター、仮称ではなく決まったと思います。そこまでの町民の方々の通院手段として、これまでのように寒河江市立病院までの山交バスの料金の補助、新たな公立病院にもしていくのか、大江町単独で通院のための交通手段を考えているのか、また朝日町や寒河江市と連携して公共交通機関として運行していくのか、考えをお聞きしたいと思います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 関野議員のほうから、1問目として3つの点から、1つは町営バス、もう一つは乗り合いタクシー、もう一つは新しい病院への交通手段というような3点からの公共交通の在り方というふうなことでのご質問だというふうに思います。

1点目の町営バスの今後の運行路線について、これにつきましては議員のほうからご指摘のとおり、町営バスや乗り合いタクシーなどの公共交通機関は、自家用車などの移動手段を持たない高齢者や学生をはじめとする町民の皆様、とりわけ交通弱者と言われる方々にとって、通院や買物、通学等の日常生活を支える重要な移動手段であるというふうなことは認識をしております。

町営バスについては、これまでも町民ニーズや利用の実態に合わせて、関係機関や運行事

業者の皆様のご協力をいただきながら、路線の変更やダイヤの見直しを重ねてまいりました。直近では、ＪＲ左沢線の時刻変更に伴う接続の利便性を確保するために、令和８年４月１日に町営バスのダイヤの改正を行ったところであります。

ご質問にありました交通弱者の多い地域などへの乗り入れ、これに関する町の考え方でありますけれども、現在、町営バスは１台の運行であります。仮に集落の近くまで行く利便性、これを追求していくというふうなことになりますと、それぞれを迂回させると１便当たりの運行時間が長くなるというふうなことになります。全体の便数が減る可能性もあり、結果として利便性の低下につながってしまうという相反するようなことが起きてしまう可能性もありますので、慎重に対応しなければならないものであります。

これは物理的な部分と、あとは利便性の追求というふうなことの中で、どこでバランスを取っていくかというふうな問題だと思います。現在、やっているところが、今、町で考えているベストといえるかベターというか、そういう状況だというふうなことで取り組ませていただいております。

町といたしましては、単に町営バスの乗り入れエリアを拡大するというふうなことばかりではなくて、地域の道路事情や利用状況に応じ、乗り合いタクシー、これの柔軟な活用や、結節の強化、要は乗り継ぎの強化であります。これらを含めた多角的な視点で運行経路を決めていくというふうなことが重要だと思っています。

まずは、今年４月に実施をしたダイヤ改正後の利用状況を注視をし、確認をしながら運行事業者とも緊密に連携をし、どのような手段が最適なのかというふうなことを引き続き検討し、地域の声を丁寧に向いながら進めさせていただきたいと思っています。あわせて今後、大江町地域公共交通計画というものを作成していく中で、町営バスの最適な運行経路についても検討してまいりたいと考えております。

２点目にあります乗り合いタクシーの運行エリアの拡大について、これにつきましては、左沢地区や藤田地区にお住まいの皆様が、通院や買物などで通常のタクシーをご利用されている際、他地区で運行している乗り合いタクシー、これらの料金と差が大きく生じているというふうなことがあるのではないかとということを含めてのご質問なんだと思いますが、この部分については認識をしているところです。

議員ご指摘にありました民間路線バスとの関わり、これがなかなか自由にできない大きな理由であります。現在、左沢地区や藤田地区の主要なエリアは、民間のバス事業者の方がバスの運行をされているエリアであります。

公共交通網を維持していく上で、国の基本的な考え方としては、既に民間バスが運行されているエリアに、町が公費を投入して乗り合いタクシーなどの安価な公的サービスを重複して運行させることは、民間事業者を圧迫し、かえって地域の交通網全体の維持を困難にするといったような考えが国のほうにはあります。そのため、民間バスの路線がある地域へ、一律に乗り合いタクシーを導入するというふうなことが、制度上難しいというふうなことがこの辺にあるというふうに思います。

しかし、町民の皆様が等しく移動手段を確保できるようにしていくべきというようなことにつきましては、公共交通の目指すべき姿であるというふうなことを十分に認識はしております。そこで、町としては民間路線バスとの重複を避けつつ、左沢地区や藤田地区を含めた町内全域の利便性を高めていくための手法を検討していきたいと考えております。

具体的には、路線バスが運行していない時間帯を時間的な空白と捉えながら、乗り合いタクシーで補完運行する手法や、既存のバス停から離れた地域をエリア的な空白というふうにみなしながら、乗り合いタクシーの対象エリアを拡大していくといった手法も考えられます。それにつきましては、やはり事業者の方との協議が十分に必要ですし、公共交通会議の中でそのことを理解していただくというふうなことが必要であります。

こうした新たな考え方を取り入れ、地域間の不公平感を少しでも解消できますよう、今後策定を進めていく大江町地域公共交通計画の中でしっかりと議論しながら組立てをしていきたいと思っています。

なお、実際のエリア拡大につきましては、民間のバス事業者も参画する大江町地域公共交通会議、これでの承認が要件となります。関係機関と丁寧に調整を行いながら、町民の皆様にとって持続可能で最適な交通ネットワークの構築に努めていきたいと思っております。

3点目にありました新たな公立病院への交通機関の考え、これにつきましてはですが、令和13年に開院が予定されている公立さがえ西村山医療センターへの通院手段の確保であります。町民の皆様の命と健康を守る上で、重要な課題であると思っています。

現在、寒河江市立病院への通院につきましては、町内に住所を有する75歳以上の方、または身体障害者手帳を保持されている方で、運転免許証を持たず、かつ家族による送迎が困難な方を対象に、山形交通株式会社の路線バスを利用する際の運賃の補助を実施しているところであります。

新たな医療センターは、寒河江市内の現在の陵東中学校の跡地に建設される予定になっております。現在の市立病院とは位置が違いため、町民の移動距離や交通経路も大きく変わっ

てくると、そういうふうになります。

議員のほうからご質問いただいた運賃補助の継続だったり、町単独での運行、それから寒河江市や朝日町と連携した運行、これらについてであります。新医療センターは西村山地域全体の拠点となる中核的な医療施設となります。そのため、アクセス手段につきましても、大江町単独で完結できるものではなく、関係市町や交通事業者と連携した広域的な公共交通ネットワークとして対応していくことが基本になるというふうに考えています。

この広域連携の具体的な取組の一環といたしまして、現在、西村山地域の1市4町及び西村山総務課連携支援室で組織をしております地域公共交通ワーキングチームというものがありますが、ここにおきまして新たな運行ルートの検討材料を収集するため、現在の県立河北病院と寒河江市立病院へ通院されている患者の皆様を対象としたアンケート調査を実施することにしております。まずはこうした実態の調査を通じて、住民の皆様の実際の通院の需要や動線を把握してまいりたいと考えています。

その上で、山形交通株式会社の既定路線の見直しだったり、例えば新たな病院へのルートの再編などが行われるのかどうか、西村山地域全体の共通課題として検討されていくことになっていくと思っています。

大江町といたしましては、寒河江市や朝日町などの関係市町、そして山形交通株式会社と緊密な協議を行いながら、大江町民をはじめとする地域住民の乗換え等の負担がなくスムーズに通院できる移動手段の確保を関係機関へ働きかけていきたいと思っています。

その後、広域路線の運行形態が定まった段階で、大江町として今までのような運賃補助などをどのように継続するのか、見直しをしていくのか、あるいは幹線バスのルートから外れる地域の補完的なアクセスなどをどう構築していくか、これらを検討を進めていくというような順序で考えていきたいと思えます。

以上、議員からいただいた3点の質問にお答えいたしました。提言のありましたバスやタクシーの運行の見直し、新病院への通院手段確保は、将来にわたりこの町に安心して暮らせる、そんな重要な課題であります。社会環境が変化する中で、公共交通網の整備には、利便性だけではなく持続可能な効率性、近隣市町や民間事業者との広域連携の視点が不可欠だと思います。いただいたご意見を大江町地域公共交通計画に反映し、町民の皆様の安全・安心な移動と暮らしを守るネットワーク構築に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 3点ほど答弁していただきましてありがとうございます。

本来、私の趣旨とすれば、1つずつ町長とキャッチボールをしながらやっていきたいかなと思ったんですけども、ちょっと冒頭になってしまいましたので大変申し訳ありませんでした。

まず、1点目の町営バスに関して、町長から今現在1台で運行しているので、なかなかほかの路線を広げるということは難しいことではないかとお話いただきました。

1台で駄目だったら、2台出してもいいのじゃないかと私は思っております。そのときに、やはり路線バスの時間帯で、どういう目的で路線バスを出すのか。例えばJR左沢線に高校生なり、また通勤の方を乗せてくるのであれば、その時間帯に合わせての運行というものを考えればいいんじゃないかと思っております。

そのほかに、その後の時間でやはり例えば町内の医者に行くとか買物に行くという方のための時間帯、そういうものを考えながら運行というものをやはり少し頭で何をする、何をしたいのかと考えながらやれば、もう少し町民の方が使いやすいような路線になると思うし、今まで行ってないところに入り込んでいくということも、ある程度はできるのではないかと考えておりますので、その辺のところをもう少し、様々なところの公共交通機関でどのような運行をしているかなどを勉強していただきながら、お互いにいい運行ができるように考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目の今度はデマンドタクシー、かなり町長のほうからは前向きな答弁をいただきました。

やはり、このところも、以前にデマンドタクシーの路線をどうにかできないかと言ったときに、やはり一番は山交バスさんの路線だと、路線のあるところではなかなかそれができない。それは以前の質問でも同じような答弁もいただいていますし、ただ今回の答弁では町長のほうから空き時間のところ、バスが走っていない時間帯をうまく利用できないかなどという本当に前向きも前向きで、やはりこれはやってくれるかなというような意見をいただきましたので。

その辺のところもしっかりと、今度の公共交通の会議の中で、町長なり課長からしっかりと大江町の今の現状をしゃべっていただきながら、うちの町はこういうふうなことでデマンドを走らせたい、また乗り合いバスもこういうような形で走らせたいということを、しっかりと町の事情を説明して意見を言っていただきながら、先ほども言いましたように、町長が言われましたように、町民の誰一人も取り残さないように、みんなが平等に使えるような町の公共交通機関というものを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

す。

3 番目、これが一番の問題なんですけれども、やはり今度、令和13年度に開院する新しい病院、ここに行くためには、やはり今回はこれまでの病院と違って、今の陵東中学校のほうまで行くとなると、それなりに距離があります。普通の多分、今の現状の交通のアクセスでいくと、左沢線で行って寒河江で乗換えをして、山交バスか何かに乗っていくというのが本来の通院の手段になると思いますけれども、現状ではやはりマイカーで運転していくとか、家族の方から乗せていってもらおうということが一番多くなると思います。

先ほど町長も、今現在、市立病院に通う山交バスでは75歳以上、または運転のできない方、あとは家族で送り迎えができないという方に対して対象で補助を出しているということもありますけれども、やはり家族の送迎で病院に行くとなると、その方の家族の方の仕事もやはり休んだりとか半休を取ったりとか、そういうような形になって、なかなか大変になってくるのではないかと考えております。それを考えれば、やはり町で出せるか、町で出してもらえれば一番いいんですけれども、なかなかそういう予算の組み方もできないもできないのではないかと正直思っております。

そこで、朝日の議員さんと寒河江の議員さんと話をしまして、朝日町から大江町を通して、寒河江市のいわゆる天童大江線、いわゆる旧道のほうを通していけば、松川とか木の沢の寒河江の方も乗せていくことができると話をしながら、ここは1市2町で連携してバスを出すことができたらいねと話をしていたら、まさに町長が広域のほうでしっかりと考えることになると思いますとのことの答弁がありました。

これは、やはりうちと朝日と寒河江だけの問題ではなく、今度は西川と寒河江、寒河江と河北、それぞれの路線でそういう話が、今度進んでくるのではないかと考えております。そのときに、やはり13年の開院のときに慌ててうちの町はどうすると騒いでも遅いと思いますので、早い時期からこういう問題を出して、やはりきっちりと対応していただきたいと思っ
ての質問になりました。

1 番と 2 番目は、ほぼ満額の回答をいただいておりますので、3 番目の質問だけもう一度
お願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと満額と言われると、はい、そのとおりですとは言にくいところがありますので、先ほどの答弁の中をよく吟味していただきながら判断をしていただきたいというふうに思いますが、じゃ1 番目と2 番目はちょっとだけ触れさせていただきます。

バス2台にすればという方法もあるんですけども、バスというのは行って来ての往復を考えないといけないというふうなところがあります。片道だけシャトル的にやるというふうなことであれば、そのタイミングに合わせたあれがあるんですが、そのバスが必ず戻ってというふうなことが必要になりますので、なかなかそういう意味ではダイヤの組替えをするときに苦勞をしていると。そして2台回すというふうなことは、経費が倍かかるというふうなことになりますので、その辺の費用対効果という言い方よりも、利便性のほうが優勢に考えなければならない課題だというふうに思いますが、その辺の費用対効果のバランスといえますか、かけ具合というふうなことでは、今のところは1台は運行に使って、もう1台は補助的な部分で使っているという現状でありますので、ちょっと2台運行というのは現時点では厳しいかなというふうに思います。

それから、空き時間の利用、デマンドというふうなことは、ちょっとまだ入り口の話なので、これも相手がある話になります。一番はバスの運行事業者である山交さんでありますので、そのところを調整をしながら公共交通会議のほうで全体としての理解をいただくという手続になりますので、ここは相手との協議をうまく進めながら、そういったことができれば満点の回答というふうなことになるのかもしれませんが、その辺はちょっと今年頑張りたいところかなというふうに思っています。

最後にありました病院への交通手段ですが、これまで新病院の計画を様々していく中で、1市4町の首長が集まっての協議会の会議があり、新しい病院をどんなものにしていくかというふうなことを、いろいろ事前に説明なり意見を申し上げながら現在に至っております。何度か行われた会議の中でも、私は子育てをうたっている中で、産婦人科の問題だとかというふうなことと併せて、やっぱり町立病院を持たない大江町としては、新病院に期待するのはその交通手段も含めて、いろいろと全体で考えていただきたいというようなことを申し上げてきました。

先ほど申し上げましたように、1市4町の主たる病院でありますので、交通手段というふうなものを考えていくときに、現実的な話としては、やっぱり朝日町から大江を通して寒河江の病院に行くというような形の直行バスのようなものが、できるだけ本数を多く運行できれば一番いいのだというふうに思いますが、ただ利用者がどれぐらいいるのかというふうなことで、あくまでもここはバスの運行事業者の考え方というふうなことを見ていかないとできないものではないかというふうに思います。

そういった協議を見据えながら、同時にじゃ大江町としてどのような課題を解決していく

ための方法を提案していくかというふうなことも意見として申し上げていきたいと思っておりますので、できるだけ乗換えなんがなく直通で行けるようなバスを運行、移動手段として使えるような形をつくっていけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 1番目、2番目も答弁いただきましてありがとうございました。

3番目に関しては、やはり言っていることが、もうほぼごもっともだと思っておりますけれども、ここのところはしっかりちょっと頑張ってもらって、朝日町さんでは自前というかバスで様々山形まで直通で走らせたり、土日はやっぱり何とかバスの代わりに自前で左沢の駅のほうに走らせるということもやっておりますので、その辺のところうちの町でも少しちょっと考えればできるんじゃないかと思っておりますので、よろしく期待しておりますので検討していただきたいと思います。

それでは、爽やかに次の質問に移りたいと思います。

町内の防犯体制はということで、これも3点ほど質問させていただきます。

まず初めに、防犯カメラについてということですが、今年の3月に京都で起きました残念な事件がありました。その事件の解決にも、その地区内にある防犯カメラが役に立ったと言われたおります。今回の事件ばかりでなく、今、日本全国では様々な犯罪が起きております。ほとんどと言っていいほど、事件の解決には町の中の防犯カメラからのリレー捜査が解決を早めていると感じております。

以前、町内の様々なところに、町民の方の力をお借りしまして、防犯カメラを置かれてはという話をしましたが、実現には至っていないというのが現在であります。個人の方々に協力をもらえないのであれば、町内の様々な公共施設等に防犯カメラを設置することはできないでしょうか。本来、事件などないことはいいことではありますが、今の世の中、どういうことが起こるか分かりません。町内の施設、また町内の公園等でも、もし防犯カメラを設置していることであれば犯罪の抑止力になることもあるし、もし万が一何かあったときには素早く事件の解決になるのではないかと考えております。

このような質問も以前、同じような文面でしていると思っておりますので、答弁をお願いしたいと思えます。

また、通学路の街灯や防犯灯は、今現在、十分なのかということで質問をさせていただきます。

先般、大江中の体育館側の町道の街灯、防犯灯について、冬期間日没が早くなり、また町内でも熊の出没報告が増えている中、中学生が帰宅するのに暗くて危険ではないかと担当課に相談したところ、珍しく早急に対応していただき、子どもたちも安心して下校できるようになりました。このほかにも、通学路や中学生の通学路に関して、保護者の意見や再度職員が目視で確認するなど、子どもたちが安心・安全で登下校できるよう街灯や防犯灯の整備についての考えを再度お聞きしたいと思います。

左沢駅前ロータリーに街灯や防犯灯の設置を、これは以前10年ほど前に私が質問したと書いてあります。

現在、左沢駅を利用する高校生の大半が、家族の方からの送迎で利用しているのは町長も知っていると思います。冬期間は当然ですが、夕方になってくると子どもたちを待っている車を止めている駅前のロータリーは照明や街灯もなく、防犯上はもちろんですが、車同士のトラブルにもなりかねません。

10年前と変わっていません。人が集まる公共施設です。町長はどのように考えているか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、町内の防犯体制はというようなことで、2つ目の質問にお答えをさせていただきますが、3点に分けてご質問いただいておりますので、それぞれお答えをしていきたいと思います。

1点目、防犯カメラの必要性についてどう思っているかというふうなことです。地域の防犯対策、危機管理対策というふうな意味では、防犯カメラの設置は非常に効率的、有効的であり、犯罪の抑止力にもつながるというふうなことは間違いないと思います。

本町の公共施設においても、役場の庁舎や交流ステーション、言ってみればこれは駅、道の駅など町の主要な公共施設や小中学校には、防犯カメラを設置をして活用をしているところであります。

空き巣や窃盗などの犯罪防止やご近所トラブルなどの防止目的で、近年では一般家庭でのご自分でつけられるというようなことも多くなってきているのではないかと感じています。

商店など不特定多数の往来がある場所に防犯カメラを設置することは、犯罪抑止の効果が見込まれ、地域の防犯対策として町全体の安全・安心の向上につながる意義のあることでもあると考えています。そのため、引き続き警察や防犯協会と連携しながら、防犯カメラの有

効性、設置について様々検討をしていきたいと思いますが、設置に当たってどの場所がいいのかとか、どこに設置をしながらどういった活用をしていくのかとか、その辺を十分考えた中でないと、なかなか防犯カメラを有効的な場所に設置していくというふうなことになるないと思いますので、検討をさせてください。

2点目の通学路の街灯、防犯灯は十分かというご質問であります。現在、児童生徒の下校時における安全確保は、町にとっても大変大事な課題であります。通学路の安全整備につきましては、これまで関係機関と連携をし取り組んでまいりました。

現在の状況と今後の方針について少しお話をさせていただきますと、まず通学路の安全確保に向けた点検体制であります。大江町の場合、毎年7月頃に安全・安心なまちづくり危険箇所点検、これを地域の方々や関係機関、交通安全専門指導員など様々な観点から危険箇所を把握できるよう、体制をつくりながら進めております。

ご指摘の教育委員会の職員が自ら通学路を点検するというようなことは、学校現場の声をより直接的に把握をし、児童生徒の視点に立った安全対策を推進する上で極めて大事なことだと思います。現状では、各学校による安全点検の報告やPTAさんなどからの要望を受けまして、教育委員会として危険箇所の点検、確認を実施しているところであります。

町といたしましても、児童生徒の安全確保を最優先として、引き続きPTAなど関係機関による街頭指導などの地域の皆さんとご協力をしていながら、毎年の危険箇所点検を継続的に実施、そしてその結果に基づいた対策として、防犯灯を含めた安全施設の整備を進めていきたいと思っています。なかなか教育委員会、町としても気づかずにいるところがあり、先ほどスムーズな対応をしていただいたというお話がありましたが、情報をいただくというふうなことは非常に大切なことだというふうに感じております。

それから、3点目にありました左沢駅ロータリーに街灯や防犯灯の設置をとというようなことでありますが、左沢駅は町の重要な玄関口、そして多くの町民や学生の皆さんが日々利用している場所です。

議員からお話のありましたとおり、夕方以降の時間帯における駅周辺の明るさを確保することは、防犯面はもとより、歩行者と車両の双方が、より安全で快適にロータリー付近を利用するための重要なものであるというふうな認識を持っております。町としては、歩行者と車両の安全・安心の確保の観点から対応を講じていくというような必要性も検討しております。

10年前に同じ質問があったというふうな際に、私も現場のほうを見てきた記憶があります。

当時は季節的なものもあり、真っ暗というふうな状況ではなかったというふうには思います。でも、最近は駅前に新しいお店などもできて、非常に明るい駅前の形になっているのかなというふうに思いますが、ただ担当のほうといろいろ話している中では、東日本大震災のような大型の停電が長く続いた際に、やっぱり駅前という基幹的な場所が真っ暗なまま長時間続いていくというふうなことなどの危機管理上も含めると、何かしらの対応があって、そこに明かりがつくことによって、周辺の方の安心感だったり生活上の利便性といいますか、暗い気持ちがなくなるというようなこともあるのではないかと思います。そんな中で街路灯などをつけるというふうなことであれば、そういった部分でも配慮したような格好がいいのではないかというふうに思っています。

場所なども十分に検討しなければなりません、日常的な安全性や防犯性の向上、こういったこと、そして今、申し上げた災害などの非常事態の想定をした中では、停電時でも点灯ができる太陽光発電タイプのソーラーの街路灯をつけるというふうなことも選択肢の一つだというふうに思っています。

場所も含めて、平時、有事の両方において、駅周辺の安全と安心を得られるような、そんなことにしていくべきではないかというふうに現時点では考えておりますので、様々検討しなければならない課題もありますけれども、そんな方向で頑張っていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 初めに、防犯カメラについて、町長から今お話をいただきました。設置する場所はどこがいいかということで、これも少し前に進んだ答弁だったのではないかと思っております。

やっぱりつけるところとしては、これはつけていただくということを前提でお話をさせていただきますけれども、やはり子どもたちが集まる場所、公園とか、そういうところにはまず必要ではないかと思っております。あとは、例えば前にも言ったんですけれども、多分この役場の前の通り、大江西川線のところを防犯カメラがどこにあるかということを以前調べたときには、町内のコンビニさん、あと役場の駐車場を見ているカメラ、あとは以前はここから先はローソン、ヤマザワまでカメラがなかったんですよ。ということは何かあったときに、ここというのは悪いことをしてもずっと走っても何も分からないと、そういうふうな路線になっておりますので、そういったことにも町民の方に協力とか、企業に協力して置いていただけるなら、つけていただけるならつけていただければいいのではないかと思います。

ます。

そういう中で、私と同じように今回、防犯カメラの質問をした方には、やはり公園にもしっかりと防犯カメラをつけてもらって、子どもの安心・安全のためにも必要ではないかという意見もありますので、その辺のところも一緒に十分検討していただきながらお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとは、以前にもお話ししましたが、そんなに高いものでなくても、個人でもちょっとあれば家の軒先に防犯カメラをつけるとかできるものもありますので、その辺のところに対しても、まあお願いという形ではないんですけれども、少しでも予算を決めて補助なんかを出してもらってつけていただければ、そういう防犯カメラのネットワークリレーが広がるんじゃないかと思っておりますので、ご検討していただければと思っております。

あと、通学路に対する街灯、防犯灯などについても、しっかりと町のほうでも検討しているということの話をいただきました。しかし、多分これは教育長のほうになるかもしれませんが、小学校は通学路、中学生は自分が学校に行くときの通学路というものはなく、ここを通っていくとか、あそこを通っていくみたいな形で、中学生になれば自由なところを通って学校に行く、自由なところを通ってうちに帰るということがあると思います。当然、小学校で整備している通学路の街灯のあるところも通る子どももいると思いますし、わざわざ電気のないところを通る子どももいると思います。

でも、もし何かあったら、やっぱりそういうところも困りますので、しっかりとそういうところも学校に来る道路、様々なところを見ていただきながら、最低限度の街灯なり防犯灯などをつけていただければ、子どもの安心のためにしっかりとできると思いますので、教育長からもしっかりと町の中を歩いていただきながら、ここにつけたほうがいいな、あそこにつけたほうがいいなということを課のほうで話をしていただきながら、子どもの安心・安全のための体制をつくっていただきたいと思います。

3番目の駅前ロータリーについても、町長も様々なことを考えながら必要ではないかということをお聞きしました。まさに、そのとおりではないかと思っております。

ただ、すごく発言の中でいいなと思ったのが、停電のときなどにも使えるようなソーラータイプのそういう街灯か防犯灯をつけるということというのは、それは何も駅前だけじゃなくて、町内の公共施設、例えば避難所になっているところとか、そういうところも停電のときにしっかりと明かりができる、そういうものに切り替えていくことも今話を聞いて必要なのではないかと思いますので、その辺のところも今後の検討していただきたい思います。

ので、今回のお願いした課とは違くなるかもしれませんが、いわゆる横の連携を取りながら、こういう施設にはこういうものが必要だよね、こういうものがあつたほうがいいよねということは、やはり町民も役場の方も思っていることは一緒だと思いますので、その辺のところをご検討いただきながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

何かありましたら、いただければお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長ありますか。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 防犯カメラの部分について、この質問をいただいて思ったんですが、ないよりはあつたほうがいいというふうなことが1つあるんですが、もう今、車のほうもドライブレコーダーが新しい車のほうにはほぼ装着されてきている状況であります。ニュースで先ほど防犯カメラの話がありましたが、交通事故などではもうドライブレコーダーの映像がそういったものに利用されていくというふうなことで、ひょっとしたらそれだって同じような問題なのかなというふうに感じているところです。というのは、ドライブレコーダー、車にさえついている時代だから、さらに防犯カメラというふうなものも世の中にもう少し増えてもいいのではないかと思ったきっかけの話でございます。

そういう観点から、先ほど言った公園だとか、あとは町の入り口となる道路付近、出入りする車を含めた入り口付近などは、今、先ほど議員からあつたように一つの候補地になるのではないかなというふうに感じていました。なので、そういった部分を含めて、ただやっぱり公の部分で設置するとなると、あまり簡易型のもので耐久性のないものだったり、性能があまり高度なものでなかったりというふうなことでは、万が一に備えては不都合なのかなというふうに思いますので、それなりのものを設置していくというふうなことで考えなければならないと感じたところであります。

それから、通学路等の防犯灯の部分については、先ほども申し上げましたが、町のほうでも点検を共同でやっているというふうなことですが、日常的な中でお気づきの点があれば、お互いそこを確認し合うというふうな意味合いで、ぜひ情報提供をお願いしたいというふうに思います。もちろん、学校とも十分な連携を教育委員会のほうで取りながら、その部分は確認をしていきたいと思います。

駅前部分については、先ほど少し詳しく申し上げましたので、ちょっと十分に検討しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 今後とも、町内の防犯体制については様々な意見が出てくると思います。その都度その都度、時代の流れによって変わってくることもあると思いますけれども、しっかりと対応していただきながら、町民の安心・安全、子どもの安心な生活が守れるよう努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで、関野幸一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分

令和 8 年第 2 回大江町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 10 時開議

日程第 1 一般質問（4 名）

7 番 安食幸治

- 大江町の高齢化社会問題の心配
- 大江町消防団の装備充実を

5 番 藤野広美

- 防災無線の音声は適時に的確に

3 番 大沼清人

- 最上川舟唄の町外普及への公的支援について
- 楯山城跡へ木造櫓の設置を

6 番 櫻井和彦

- 大江町にスーパーマーケットの誘致を

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 安 食 幸 治 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） 皆さん、おはようございます。

昨日は西日本が梅雨入りしたとのことが気象庁より発表がありました。いよいよサクラソビの季節、収穫時期にも入り、果樹農家の方々も忙しい季節となりました。

また、先日の台風6号の町内においては、適度な風雨で恵みの雨だったのかもしれませんが。

そして、恵みといえば、昨日、私、NHK、NHKと言ってしまいましたけれども、公共放送の夕方のニュースを見ていたんですけれども、再来年の公共放送の朝の連続テレビドラマに山形県上山市出身というか、山形市と上山市にゆかりの斎藤茂吉さんを題材にした「ほんのモキチ」という題で、茂吉さんと妻の輝子さん、基本的に妻の輝子さんが多分、主人公だと思うんですけれども、その放映をすることが2028年の春からに決まりました。

それで、来年の秋頃から県内、例えば上山市とか山形市辺りにおいて、公共放送の撮影が始まるということで、私たちの町、大江町にも斎藤茂吉さんの歌碑が3つあります。それで、ちょっと検索したんですけれども、ちゃんと観光協会さんでは、この歌碑を題材にして歩くルートを策定していることに、先見の目があるなととても感心しました。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目、大江町の高齢化社会の問題。

大江町における高齢者の単身、夫婦2人家庭における家庭ごみの収集の問題です。

皆様ご承知の西村山広域行政事務組合での家庭ごみの収集は、燃やせるごみが週2回で、瓶、缶、ペットボトル、燃やせるごみの回収日が月に1度あります。

そこで、今もこれからも心配なのが核家族化、超高齢社会が進む時代における家庭ごみの収集問題です。

そこで、下記の2点についてを伺います。

1つ目、週に2回の燃やせるごみの日の収集場所問題。

町内の各集落内には数か所の収集場所があるが、高齢者世帯では遠いところもあり、ごみを持参することが困難であり、冬季の積雪時にはさらに輪をかけて困難であり、老老介護世帯も町内において多数あり、そして夏季においては臭い、虫発生の問題も出てくると思います。ご近所の協力もあると思うが、限界である。

そこで、ヘルパーさんを頼んでいる家庭等では、ヘルパーさんが訪問時にごみを収集日に関係なく回収できるシステムを構築する必要があるか。

2点目、収集箱の形態の問題。

ごみの収集箱については数種類あり、鉄製で溶接されて常時常設されているもの、物置型、金網で折り畳みできるもの、収集日当日に生ごみ袋に直接かけるネットなどがあり、特に左

沢町内では重要文化的景観の家庭や商店街もあり、ネット型が多いと思われる。

ネット型は当日しか出せないで、高齢者世帯の負担になっていると思います。ネット型以外は収集日の前日に、よくないと思いますが、ごみを出す世帯の老若男女を問わずあるのも事実であり、現在の社会生活においては、昔からの習慣になっています。

しかし、近年、全国都市中心部においても、熊のアーバンベア（都市型熊）化が進み、出没や目撃が多くなる中で、海外や北海道のある町では、生ごみの問題も注目されています。また、最近では町内にいる猫の避妊、去勢手術の助成のおかげで、野良猫数の減少により生ごみを荒らす件数は減ってきておりますが、代わりに学習したカラスによる被害が増加しております。

これからのネット型ごみの収集による鳥獣被害についても考えていく必要があると思うが、下記の2点について町長の考えを伺います。

よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、安食議員からありました質問にお答えをしていきたいと思いますが、2点あるというふうなことでありますので、順次お話しさせていただきます。

高齢化社会が進んでいるというふうなこと、そして独り暮らし高齢者世帯、そして高齢者のみの世帯、こういった世帯が増え続けているというふうなことは、毎回様々な場面で申し上げているところでありますが、ご指摘のありましたごみ収集問題だけではなく、買物や通院の際の交通手段など、大江町に限ったことではなく、全国的に地方での社会問題というふうなことで取り上げられているのではないかと考えております。

ごみ処理に困っている高齢者などの実態としてお聞きしているところでは、ヘルパーさんを頼んでいる場合やご近所の支援をいただきながら対応されている場合、あるいは別の世帯ではありますけれども、親族の方がお休みのときなどにお手伝いをされて、ごみをまとめ、区長さんの了解を得た上で、収集日の前からごみ置場に置かせてもらっている、そんなケースがあるように感じています。

また、直接クリーンセンターのほうに搬入するというふうなこともやっている方もいらっしゃるのではないかと考えています。

なお、ヘルパーさんにつきましては、介護保険事業の訪問介護に属する生活援助サービスとして利用することが可能であります。原則20分以上のサービスになることから、掃除やお買物など、一緒にこういったものもお願いをするというふうなことが多いようでございます。

現状を見てみますと、こういった支え合いの気持ち、支え合いの形、そういったところでできれば解決できるようなことをお願いをしていきたいというふうに考えておりますけれども、ヘルパーさんが収集日、収集時間に関係なくごみを出せるようにするというようなお話がありましたが、例えば左沢、本郷、七軒地区、こういったところにそれぞれ1か所程度、新たなそのための収集場所を設けて、そのエリアの収集日に合わせて回収するというふうな方法なども考えられなくはないのでありますけれども、その場合、収集日が合わなければ、左沢地区の住民の方が場合によっては本郷だったり、七軒だったりというふうなところに運ぶというふうなことにもならないのかなというふうなことが出てくるのではないかと思いますので、その辺のところは現実的には難しいところがいろいろあるのかなと。

そのところは結局、決められたその地区の収集日に出せないというふうなことは、ほかのところに持って行かなければならないというふうなことになるわけですから、そこら辺のところの課題、当事者としてどんなふうに思われるのかというふうなことも検討しながら、こういった問題、取り組んでいかなければならないんだと思います。

また、今度は逆の回収事業者というふうな面から見た場合でも、収集場所のほうが増えるというふうなこと、それから回数もひょっとしたら増えるかもしれません。加えて、新たな収集場所の設置管理費用などにも必要になるのではないかと、ヘルパーさんであるかどうか、ほかの方が持ち込むケースも想定しなければいけないというふうなことがありますので、その辺など様々、これまでにないことを始めるというふうなことになるわけですから、いろんな課題の整理をしながらやっていかなければならないと思っています。

また、地区によっては前日からごみを置くことが可能な収集箱を設置しているところもありますけれども、原則は当日の朝、出していただくというのが町全体としてのルールというふうなことになっておりますが、地元の方、区長さん等の了承を得て、他の地区のごみを持ち込むというふうなことは可能なかどうか、こういったことも協力をいただけるのかどうか、理解をいただけるのかどうかというふうなことを確認していかなければならないと思います。

ただし、管理上の面からも、なかなかその地区の方からの住民の理解を得られるというふうなことは、やっぱり管理の面からするとそれぞれの区なり隣組単位で設置しているという

ケースが多いわけで、ほかの人が持ち込むというふうなことになるのと、場所は違うというふうなことがあっても、なかなかそこら辺、管理の面からも課題があるかなと思っております。

高齢者の方々の日常生活に直結する行政サービスは、可能な限り充実をさせていきたいという思いはありますが、今、申し上げたように整理すべきところは整備しないと、なかなか単純にその部分を始められるという状況ではないのかなと思っています。

また、そういった個別のケース、どれぐらい需要があるのかどうか、そういったことを望まれているといいますか、あったらいいよねというふうに考えている方がどれぐらいいらっしゃるのかというふうなもの、数字的に持ち合わせていません。基本的には、やはりケース・バイ・ケースに合わせたような対応をしていくというふうなところから始めるのがいいのではないかと思います。ご近所の方の協力をいただいたり、ヘルパーさんを使って介護保険を利用したりというふうなアドバイスをしながら、その部分の個別のケース・バイ・ケースで対応していくというふうなところなのかなと思っております。

それから、ごみの収集箱の形態のお話がありました。

やはり、今、言われたネット型というふうなことでは、十分にごみを守るといいますか、外部からのカラス等の被害には避けられないのかなというふうにも思います。

その地区地区で大工さんに造ってもらっている小屋のような構造のところもありますけれども、そうではなくても、先ほどあったようにスチール製や金網タイプのもので折り畳み式というように、置いている場所もあります。そういったところで工夫をしていただくというふうなことがよろしいのではないかなというふうに思います。そんなに高くはないのかなというふうに思いますので、折り畳み式の金網の部分、ぜひ地区では集落活性化交付金なども利用できるものでありますので、その辺、地区、区として検討していただくようなことをこちらのほうとしてもお願いをしていく、指導をしていくというふうなことにしていきたいなと思っていますところでは。

答弁のほうは以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございました。

町長の言うとおりの、やっぱりその家庭家庭のニーズに合ったやり方というのが一番だと思いますけれども、例えば私が思っているのが、ヘルパーさんがほかのところに出すというのも、前日にでも、次の次、前の前の日でも出せるのは、ネット型以外だと出せると思うん

ですよ。

ただ、ネット型は本当に当日、朝、一応看板には朝8時まで出してくださいと書かれているだけで、前の日は出せなくて、前の日に出すとやっぱり防犯上も見た目も、カラスは夜、来ないと思うんですけれども、朝、明るくなりかけのときにカラスはもう活動していますし、少なからず野良猫だってまだ町内にはいると思うんです。なので、ネット型のごみ収集箱のある地区の高齢者の世帯の方が本当に大変だと思うんですよ。

夏は老人カーとか一輪車みたいなので生ごみの袋を持って老人が、おじいちゃん、おばあちゃんが場所まで持ってくる。常設型のやつでも結局、冬季間以外は手押し車で持ってきたりとか、まだ車が使え、運転免許証がある方だとわざわざ車につけて、収集場所まで持ってこなければならないということもあります。

例えば、逆に冬ですと老人カーも使えなくなるので、私、あるご家庭に行ったら、老人世帯なのにそりが置いてあるんですよ。孫さんでも来てそりで遊ぶのかなと思ったら、違うんだってと、このそりのごみをつけて収集場所まで持っていくための道具なんだという話なんですよ。

あと、ある家庭ではそりもなく、ずるずる引っ張っていくんだと。これは道路とか歩道に雪がある場合はいいんですけれども、道路に雪がないとやっぱりそれもできなくて、そのときは老人カーとか何かで持っていくんですけれども、なので常設の場合はいいかもしれませんが、今、一番問題というか、私が思っていることが、このネット型の収集場所しかない地区に限ってヘルパーさんに頼んで、ヘルパーさんが生ごみだけでもいいので1か所にまとめて、そこで例えば第1、第2とかとごみ収集の段階があって、1週目の月曜日・木曜日、火曜日・金曜日とかというふうに分かれているんですけれども、そのときのいずれか、1週間に1回でもいいので、1か所にまとめたやつをごみ収集屋さんに託してみたらどうですかという話なんですけれども、町長、その件に関してどう思っていらっしゃいますか。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） どこまで想定されているのかちょっと分からないところはありますが、例えば先ほど申し上げたように、左沢地区に1か所ヘルパーさんがごみを持ち込めるような場所を選定しておく、こういうことのお話なんではないかな。それではなくて、各区ごとにそういった場所を設けてほしいというようなことなのかというふうなところ、あとは、やはりそのヘルパーさんが持っていくというふうなことを介護保険なりの適用をさ

せてやっていくというふうな場合でも、例えば小見地区の方が役場の近くまで持ってくると
いうような手間が必要になってくるわけですね。その辺のところはどうか。

極論を言えば、そういった家庭をピンポイントに収集するというのが極論だと思うんです
けれども、ただ、それはやっぱり線引きの仕方が非常に難しいと思うんです。介護の度合い
で判断するとかどうかという線引きが必ず必要になるので、そこら辺のところが難しさもあ
るかなと思いますけれども、先ほど申し上げましたようにケース・バイ・ケースでご相談い
ただいた中でやれることをやって、それでも駄目だったら、今、安食議員からあったように
次の手を打っていくというふうな感じなのかなと。

ちょっとあまりにも大きく変えてしまうと、またそれも戸惑いの一つになるかなというふ
うな心配もありますので、細かいところ、もう少し具体的な事情に応じたような対応という
ふうなもので、どんなことができるのかというところなのかなと感じたところです。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） すみません、舌足らずで。

実は私が考えていたのは、このネット型の地域の方のヘルパーさんを頼んでいる家庭限定
です。例えば役場西口の左側の小屋に鍵掛けでというか、あそこにヘルパーさんから
持ってきてもらったらいいいんではないかなということ。これを極論としてというか、そのほうが、
例えば七軒にヘルパーさんが行っても、本郷に行っても、例えば三郷に行ったら、役場近
辺には来ると思うんですよ、何かのかにかで、業務上で。

そのときに、私が言っているのが、ネット型で前の日に置けない方の家庭限定の、しかも
訪問介護を頼んでいる家庭の生ごみをこの役場の西口のところに、ちょっと工夫して置いて
もらってはどうかという考えだったんですけれども、すみませんでした。よろしくお願いします。
その考えに関して、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） かなり具体的な個別のケースでのお話なのかなというふうに思います
ので、それはケース・バイ・ケースで、先ほどから言っているあたりで、解決できる方法が
ないのかというふうなのをもう少し具体的に相談すれば、解決の手法がありそうな気がして
お話を聞きました。

ただ、やっぱり町がトータル的にやるというふうなことになるのと、今、安食さんが
想定されているご家庭のことだけではなくて、やっぱり町としては左沢、本郷、七軒、全
てのエリアの中でどういったことができるかというふうなことを整理してやらないと、こっ

の人ばかり優遇しているというふうな不平等感が生まれてしまいますので、その辺のところは、町としてはそのところはきちっとシステムづくりといいますか、お膳立てをしながらやっていかないとけないというふうな点が1つと、役場に一回持ってくるというふうなお話がありましたが、今、出されているケースは、役場までちょっとヘルパーさんが帰りがけ、寄って行っていただけるというような形なのかなと想像しておりますが、今、言ったようにそういう方、そういうお宅だけではないというふうなこともありますので、ちょっとそこら辺、全体的にカバーしていく上の手法についてはどうなのかというのは、もっともっと考えて、きちっと町民の方にお示しをしていかなければならないというふうに思います。

こんなことが以前ありました。区に所属していない方のごみ処理の件で、やっぱり収集所に持っていけないのでというようなことで、クリーンセンターに直接搬入を毎回するわけにもいけないので何とかしてくれというような話があって、一度、では何曜日の何時頃まで役場の、さっき言われた西口付近のところにそういった場所を確保するのでというふうなことでお話をしたんですが、一回も利用していただけませんでした。

多分その方にとっては、やっぱりわざわざ役場まで持ってくるというふうなことが大変だったのか、そもそもちょっと役場に対するお話、別な意味でのお話だったのかというふうなことがあるんですが、先ほどから何度も言っておりますが、やっぱり個別のケースに合ったようなことで解決できないかというふうなところを、ちょっと今、安食さんの頭の中でも何家庭かあるようなことでありますので、ぜひその辺、もう少し具体的に総務課なり、あとは介護保険担当なりのほうにお話をさせていただくようなアドバイスをしていただければありがたいかなと。

あと、ネット型のごみ置場の件については、本当に折り畳みの金網式のやつがありますので、それをやっぱり集落活性化交付金などで区のほうにお願いをして、設置をしていただくような方法に変えていただくというふうに思います。常設の場合はやっぱり場所が必要ですので、借りなければなりませんけれども、移動式であれば一時的なものでありますので、何とかその辺、できるのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございました。

何となく区に入っていない人が役場に、町長の話を聞いて、何となく見覚えがあるじゃないですけども、聞き覚えがあるみたいな感じで私もちょっと聞いていたんですけども。先ほど町長が折り畳みのネット型のごみ収集箱を集落で買ったらいいいんじゃないかという話

で、去年までは1台につき限定3万円ということで役場のほうで補助してもらって、結構、私の近所の区でも多く、1か所、2か所ぐらい買った区があるんですけども、やっぱり3万円弱なんです。ピンキリだと思いますけれども、ただ、いいやつですと金網でもかっちりした鉄の溶接のやつでなっているやつ、あとは先ほど町長が言ったように折り畳みのやつ。

折り畳みのやつもこの頃、結構目につくようになっていまして、折り畳みの金網部分が黄色のやつとか、あと何かの色のやつで結構、町内でも見受けられるようになったんですけども、やっぱりネット型と同じく、結局、隣組長さんがごみ収集日に、朝か夜でもいいんですけども、準備して、収集が終わった後に今度撤去するというのが隣組長の一応役割だと思うんですけども、近年やっぱりどこでもですけども、高齢化の人たちがあって、回り輪番で、隣組長になってもそれができないという隣組も各区であると思うんですよ。その代わり、結局、近所の方が折り畳みの準備、撤去をするということもあると思います。

ネット型で今から集落活性化交付金で買っても、商店街とか重要文化的景観のうちの近所辺りのごみなんかだと撤去というか、折り畳みができるので見えないところに隠しておくということ是可以するんですけども、やっぱり問題になっているのが雪に弱いとかです。雪が降ったらカラスが来ないからネットに入れないでこのままごみを入れろという話もなることですし、雪を片づけるのが大変だから結局、折り畳みはしないでそのまま置いておくということもあります。

○議長（宇津江雅人君） 安食議員、もう少し簡潔に何を質問されたいのかお願いします。

○7番（安食幸治君） その辺も加味して私も考えていきたいと思いますけれども、取りあえずごみ箱ではなくて、ごみの収集の問題で、やっぱりピンポイントではないんですけども、そういうやり方でごみをまず集めてもらい、意向調査を行ってしてもらえば、高齢化社会に対して今からだんだんと、間口除雪の問題もあるかもしれませんけれども、こういうごみ問題もあるんだということで認識していただきたいと思いますので、どうかこれからの行政に生かしていつてもらいたいと思います。

それでは1問目、以上で終わります。よろしくお願いします。どうもすみませんでした。

それでは、2問目に移らせていただきたいと思います。

今年に入り、大江町では大規模な火災が発生して、大江町消防団、広域行政事務組合の消防士の皆様のおかげで、延焼拡大を防いでくださったことに心より感謝申し上げます。

さらに、大江町消防団の皆様におかれましては、4月26日に行われた消防演習時の威風堂々の姿勢に感激いたしました。

それでは、質問を始めます。

質問事項は、大江町消防団の装備充実をです。

全国で最近増加している大規模森林火災が、この大江町でも4月22日正午頃に小見地区の大山自然公園の付近の山中でありました。当時は風が強く、延焼拡大が懸念されましたが、県と宮城県の防災ヘリコプター2台が上空から散水、広域消防、町消防団員の皆様による懸命な消火活動により、午後7時頃に無事、鎮火状態となりました。

我が大江町では消防団員が減少して、山形県内でも最小の団員数となっております。まさに少数精鋭で町民の生命、身体、財産を守ってくださっております。

そこで、今回の森林火災を踏まえ、大江町消防団の森林火災時の装備充実を求めるものがあります。

1つ、小型軽量で水利から火災現場の近くまで持ち運びができる、現在町消防団に1台を装備している小型動力ポンプC-1の台数を増やす。

2つ目、水利のない火災現場で団員が消火するジェットシューター（背負い式消火水のう）の数を増やす。

以上の装備充実、拡大を通して、近年多発する大規模森林火災時の大江町消防団の戦力増強と思うが、町長の意見を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 安食議員のほうからありました大江町消防団の装備充実をというふうなことにお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま議員のほうからもありましたが、4月22日に大山自然公園付近で発生した林野火災につきましては、消防署員や多くの消防団員による懸命な消火活動、これらによりその日の午後6時49分に鎮圧し、翌朝午前5時からの現場確認を経て、午前7時13分に鎮火に至りました。

当日は非常に風が強い天気でありまして、大規模に拡大してしまうのではないかとというふうなことを随分心配をいたしました。焼失面積は約3ヘクタールに達しました。出火原因は、いまだに判明はしておりません。

同時期に三陸地方のほうで大規模な森林火災、林野火災があったために大変心配をしましたが、消防署、そして消防団の緊密な連携により、早期の鎮火が実現したことに改めて感謝

を申し上げたいと思います。

このたびの林野火災において、消防署のほうでは、火元上部付近から、消防署の水槽車や消防団の水槽付ポンプ車により吸水をして放水を行ったほか、背負い式消火水のう、これらによりの消火活動も行っていました。

一方、大江町消防団のほうでは、火元となっている場所よりも北側、山の下側の方です。こちらのほうから放水を行いました。幸いにして水利となる沼が付近にありましたので、そこから小型ポンプ3台を中継し、小型軽量のC－1級ポンプを山中に運び入れて2線延長をし、放水を行ったというふうな報告であります。

さらに、功を奏したのは、県の消防防災ヘリに加えて宮城県の防災ヘリ、この2台で上空からの散水を交互に繰り返していただいたことが、拡大に至らなかった大きなものではなかったかと思います。私自身も消防団員だった時代を含めて、ヘリによる実際の消火活動がこの町内で見ることがあったのは初めてでありました。西村山広域消防本部や県の防災くらし安心部など、関係機関に迅速に対応をいただいたことに対し、感謝を申し上げます。

このことで火の勢いは衰え、麓にある民家や企業さんの倉庫などへの延焼を防ぐことができたと思っています。まさに日頃からの訓練と点検を徹底していたからこそ、現場での冷静な判断、連携、迅速な消火活動が実現できたのではないかと考えています。

質問にありました小型ポンプではありますが、大江町消防団のほうにはC－1級の小型動力ポンプが1台あり、柳川地区の積載車に配備をしています。ほかにも小型ポンプとしてはB－2級やB－3級の小型動力ポンプを配備していますが、C－1級と言われるポンプはB級のポンプに比べると小型で、何よりも軽いため、比較的容易に地形の悪い場所にも運んでいくことができるというメリットがあります。

安食議員のほうからご指摘がありましたように、C－1級ポンプの場合は、今回のような林野火災の場合には、非常に効果的な装備であることは間違いないのではというふうなことを改めて思いました。

また、水の入っているバッグを背負い、ノズルから手動で水を噴射し火を消す仕組みの背負い式消火水のうと呼ばれているものも同等に、やっぱり森林火災等については効果的な装備である、そして、今回の火災の中では、持っている20機のうち17機を使ったという報告があります。

今回C－1級のポンプや背負い式消火水のう、この数をさらに増やすべきではないかというご意見をいただきました。まさに安食議員さんが消防団としての経験を生かした提案なの

かなというふうに思います。

消防団の装備の充実については、町民の生命や財産を守る、このためには必要不可欠なものであり、町では古い装備や資材等の更新について、年次計画を立てながら、順次進めているというふうなことでご理解いただきたいと思います。このたびの林野火災での教訓も踏まえて、消防団の意見をお聞きしながら、現状の団員数に見合った効果的かつ適正な装備の配置について、検討してまいりたいと思っています。

なお、議員の質問の中にもありましたが、ご承知のとおり、大江町の消防団員数は減少の一途をたどっております。装備面の充実と併せて、こちらのほうは本当に喫緊の課題ではないかと思っています。特に左沢中心部での団員数が少ない傾向が顕著であり、分団の在り方や再編などの考え方についても、議論が必要な時期になっているのではないかと私自身は考えております。

持続可能な消防団運営を実現するため、引き続き議員の皆様、そして地域の皆様、消防団員の皆様、こういった方からご協力をいただきながら、ご意見、ご提言を受け、進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解くださるようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 安食幸治君。

○7番（安食幸治君） どうもありがとうございました。

町長も私も過去に大江町消防団に入団していた経歴があり、まさに経験者としてのご意見を伺ったものと感じております。

説明の中にありましたように、C-1ポンプというのは多分、柳川地区に1台があつて、その1台は消防のときだけじゃなく、柏瀬灯籠の夏祭り、花火大会のとき消防団員が川上に持って行って、そこで延焼しないために事前に消火というか、水を散水するのに使われるほどやっぱり2人で本当に持ち運べるような、重いんですけども、このB-1とかB-2とかという上のクラスよりも、本当に機動力において、山の上まで持って行ける、ある程度まではということで、中継中継で行っても、ジェットシューターでシュッシュとする、例えばジェットシューターが20リットル入るといっても、20リットルを背負って山を登るといのはすごく大変なので、私も消防団のときにジェットシューターを二、三回背負って実際に山火事に行ったわけですけども、やっぱり半分か3分の1ぐらいしか水を入れないと登って行けない、火事の現場まで行けないということになりますので、やっぱり現場近くまで行ける、しかもジェットシューターで散水しているときに吸水もできるというやつで、やっ

ぱりC－1ポンプはとても大切だと思いますので、多分、分署もC－1は1台あるとは思いますが、やっぱり町でも、例えば柳川地区だけでなく、もう少し都会のほうにももう一台ぐらいあってというか、日本一の火災も前もあったわけですし、やっぱりそういう目で見て消防団の充実。

前、担当課に聞いたときなんですけれども、ジェットシューターは軽積載にはつける場所がないから使っていないという話がちょっと聞こえたので、その点も、各小型軽積載にもジェットシューターを1台、1袋というか、1セットみたいなものを何かの要望のときにとか、こういうのがあったらどうですかというのを、昨日も会議があったかもしれませんが、町のほうからも要望というか、聞き取りも行っていたきたいと思います。

町長がおっしゃっていたことで、私はあともう質問はないんですけれども、私を感じたことで、スコープで、ジェットシューターを持っていくかスコープを持って山火事に行くんですけれども、スコープですと先が細くなっているスコープ、丸スコというんですか、剣スコというか、なんですけれども、それだと木の根が張っているときに土まで入っていかないんですよ。土でかけて消すんですけれども、なかなか消せないと。

それだったら、やっぱりジェットシューターでC－1ポンプを今からの大江町消防団に装備充実をお願いしながら、私の一般質問とさせていただきたいと思いますけれども、どうかひとつ、少数精鋭で頑張っている大江町消防団の皆様にも少しでも役に立つように、私も一助、一言アドバイスしますので、町のほうの執行部の皆様もどうかひとつ温かい目で、入っていない人がいたら入団してもらえるように声がけをよろしく願いして、私の一般質問とさせていただきます。

本日はご清聴、ご声援ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで安食幸治君の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤 野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野広美です。

新緑と鳥のさえずりが心地よい季節になりました。季節を感じられるのはとてもよいことです。

それでは、通告に従いまして、防災無線の音声は適時に的確にという質問をさせていただきます。

今年3月18日、大江町左沢地内で大きな火災が発生しました。火災は10時55分頃に出火し、11時2分頃に消防に連絡が入ったとお聞きしております。

また、4月22日12時47分頃に小見地区大山自然公園付近で山林火災が発生しました。

3月18日の火災が発生した日は左沢小学校の卒業式の日で、式が終了して体育館を出た際に、今まで見たことのない黒い煙がすぐ近くから垂直に昇っていて、恐怖を感じたことを覚えております。私が自宅に戻る途中で、防災無線からサイレンが流れたと記憶しております。

今回火災が発生し、通報するまでに間があったため、広域消防に連絡が入るのが遅くなったということをお聞きしております。119番に通報があり、大江分署と役場に連絡が入り、防災無線から警報が出されたものと思います。町職員で消防団になっている方は、黒い煙を察知して、火災発生のお知らせがなくともすぐ現場に駆けつけたということをお聞きし、機敏な任務遂行に敬意を表するものであります。

今回の火災で、町内に職場があり、いざというときにすぐに火災現場に出動できる消防隊員が少なかったのではないかと改めて感じました。13時頃、私が近くの県道を通った際に、町道との交差点に進入禁止のバリケードを設置しているのを見かけましたが、この対応も遅いと感じたところです。

この火災発生後に町民の方から私に、火災のときは防災無線で適時に的確なアナウンスでお知らせすることが必要ではないか、行政の対応がなっていないと感じるという厳しい意見をいただきました。

この意見は行政側の次の対応に対してであります。町民の方の意見と私の考えも入れて、次の質問をさせていただきます。

①火災発生時刻から防災無線で警報が出されるまでのタイムラグはどれくらいあったのか。

②行政で防災無線から流す情報は、どこどこで火災が発生しました、消火活動に支障を来しますので、近づかないようにご協力をお願いしますというような内容を警報と同時に的確なアナウンスで流すことが必要であると感じます。今回の火災時は、火災場所についての警報アナウンスは出されたのでしょうか。

③林野火災注意報発令のお知らせなどは、オーディオ処理のフィルターをかけた音声で、遅い口調で何を言っているか分からなく、聞きづらいという声も多いので、この点については改善策が必要と感じます。

以上、町長はどのように考えるかをお伺いします。

壇上での質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 藤野議員からありました防災無線の音声は適時に的確にというご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどありましたように、3月、4月と町内では大規模な火災が続きました。これについては、消防署員並びに消防団員の懸命な消火活動により、人身被害には至らず、被害を最小限に食い止められたのではないかなというようなことは、不幸中の幸いでもあったと思います。

特に12区の資材置場で約500台もの仮設トイレ等が焼失した火災は、見たことがないような黒い煙が上がり、全国放送のテレビでも映像が流れるなど、衝撃的な火災であったと思います。この延焼により住宅3棟が全焼し、うち一棟は現に居住されている住宅でありましたので、町としても迅速に町営住宅を確保し、家賃の減免措置を講じさせていただいて、そこにお住まいをいただいているところであります。また、町民の方々の相互扶助の精神で成り立っている災害等互助会、この制度によりお見舞金をお渡しさせていただいているところであります。

大山自然公園付近で発生した林野火災についても、風が強い状況で水利確保もなかなか大変だったため、鎮火まで時間は要しましたが、県の防災ヘリと宮城県の防災ヘリによる上空からの消火活動も加わり、最小限の焼失面積に食い止められたのではないかと感じています。改めまして、火災の恐ろしさを、予防啓発活動、これらと併せて重要性を感じたところであります。

それでは、ご質問にあった3点、順次お答えをしたいと思います。

1 点目であります、新聞記事にも少し誤りがあるようでしたので、後日作成した火災報告書、これに基づいて経過のほうを説明させていただきます。

火災が発生したのは午前10時40分頃と推測をされています。こちらのほうは、はっきりと判断されていないのですが、恐らくこれよりも少し早い時間ではないかというような印象があります。119番通報があったのは10時52分であります。その後、10時58分に広域消防本部から指令が入ったのを受けて、防災行政無線のサイレンが鳴ったというふうなことになります。経過についてはこのようなことで、印象として、少し通報なりサイレンが遅かったのではないかという印象はありますが、実態としては、ただいま申し上げたような時間経過の中で進められたということでございます。

2 点目の火災発生時のアナウンスについてであります、発生場所を含めて、今回の火災に限らずこのアナウンス等については行っておりません。ご承知のとおり、令和6年5月に発生した檜山での痛ましい住宅火災を受けて、火災の規模、種類にかかわらず、日中、夜間を問わず、こういった火災の有事の際は、いつでも町内全域でサイレンが鳴るようにシステムを改修し、令和6年12月から運用をしております。

なお、広域消防からの指令を受け取り、防災行政無線でその情報を流すには、現状のシステムでは改修費用が発生し、時間も要します。なので、今年度から予定しております防災行政無線更新工事の中で、このことにできるだけ近づけるようなことができないかどうか、今、検討しているところです。ただし、火災の規模、種類によって流す情報の選別が可能かどうか、広域消防本部側のシステムとの調整も必要になり、現状のままでは難しい、できない、そういったことになっております。

3 点目の防災行政無線の機械音声聞きづらいということにつきましては、平成29年度にこのシステムが稼働して以来、いろいろとご意見をいただいているところであります。この点は、システムそのものの精度が上がってきていますので、先ほど申し上げた設備の更新、これに合わせてもっと聞きやすい音声なりにできるのではないかと期待をしているところであります。

なお、これまでも幾度となく繰り返しお話をさせていただいておりますが、新しい住宅になればなるほど気密性の高い構造になっています。家の中にいると情報が聞きづらいというふうなことは、これは住宅の構造上、どうすることもできないと思っています。

こういった災害等の、火災に限らず、災害等の情報については、自らがその情報を得よう、取りに行こう、そういったことがないとなかなか情報が伝わらない。町の公式LINEに登

録していただくというようなことをしていただければ、音声データで確認することもできます。テレビやスマホ、そして様々な情報を早く正確に受け取る手段は、様々な多方面からぜひ町民の方にはアクセスなりをしていただきたいなというふうに思います。

防災行政無線についても、あくまでも情報を取る一つの手段でありますので、そういったことで町民の方にはお願いをしてきたところであります。

答弁につきましては以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁で、火災発生時に防災無線からアナウンスは行っていないということでした。

この体制について、西村山管内の現状を調べてみました。全ての市町が火災発生時には警報のみのお知らせというふうになっておりました。いずれも火災が発生すると防災危機管理課の職員が火災現場に出してしまうということで、状況をお知らせする担当者がいないという状況があったためというのが理由でした。我が町においても、人員体制から難しいということが起こっているのではないかというふうには察しております。

寒河江市では防災無線を設置してから10年が経過したということで、更新時期であるということで令和7年度に防災無線の半分を更新して、今年度、8年度には残りの半分を更新するという事をお聞きしております。

更新後は、職員が火災現場に行ってその場所を確認した際に、パソコンに入力した内容が防災無線から流れるようになっていくということです。また、これまでは何を言っているかわからないという先ほどのことなんですけれども、それも更新後は人が話しているような音声に近い状態ということになっているので、とても聞きやすくなったということでもあります。

また、河北町では令和7年度に更新を終了しており、寒河江市と同様にとても聞きやすくなったという回答をおもらしております。市民、町民の方には、聞きやすい、情報が入りやすくなったということで、とてもよいというふうな声があるということでした。

西川町は消防隊が流す無線があつて、それを活用してお知らせをしているということです。また、防災無線から流す情報というのは、火災発生時だけではないようです。熊の出没、数日大雨となるような危険をお知らせする音声、これを職員の声で流しているということです。夜遅い時間帯のお知らせを今後どうしていくかということが課題だというふうな事をお聞きしました。

③の質問の林野火災発生情報発令のお知らせ、これはフィルターがかかっているということで、特に高齢者の方が聞きにくいというふうに感じているようです。

先ほど町長の答弁にありましたように、住宅状況が今よくなっていて聞きにくいというのももちろんあると思いますけれども、高齢者の方が聞きにくいと、外に出ても聞きにくいというふうに感じているようです。

この点については、スピードを速くするということも可能だとお聞きしております。また、フィルターをかけた音声というものは聞きにくいという声があるというので、朝日町は職員の声で音声を流しているそうです。西川町は、各家庭に対応されているタブレットから職員の声で音声を流すようにしているというようなことでした。

先ほど私が申し上げたように、さらに更新が終わっている寒河江市と河北町では、人の声にやっぱり近い音声になっていてとてもよいと。また、他の町では町民の声に聞きやすい音声にするために、職員の声で工夫をしているということです。

また、スマートフォンから火災情報を知ることができない高齢者がたくさんいるのも事実です。先ほど町長が答弁にありましたけれども、火災情報、注意報発令などは情報を取りに行っていたきたい、これは分かるんですけども、高齢者の方というのは、この登録すらできないという方もたくさんいるのではないかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、他町、既に終わっている市町を倣って、防災無線から流される音声は、適時に町民の方が聞きやすい、的確なものとなるように提案をさせていただきます。

大江町は、先ほど町長の答弁にありましたが、今年度と来年度、9年度で更新をするというふうになっていると思います。また、機種についてはいまだ検討中という答弁でありましたけれども、既に終わっている寒河江市とか河北町の防災無線、聞きやすくなったという音声を町長は聞いたことがあるでしょうか。

更新が完了する時期までにもし火災と熊の出没、災害に備える音声を職員の声で今の防災無線の状況からお知らせするという考えはあるかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 西郡の状況を詳しくお調べいただきましたようでありますけれども、寒河江市さんと河北町さんは、今までは大江町と同じシステムを使っています。なので、大江町はまだ業者が決まっておられませんので、同じシステムになるかどうか分かりませんが、同じシステムだとすれば、声の出し方だったり聞きやすさだったりというふうなこと

は、そこまで技術が進んでいるのではないかと想像しております。聞いたことがあるかというふうなことにしましては、まだ聞いたことはありません。

先ほど申し上げましたように、今年、機器の更新をするというふうなことでありますので、声のことだったり、伝わり方だったり、あとは聞こえやすさだったりというふうな部分は、一定程度はよくなるものではないかというふうなことを期待しておりますし、業者のお話でも、かなり技術は進んでいるので、そういったことも対応は可能になるのではないかというふうなお話を聞いておりますので、これから進めていく整備工事の中で対応というふうなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 先ほど私は防災無線、更新する前に、もし火災等とか災害に備えるかということが起きるような場合は、職員の声で情報を流すということはあるかという答弁に対してはいかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど冒頭、藤野議員からあったように、やっぱりどこの町もなかなか人員の確保というふうな部分では、現場の対応とそういった周知の部分等というふうなことでは、人手の部分でなかなかそのところは難しいという状況はご理解いただけるのかなというふうに思います。

そんな中でありますけれども、どういった情報を流していけばいいのかというふうなことです。今は、以前からもそうですけれども、広域消防のほうの電話による情報の提供というのをやっております。0119という電話番号です。これですと、どの辺でどんな火災が起きているかというふうな情報はそれで取れるようになっておりますので、そういった周知もしていきたい。今までもやっているんですけれども、そういった周知をしていきたいというふうなことと、あとはLINEによる情報提供というふうなものも有効な手段だというふうに思っています。

防災無線の活用については、ちょっと内部で十分に検討しないと、体制づくりで現場のほうがおろそかになってはまずいわけですので、そこをやっていききたいなというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 火災時はやっぱり職員が現場に駆けつけるということは分かっており

ますので、そこはしょうがない。新しい防災、更新になればきちんとなるというふうと思うんですけれども、先ほど申し上げた熊出沒などは、今年、既に5月末、下旬には熊出沒の情報というものが流されていると思います。

今年はもっと熊が多く出沒するのではないかとというふうに懸念をされています。毎年のように川の水量が増えるということも心配されます。火災はもちろん発生しないことが望まれるんですけれども、火災時ではない別のお知らせ等をやっぱりするというのは、大事なことでないかというふうに思います。

防災無線が更新されるまでは、他の町に倣って出沒状況を知らせることが行政が行う危機管理というものではないか、そういう対応は必要ではないかというふうに思います。対応を検討していくというところではあるようですけれども、ここに関しては十分に話し合いをしていただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、言われているのは、職員の生の声でやっているところもあるので、そういったことをどうなるかというふうなことです。例えば熊の出沒情報などについては、先ほどからあまり評判がよくないようでありますけれども、音声変換のシステムを使っています。つまり、パソコンで打ち込んだ文字が人の声で放送されるというふうなことです。なので、火災のような緊急を要する場合については、そういった余裕があるかないか、そのタイミングの問題もあると思います。

ただ、熊の部分については、数時間前に見かけたとかという情報であれば、ルールを決めた中でそれを音声変換で周知をするというふうなことで、今、続けておりますので、よほど緊急な部分でない限りは音声変換のシステムを使ってやっていけるというふうに思っておりますので、その辺のところは、そういうシステムを使っているというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 熊出沒とか災害に対する発令みたいなのは、私もSNSで聞くことができるんですけれども、やはりスローなテンポだなというふうには感じておりますので、もう少しスピードを早くするというようなこともできたらいいのではないかなというふうに思います。

お知らせ等は検討していくということではありましたが、ぜひよい方向に行くように結論を出していただきたい。更新する前でも検討していただきたいというふうに思います。

防災無線から流される音声というものは、やはり町民の方を守るためのものだと思います。聞きやすい音声で、適時に的確な音声でお知らせするということは大事だというふうに考えますけれども、再度そこはどのように考えるかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それは当然のことだというふうに思います。なので、ただ、やはり火災の情報であれば、消防団のほうなり町のほうにメールの文章で、広域消防のほうから連絡があります。その中身の部分までであればお知らせするというふうなことは可能なんですけれども、なかなか、どこどこの誰それさんの家が火災ですよという情報は、もちろんこれはプライバシーの関係からできないというふうに思います。

あと、先ほど藤野議員の最初の質問の中でもありましたけれども、やはり現場での混乱を避けるというふうな意味合いもあると思います。例えばの話で、近寄らないでくださいという放送がどうなのかという話がありましたけれども、人間の感覚として、近寄らないでくださいと言うと見に行きたくなってしまうような人も多くいらっしゃるのかなんていうふうに、ちょっとひねって考えるとそんな感じもしますので、出せる情報がどこまで、どういったものなのかというふうな部分、人の声もそうなんですけれども、私はこんなことができないかというふうなことを言っているんですけれども、メールの文章が消防団員には来るわけですので、そのメールの文章を音声変換して自動的に流れるというふうになれば、多分タイムリーな情報として生かしてくるのかなと、誰にでも知られるような情報というふうなものになるのかなというふうに思いますが、ただ、それができるのか、どこまでお金をかけるとやれるのかというふうなこともありますので、その辺の検討だと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 火災情報については、やはり特定のところということを表現するというのはよくないというのは私も承知しておりますので、今後、新しい更新になった場合、寒河江市、河北町のようにパソコンで入れた情報がそのまま流れるというふうなことであれば、文章の内容は吟味をして、職員の方が入れた情報を流す。これが聞きやすくなるということであれば、一番よいことだというふうに思います。

先ほど変換、フィルターをかけた音声というのは、スピードを変えることができるというふうに他町に行った際にお聞きしておりますので、ぜひここは検討していただいて、更新するまでは考えてみるということも必要だと思います。

先ほど申し上げたように、更新までの間に今後発生する、危険であるだろうというふうに、

水害の問題とかいろいろ出てくる可能性があると思いますので、その都度判断した上で、町政の危機管理というものを町民にお知らせするというのをぜひお願いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどからスピードの調整というふうな話がありますが、実はその文章を作って、それを流すために音声変換をする際に、喋るスピードだとか、あとそれから抑揚だとか、そういったものを調整をして最終的に音声として流しているというのが今の実態です。

なので、そのスピードも、今のスピードが遅いと感じられているとすれば、それは調整ができるはずでありますので、できますけれども、かえって早口になると今度、聞き取りにくいというようなことがあるのではないかとということで、今の現状で伝えるのが一番いいのではないかと調整をして流しているというところでもありますので、それは感じ方は人それぞれなので、なかなか難しいところだというふうに思いますが、いろいろ努力はしているというふうなことです。

それから、これからも、今のお話を受けた中でも、調整する際にはそういったことにも気をつけながらやるような対策をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 丁寧な答弁をいただきましたので、ぜひ改善になるようにお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 3番、大沼清人でございます。1時間お時間いただきまして、一般質問をさせていただきます。

私、今回、町会議員まだ3年足らずなんですけど、出馬に当たっては、スローガンとして「大江の宝を掘り起こす」というスローガンを掲げさせていただきました。大江の宝というのは皆さんいろいろ、あれが大事だ、これが宝だということはあると思うんですが、私はやはり、ソフト面では最上川舟唄、ハード面ではお楯山、この国指定史跡、この2つが非常に大きい存在、宝だと思っております。それにつきまして、執行部の皆様に質問させていただきたいと思っております。

まず、最上川舟唄の町外普及への公的支援についてでございます。

まず、現状を整理しますと、最上川舟唄は大江町のアイデンティティーであり、郷土愛の核でございます。最上川舟唄保存会では、小中幼稚園も含めて継承事業、それに加えて町外への普及に尽力をいたしております。ところが活動費、これは会費と篤志家の寄附のみで現在は賄っております。ただ、ボランティアによる遠征費、これが例えば東京に行く場合ですとかは相当費用がかさみますので、近い将来、枯渇するおそれがございます。

次に、戦略的視点から申し上げますと、東京おおえ会等での披露、最上川舟唄の披露、これは郷土出身者との絆を深める絶好の機会であります。出身者はふるさと納税や特産品購入を支える貴重な関係人口でございます。

3番目としまして、じゃ、その投資効果、舟唄の披露は町のブランド力であり、これを高め、将来にわたって税収や経済振興に多大な寄与が見込まれます。

では、これは教育的にどういうことかといいますと、やはり子どもたちへの、大江町には最上川舟唄があるということで、子どもたちがふるさとの誇り、これを醸成するための不可欠な要素だと考えております。

ところが、今回、経済的な制約で、もし東京おおえ会等々に派遣を断念すれば、首都圏との長年築いた普及の火が途絶える、この可能性も出てまいります。

そこで提案ですが、外部向け位置づけのさらなる強化、中ではありません、町内のいろんなプロモーションではなくて、県外、町外に対する、こちらへの後押し、これが必要だと思っております。これを単なる伝統保存から、町のプロモーション、交流事業、これへ明確に定義し直すべきだと考えております。それにつきましては、保存会の自助努力のみに委ねるの

ではなく、遠征費の公的支援を検討すべきだと考えます。持続可能な支援体制の構築こそが文化を守り、大江町をアピールするための未来への投資と私は考えます。その点について、執行部側の見解を伺いたいと考えております。

壇上からは、これで失礼します。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） ただいまご質問いただきました、最上川舟唄の町外普及への公的支援についてというご質問にお答えをさせていただきます。

最上川舟唄につきましては、この発祥の地である大江町、これにとって、将来にわたり受け継いでいかなければならない貴重な文化、財産、それこそ大沼さんが言われた宝物という認識は同じでございます。

最上川舟唄の普及を図るため、昭和57年から令和元年まで、正調最上川舟唄全国大会を36回開催しておりました。近年は、舟唄のつどいというふうな形に姿を変えたり、6月第4日曜日を最上川舟唄の日に選定するなどして、最上川舟唄の普及や情報発信に努めております。これらの取組の中心組織が最上川舟唄保存会であります。子どもたちへの指導や、花火大会など各種イベントでの唄や踊りの披露を通し、最上川舟唄の普及、啓発にご尽力いただいているのは皆様ご存じのとおりであります。

保存会活動の一つとして、昨年は東京おおえ会総会へ出席をいただき、最上川舟唄の唄と踊りを披露しており、大江町出身の方々が改めてふるさとに思いをはせる、そんな機会になったと思っています。このような活動は、大沼議員が今おっしゃられたように、大江町に関係する方々との絆を深めるツールになっているというふうに認識をしております。

先ほどの質問の中で、伝統保存から町のプロモーション、交流事業へという言葉がありました。私は、この最上川舟唄というものは、伝統保存は絶対にしていかなければならないものだと思います。本流のところがしっかりしていないと本物ではなくなるのではないかと思います。強い思いからです。そして、その上で活用がある、そう思っています。先ほど申し上げた舟唄の大会においても、あえて冠として正調という言葉を使ったというのは、その辺の先輩方のこだわりがあったのではないかと思います。

そして、既にこの町の大きな柱、魅力として最上川舟唄は位置づけされ、様々なところで町のイメージづくりに大きく貢献しているのは言うまでもありません。例えば、町のキャッチフレーズは「最上川舟唄の歴史とロマンの町大江」だったり、道の駅大江は「コラマガセ」

という愛称だったり、そして町の最大のイベントである灯ろう流し花火大会の開会式では、町の代表する宝として最上川舟唄を披露していただいたり、大江町、最上川、最上川舟唄発祥の地、こういったイメージ、流れとして町内外に根づいているものだと、さらに根づかせていかなければならないものだと思います。

ただ、全国的に民謡の置かれている状況は非常に厳しい、衰微または消滅、こうしたことがあるのではないかとされていますし、そういう動きだと思います。特に若者の民謡離れ、これが深刻であるとされており、本町の保存会においても、会員の高齢化や会員数の減少が進んでいます。保存会活動の主たる財源が、会費や寄附、町の補助金に限られている、安定的な活動の継続に苦勞している現状は、私も理解しております。5月8日に行われた中央公民館での保存会の総会に出席した折に、その中の意見として、保存会のほうでも会員増加に向けた声かけや、取組に賛同する企業さんなどから寄附を募ることなども検討し、新たな収入源の確保とともに、支出面での見直しなど経費節減にも努めていくというような話がされておりました。

町としてもこれまで、保存会への運営費の補助に加え、非常に、ある程度例外的なことであるんですが、事務局機能を町が担うなど金銭面以外においても支援を行ってきております。町の伝統文化の継承とともに、最上川舟唄の普及、啓発の観点から、町による事務局機能は今後も継続していきたいと思います。町からの財政的な支援ということにつきましては、保存会における現在、そしてこれからの活動の内容や収支の状況などを見ながら考えてまいりたいと思っております。

最上川舟唄は、本町の風土と歴史が凝縮された文化の一つだと思います。議員の皆様におかれましても、このすばらしい郷土の文化を共に支え、育てていくという機運を一層高めていただきますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ただいま町長から答弁いただきましたが、答弁には町が事務局機能を持って担っているとあります。事務局として内部に入っているのであれば、保存会の収支が近い将来枯渇するという厳しいデータ、これは既に執行部として把握していると思います。状況を見ながらではなくて、現在の財務状況を町としてどう捉え、分析評価しているのか、明確な答弁を求めます。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ここに、私が参加した折の保存会の通常総会の決算書があります。7

年度の決算では、差引きの翌年度への繰越額が18万1,526円、予算の規模としては230万ちょっとというふうなことに決算されているようですが、そのほかに保存会基金会計決算書という部分があり、差引きの基金の残高として101万86円という数字が載っております。そのほかに会計としてはCD販売の明細というふうなことがあります。

こういった基金がある中で、今後、こういった活動をし、こういったことに支出が必要でというようなことをしっかりと議論しながら、町の支援策については考えていきたいという意味合いでの説明でございます。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、保存会の補助、サポートというお話だったと思うんですけども、最上川舟唄の町外披露、東京ですね、これはふるさと納税とか特産品購入を引き出すための極めて有効な、いわゆるトップセールスでございます。これを単なるボランティアへの活動費、支援と矮小化、小さくするのではなくて、大江町の経済圏を広げる、そのための戦略的な営業投資というふうに考えるべきじゃないんですか。要は投資対リターン、ROIの観点から町外プロモーションの価値をどう位置づけているのか、それが全く分からなかった。もう一度お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 町の事業として、様々な町外的なプロモーション、PRというふうなことは行っております。その中の一つに、この最上川舟唄の発祥の地としての、あえて言葉を使わせていただければプロモーションというふうになるんだと思います。

私どものほうでも、先ほど言いました一部の補助金、そして事務局を担っての一体的な行動、そういったことをやりながらやっているというふうなことで、ご質問の中では、補助金なり支援のお金を出すことだけが何かプロモーションのように私には聞こえるところもあるんですけども、それではないのではないかと。全体として支えていく、支援していく、発展させていく、そういったことを考えていかなければならないと思っています。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、全体的な面で支援したいというお話だったと思います。現在、もちろん町からは、保存会は支援を受けています。年間9万円です。もちろん事務的なことをしてもらっているというのはあるんですけども、踊り子さん、唄い手、三味線、大体6人から7人行ったとき、大体30万円、交通費かかります、東京大江間、年間1回だけで。まして、今度の秋に山形県人東京連合会、総会山形県人まつり、ホテルオークラで1,000人程度

のレベルの県人OB集まります。そのときの予算を一応立てているんですけども、保存会では。これが30万円近くかかります。

じゃ、そのときに踊ってPRした、もちろん町長もいらっしゃるやに聞いておりますけれども、その結果、例えば1,000人のうちの1割、100人が例えばふるさと納税、あるいは地元に戻ってきたとき、ああ、大江町にもちょっと寄ってみようかなと、一人5,000円使うとなると、これ50万ですよ。30万、50万返ってくる。じゃ、その50万というのは、保存会はメリットはないわけです。関係ないわけです。町なんです。町の収益になるわけなんです。ですから、これが保存会云々だからどうのこうのって、それは非常にレベルの低い話と私は思います。

もちろん東京おおえ会、これは関東圏で、ある意味で大江町の営業部門じゃないんですか、足がかり。この間も柳川温泉で私ども意見交流会させてもらいました、会長と一緒に。もっと使ってくれと、もっと絆を深めましょうとそういう声です。我々は東京おおえ会としても大江町に何とかもっと貢献したいと、それを随分おっしゃられていました。それはやはり、働いてもらうためには、やはりこういった最上川舟唄の生の演奏で、お互いの交流、絆をもっともっと深める、そのリターンとして町は利益を受けるわけです。

ですから、単に保存会で補助金がどうのこうのと低いレベルで考えては、僕は駄目だと思うんですよ。明らかに町のプロモーションというふうに再定義すべき。その意味で、例えば業務委託、町の活性化、リターンにつながる業務委託を保存会に上げるんですよと指示をお願いします。そのための業務委託費用を払いますと。それが当たり前じゃないんですか。それについての、要は保存会の補助金ベースという考え方なのか、それとも町の活性化のために業務委託という大きい立場で物事を考えるのか、それを町長、お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大沼議員さんがおっしゃっていることは多少理解するところはあるんですけども、何かそのために、町はもっと保存会のほうにお金を出すべきだというふうに聞こえてしょうがないんです。言っていることは多分違うんだと思うんですけども、そういうふうに聞こえてしまうんです。なのでそこは、今、違うという声がありましたので明らかに違うんだなというふうに私は理解しますが、そのために、バックというふうな考え方ではなくて、やはり町は町として、最上川舟唄も一つの重要な宝としての素材であるというふうなこと、また、花火大会は花火大会で、そういった部分では大きな素材である、資源であるというふうなこと、そういう中でどう組み立てていくかというふうなことが大事な

のではないかと思います。

先ほど、東京おおえ会の方の話がありました。先日、柳川温泉に大沼議員も一緒に行ってきたというようなお話がありましたが、その日、役場のほうに役員の方が5名かな、いらっしやって、いろいろ意見交換をしました。

その中で、私たちは、今まではというか、コロナ禍というふうなこともあったんだというふうに思いますが、最近やはり会員同士の親睦だったり、そういうふうな部分で非常に取組んできたけれども、改めて少し、会長さんが変わられたりというふうなことがありましたんで、改めてこの大江町のために、ふるさとのために私たちも協力したいんだと。なので、様々な提案もしますし、それを受けて、町側でもいろいろと組み立て方をしてほしいというふうなお話があり、それはこの間は1回目のお話でありましたので、また次の機会にお話をしたい、していきたいねというふうな話、そして7月の頭には東京おおえ会の総会がありますので、またそのときに、行きながらも意見交換をさせていただくというふうなことで、非常に、今の東京おおえ会さんは、町に対しての協力の意思が非常に強い形で意見をいただいているというふうなところです。

なので、今年も東京おおえ会の総会のほうには、最上川舟唄の唄と踊りのほうが参加させていただくというふうなことでオファーをいただいているようですけども、そういった交流を積み重ねていく中で信頼関係も築かれていくのではないかと思います。

私は、最上川舟唄をPRしたくないとか支援したくないとかなんていうふうなことは全然思っていませんし、冒頭申し上げたとおり、しっかりと町の宝として育てていかなければならない、保存しなければならぬ、頑張っていかなければならないと思っている一人です。ぜひ、皆さんでこの部分を盛り上げていただけたらありがたいなというふうに感じているところです。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 多少の理解のそごはあるかもしれませんが、別に私は最上川舟唄保存会云々を最初に言っているわけじゃないんです。最上川舟唄を通じて町にどれだけのリターンを持ってくるんですか、そのためにツールとして使ってくださいということを申し上げた。

民間の感覚から言いますと、利益を生み出して関係人口を拡大する稼ぐ力のある事業には、それ相応の活動費、それを重点的に配分するのは当然だし、これは組織運営の鉄則ですよ。きっと町長は、特別視するんじゃないと見られるんじゃないのということを非常に気にして

おられると思うんです。でも、やはり最上川舟唄は、これを拡大することによって町外とのパイプ、ひいては町の利益にダイレクトに反応する。これは、町としては単に保存会云々に任せるんじゃないなくて業務委託の範疇ですよ、商工費の、とは思われませんか、町長。ちょっとそれについて、要は予算の枠組みはどう思いますかということです。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） というふうな表現を大沼さんがされるので、私は何か全てお金のことを言っているんじゃないんですかというふうなことを先ほど申し上げたんです。そうではないというふうなことなんです、質問の端々にそういったことがずっと出てくるということなんじゃないかなというふうに思ってしまうというふうなところなんです。

これはもう本当に何回も申し上げますけれども、ここにいる方、議会開会の冒頭に最上川舟唄を全員で合唱しました。私は、山新さんのインタビューなどもあったので、最上川舟唄は非常に難しい民謡です。だけれども、こうやってみんなで唄うこと、何よりも上手に唄うことよりも楽しんで気持ちよく唄うことが、この最上川舟唄の日のことではないかというふうなことを申し上げました。ちょっと今日の新聞記事、言葉足らずで何か訳の分からないような感じが私したのであえて申し上げます。

そうなんです。あの舟唄の日のときもみんなで唄います。そのときも、うまく唄うために唄うのではなくて、自分が、みんなで気持ちよくなる、そんな唄を唄いたいという思いで舟唄の日を私は迎えたいというふうに思っています。そういった町民が、そして、そのことを見ている町外の方が、この最上川舟唄は大江町の代表的な宝なんだと、そういうふうに思ってもらえるようにしていくのが最上川舟唄のプロモーションではないかというふうに思っています。

そのために、また戻りますが、お金はある程度必要だったらそこは考えていかなければならないというふうなことで、活動の状況なり予算の中身などを見せていただきながら、その部分は考えていきましょうねというふうなお話をさせていただいているので、何かちょっと、そのところが論点がずれているような気がするんですけれども、気持ちはそういう意味でありますのでご理解ください。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） どうしても、私、民間出身なものですので、費用対効果というのはもう、これがないと絵に描いた餅になってしまうと思うんですよ。生きた金、これはどうか。その反面、歴史伝統、これはこれできちんと守らなくちゃいけない。そのバランスだと私は

思っています。もちろん、今、今後については、町長はきちんと、これは大事なものだから保存するし、バックアップもするし、これ以上の、ということをおっしゃいました。

それはそれとして、ただ、それだけではなくて、ちょっと執行部の皆さんに言いたいのは、もっと最上川舟唄をバックアップするには、例えば、ふるさと納税の使い道指定ということで1つ枠を設けるとか。果樹とかそういうものではなくて、そういう特定の目的のためのふるさと納税、これをつなぐ。例えば、プロモーション業務の委託化、別にそれがたまたまこういう人であった、最上川保存会かほかの人か知りませんが、きちんと町にとって利益があるんだったら、これはプロモーションとして認定する予算を、キャップ、上限を決めて予算化すると。例えば、ほかには認定制度、アンバサダー、いわゆる大江町の大使として認定しますという、そういうプライドを持っていただく、こういうやり方も僕はあると思うんですよ。

ですので、お金というのはもちろん大事なんですけれども、そういった町民の方がみんなで応援しようという、そういう気持ちになれる、そうして派遣される、行く方も希望を持って、自信を持って東京おおえ会と接していただいて、よりウィン・ウィンの関係になる。だと思いますけれども、もし、町長、それについて最後におっしゃりたいことがあればおっしゃってください。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど、私は民間出身だからという言葉、大沼議員の一般質問の中ではよく出てくる言葉だなというふうにいつも思います。というのは、町長あなた、あまりそういう認識がないからなんだよというふうに言われているようにも思います。なので、そこはきちっと受け止めるところは受け止めながら進めていかなければならないというふうに、毎回思われるんでありますけれども。

先ほど、費用対効果という話があったんですけれども、やっぱり行政がやっている仕事の中で、なかなか民間ではできないことを、行政だからできること、もしくはボランティア活動だからできること、そういったこともあるのではないかと思います。それがやっぱり、お金を生み出しはしないんだけど町にとって必要なものというふうなものもあるんだと思います。そういったところを埋めていくのが行政の役割ではないかと感じたので、一言お話しさせていただきます。

それから、大使という、舟唄大使というのはなかなか、有名な民謡家の方が最上川舟唄の第一人者だとか、最上川舟唄のことで何かしらの知識をお持ちの方だとか、そういった方を、

町内の方ではなくて町外の方の中でそういった方がいらっしゃれば、そういう大使として認定するという方法などもあるかなと思ってお話を聞きました。

東京おおえ会さんの役員の方には、大江町の観光大使というふうなことでの名刺をおあげして、大江町のPR活動の一助を担っていただいているというふうな取組をしております。また、役員の方も新しくなったので、その辺相談しながら、大江町全体のPR大使として最上川舟唄も含めて活動していただくような仕掛けなんていうのは考えられるかなというふうにお話を聞いて思ったところです。頑張っていきますのでご協力ください。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

では、2番目の質疑に移らせていただきます。

楯山城、この跡地に木造のやぐら、櫓、これの設置をということで申し上げます。

前提としましては、国指定史跡左沢楯山城址、これは隣接する日本一公園から見る絶景と並ぶ、本町が誇る歴史的な財産でございます。教育委員会は、ずっと整備、歴史を体験できるような散策路ですとか案内板を整備、あとは木の伐採等々ですね、相当見晴らしがよくなった、これは非常に協力されている。

ところが、日本一公園の来見者はすごい多いです、本当に。ところが隣の楯山城址まで足を運ぶ人がめったにいないと。私知る限り見たことがない、現状。では、これ何でなのかといえますと、史跡が単なる山にしか見えない。一般客の関心を引きつけるシンボルが、いわゆる視覚的な目印、これが存在していないんじゃないのか、これが原因ではないのか。では、現在の案内板だけでは、当時の城郭の構造とか歴史的な迫力、これを体感するには、私は不十分だと考えております、感じております。

じゃ、どうすればいいのかと。これは歴史の見える化、これが必要じゃないかと。史跡内に当時の構造を考証した木造見張りのやぐらを設置すると。これがビジュアル的には一番、特に場所は八幡座、高いところだと思っています。そういうことで、遠方からも視認できるやぐらを建てることで、日本一公園からの強力な誘導と動線、これを創出することができる。そうすることによって、視覚的なアイコンにより、子どもたちや観光客が当時の防衛の考え方、歴史、これを直感的に学べる場にする。

それで提案です。

国指定史跡の制約を踏まえつつ、文化庁と粘り強く協議し、設置に向けた一步を踏み出すべきではないのかと。絶景の日本一公園と歴史の見える楯山城を一体化させ、AR、これは

拡張技術ですね、バーチャルリアリティーとも申しますものも含め、大江町の観光力を飛躍的に高めるべきではないのか。ついては、史跡を保存するだけでなく、未来のために活用する意欲について、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育長の答弁を求めます。

清野教育長。

○教育長（清野 均君） それでは、大沼議員の楯山城跡整備、活用に関するご質問のほうにお答えさせていただきます。

左沢楯山城跡は平成21年2月に国の史跡指定を受け、その後、整備活用を進めてまいりました。その際、国の史跡として中世山城跡の価値の保存と整備活用を両立する必要があることから、発掘調査等の必要な調査を進めるとともに、歴史学や考古学、建築学、植物学、自然地理学など、史跡の保存整備のため必要な専門分野に精通した方々で組織する左沢楯山城跡保存整備検討委員会の指導を受け、平成23年度に保存整備構想を策定、さらに平成28年度に第1期整備計画を策定して平成29年度から整備事業に着手し、令和6年度に第1期整備計画の整備事業が完了しております。

これまでの整備内容としましては、山城跡の構造を来訪者が体感できる環境の整備を目的として、やぐら跡を模したベンチの設置、城跡の道を生かした散策路の整備を行うとともに、眺望確保のための樹木伐採、多目的トイレの設置、総合案内板や説明板のサイン設置等を実施してまいりました。この整備を通して、史跡内での歴史的な雰囲気を感じていただくことが可能になってきました。

次期整備事業につきましては、眺望確保のために、さらに樹木の伐採を実施しながら、来訪者からの要望の多い、八幡座から蛇沢までの右回りで周回可能な散策路の整備を計画しております。また、案内サインにはQRコードの導入を予定しており、訪問者がスマートフォン等を通じ、史跡に関する詳細な歴史情報を得られる仕組みの構築を予定しています。

議員提案の保護と活用の両立として、シンボルや好奇心喚起のための木造見張りやぐらの設置につきましては、第1期整備をするに当たり、八幡座の発掘調査を実施した結果、木造のやぐら跡が見つかったため、それを生かした展望施設整備を行うことができないか詳細な検討を行いました。しかし、八幡座など左沢楯山城の中核となる部分では、遺構を保存するために建物の基礎を地中に埋めることが困難だったことや、やぐらの高さや形に不明な点があることから、現在のようなやぐら跡の遺構を模したベンチ状の表示を行うことになりました。なお、この検討の際、文化庁にも相当に掛け合いましたけれども、山城の中核部へのや

ぐらを模した展示物設置は難しいという趣旨の指導を受けております。

史跡左沢楯山城跡の活用につきましては、学校教育活動の一環として史跡及び楯山公園の案内や、民間団体の史跡の案内等も随時行っています。また、楯山公園のあずまやにPR用パンフレットを設置し、山形県立朝日少年自然の家と協力し、町内外の親子を対象とした、楯山に自生している竹や矢竹を材料とした弓矢を作成し、山城の堀に設置した的を弓矢で射るといった体験型の歴史体験を組み入れながら、楯山から八幡座を散策する事業を実施しています。

また、繰り返しになりますが、次期整備においても、利用者の利便性の向上を図るため、八幡座から寺屋敷、蛇沢までの右回り散策路の整備や史跡内の入り込み者数増加を目指したQRコードの設置を予定しております。さらに、このQRコードを活用すれば、楯山公園や史跡を巡るスタンプラリーを実施することなど、史跡内で楽しく学べる参加型の施策となります。観光面でも、史跡内に人を呼び込むための方策の一つになると考えています。さらに、AR拡張技術の導入にもつながると思っておりますし、その先のVR等も視野に入るのではないかなと考えております。

史跡左沢楯山城跡は、国の史跡指定を受けていることから、維持管理においても史跡の保存と活用の両立が求められます。昨今、国内の観光地においては、観光客の増加を受けて、文化財の価値を損なうようないたずら行為の報道も多く耳にするようになりました。史跡の保存を念頭に置きながらも、文化庁や左沢楯山城跡保存整備検討委員会の専門家の方々よりご指導をいただきながら、町民はもとより、多くの方々が中世の山城を体感するとともに、憩いの場となるような整備や活用を図っていきたいと考えています。

楯山公園からの眺めは文字どおり日本一であると私自身も自負しておりますし、町民の楯山公園をもっとよくしてほしいという思いについても理解しておりますので、楯山からの眺めを後世につなげていくとともに、史跡としてさらに魅力ある楯山公園とするため、様々な対応を計画的に実施していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 教育長、ありがとうございます。

ちょっと、質問を数点。

先ほど、文化庁と相当交渉して、いわゆる八幡座、ここの櫓も検討したと、交渉もしたと、それはいつぐらいの話なんですか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 第1期整備計画を策定するあたりというふうにお聞きしております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 具体的に、何年頃に文化庁とのやり取りやったんですかということ、ちょっと年代教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） それではちょっと、課長のほうから少し、そのあたりのところをお知らせしていただきたいと思っています。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） たしか令和2年ということで、その当時の整備検討委員会のほうで、今のやぐらということで話がありました。

というのは、今、大沼議員さんからあったとおり、日本一公園の後ろの楯山城ということで、シンボリックな部分があるとより分かりやすく、そしてお客さんも視覚的に見えるということで訪れやすくなるということは、検討委員会のほうでも考えさせていただきました。それを踏まえまして、検討委員会でもぜひ、いいことだということで話になったわけですが、そのときに国のほうに相談に行ったところ、まず、あそこは国の宝ということで、遺構ということで掘ってはいけないということ、というのは、調査はして、土を一回掘ってそして調査はするのはいいんですけども、そこを掘ることは国の宝指定ということでできないということがあって、まず基礎を掘れないということがありました。

じゃ、その上に盛土をして、下のほう掘れない代わりに盛土をして、その部分を掘ることができるのではないかとということを相談したんですが、ご存じのとおり、八幡座につきましてはかなり狭い土地であるということ、そしてそこに盛ってしまうことによって大きな建物が建てられないということがまず1点です。

もう一点が、国のほうとしましては、資料の中で、そのやぐらという資料が今現在正確なものがないということなので、遺構の中で柱の形はあるんですよ、それは再現できました。そして、そこに柱があったことも再現できますということ、ただし、その先の高さが何メートルの高さとかそういった資料は残っていないということがありましたので、国の指導の下に確実に分かるものだけは復元できますというようなことがありましたので、今現在の形になっているということでございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君）　ありがとうございます。

ちょっと私、いろいろ調べてみたんですけども、国の文化財の保護の流れ、これは最近、相当変わってきています。つまり、単に保護あるいは活用というこの2軸ではなくて、それを使って永続的に管理保護あるいは地域の活性化にどう資するかというスタンスに大きく変わってきている。これは最近ですよ、この五、六年前。継承するための積極的活用へと大きくかじを切っている。ですので、復元から復元的整備に大きく変わっています。

今言われたように、ネックは、下の土を掘っちゃいけんと。今現在、こういう遺構の半立体表示、八幡座、造っていらっしゃいますよね、すごいきれいな。コンクリートで覆って、柱を建てて。ですので、もし下が駄目というんだったら、その柱を使えばいいんじゃないですか。

遺構がどうのこうのと今、課長おっしゃいましたけれども、今までですと、復元ということとは、おっしゃるように根拠資料、図面とか写真などの緻密な根拠が必要だった、確かにあった。ところが新しい復元的整備ですと、時代考証に基づいた蓋然性を重視と変わっているんですよ。全く違うのは建てちゃいけん、それなるほどね、こうだよねというんだったら緩やかにすると。あとその目的、学術的な再現でもなくて、歴史的景観の再現、教育観光への寄与、これに非常に重きを置いてきた。付加価値としては内部利用は限定的だったんですけども、これからは安全基準を満たした上での積極的な内部活用、大きくかじを切っている。それは、今まで後生大事に保存ですよということから、やっぱりこれは長く貴重な資産をきちんと守ってってください、目的に照らしてというふうに大きく文化庁はかじを切っています。

ですので、さっき課長がおっしゃったことは、ちょっと今のは違うんじゃないのと。明らかに変わってきています。ということは、粘り強さが足りなかったんじゃないんですかと私思っちゃうんですよ、はっきり言って。もう一回トライすべきですよ。

特に文化庁が弱いところは、永続的な施設ではないということ。例えば5年、6年、木造。あとは教育的、子どもたちに見せるんだと。これを使ってお金を稼ぐんだという、ここは弱い、文化庁は。そういうことでもう一回トライすべきなんですよ。だって今、この柱を使えばいいだけのことじゃないですか。これ4メートル四方、この上に。当時のやぐらですから、そんな階段とかって豪勢なものではなくていいですから。はしごでいいんですよ、上に行くのは。子どもたちに、ここの景色は中世の先祖が見た景色ですよと言えるじゃないですか。まして、日本一公園から、ああ、あそこにやぐらがあるね、これは行きますよ。

それについては、教育長、いかがですか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 議員がそのように、確かに国のほうでは、保存から少しずつでも、町民のほうから利用していただけるような活用の方向へというふうにだんだんシフトしているということは存じ上げております。しかし、史跡を駄目にしてもいいということは全くなないと、かえって厳しくなっているというふうには私は認識しています。かつて、あその史跡の上に再現するということは比較的、かつてのほうが緩やかであったと。ところが現在はかえって厳密になっっているというふうな捉え方であります。

私も、それから先ほど課長が発言しましたが、専門家の皆さんも何とかそういうことできないかなという思いは、これは誰しもが思いますし、私も、楯山が調査始まってから30年以上たつんでしょうか。私の父の代からの思いでありますので、何とか、できるだけ立派なものにしていきたいということできておりますけれども、県内に現在、国指定史跡というのがおよそ30前後あります。その中で山城と言われるものが4つ。その中で、左沢の山城はすばらしいですねと言われるのは、散策路であったり整備の仕方であります。これは、ほかの山城では見られない。山城そのものは、大江町にも30ぐらい遺跡そのものはあるんです。その中でも一番象徴的であるということで国指定になっているわけですが、やはり山城というそのものが、城館というんでしょうか、いわゆる一般的な城というものとは違って、山そのものを防御施設とした、急峻であったり非常に険しい地形を使ったものでありますので、なかなか急峻なところにあたり、なかなか散策というのは難しいんですが、大江町の左沢はすばらしいですねと、非常に専門家からは高く評価されているのではないかなと思っています。

ただ、国のほうが活用をどう進めるかということについては、最近の科学技術の進歩もあるのかと思いますけれども、そのために今、境界杭等を設置しながら、または案内板等を設置しながら、QRコードを使ってみたり、ARに近づけようという意図があります。そのことを伝えているのではないかなと私は感じております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 若干、認識というか、私が調べたものとお答えが違うと。私素人ですから、かもしれませんが、私の理解ですと、文化庁の基準は勝手に想像で造ってはいけないという縛りと同時に、専門家を入れてしっかり検証すれば、ある程度の推測や利活用のためのアレンジを加えた建物を造ってよい、いわゆる復元的整備、これが前面に出ていま

す。その流れで私申し上げています。それが違うというんだったら、それはそうですかねと言うしかないんですけれども。

次に、QRコードあるからいいんじゃないかということをおっしゃいましたけれども、私が言っているのは、QRコードって、行ってみて、その場に行って資料があるということでのQRコードだと思うんですよ。QRコードから人が行くというの、それ違うんですよ、全く趣旨が。私が言っているのは、どうやってお客さんを集めるんですか、引きつけるんですか、動線をつくるんですかということ。今、現状はそれでいいんですかと。満足しているんですか、それとも、別に整備するだけでいいんだと、人が来るか来ないかはどうでもいい、まあ取りあえず整備しようというふうに、ちょっとうがった見方をすると思ってしまうんですけれども。

教育長、端的に言って、あるべき姿から言って、今のいわゆる整備、整備の次はやっぱり集客というかアナウンス、拡大、アピールって必要あると思うんですけれども、これからどうされるおつもりですか。お答えください。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 議員がおっしゃっている観光としての利活用部分については、これからは観光当局とも協力しながら、やっぱり町として、全体として誘客等を考えていくべきものだなと思っております。その基盤となるような、我々が学習として使っていく、その根拠となるものを確実に整備していく、これが我々のほうの仕事、文化保存のほうの仕事ではないかなというふうに思っております。

一番難しいのは、町民の方があれをどのように誇りに思いながら、心の中で、または学習として活動していくか。非常に難しいテーマ、先ほど民謡のときにも、舟唄のときにも誇りという言葉が使われていましたけれども、誇りを育てるってすごく難しいことだなというふうに思っています。

今回の、次の義務教育に当たって今、テーマとして挙げているのは、共生郷育、ふるさと教育ということを挙げています。そういった誇りを子どもたちの中に育てた姿が、3月のときに左沢小の3年生があそこで最上川舟唄を唄ったのをお聞きになったのでしょうか、コラマガセのほうでですね。あの子たちが、大江町をPRしたいんです、僕たちは本気なんです、ぜひ大江町に来てください、あの子、小学校3年生が、町のことを心配しながらそういうふうにしてくれました。それはどういうふうに育てたのかということになるんですが、単に、ここはいいところだよということだけをしているのではありません。

いろいろちょっと、ご覧になった議員さんもいらっしゃると思うので、調べてみてもらうと分かるんですが、大江町にいいところがありますというこれまでのふるさと教育と違って、あそこの裏にはこういうところがあって、まだ活用されていないよね、舟唄の温泉の客がこっちは来ていないよね、あそこのテニスコート活用されていないよね、観光客どうやったら来るんだろう、これを小学校3年生が小学校3年生なりに、町の課題としてどうしていったらいいだろうかと考えてあの唄につながった、だから何とかしたいという思いでしています。その意欲を育てるのが誇り、また、ふるさと教育、共生郷育だというふうに私は先生方をお願いしています。

ですから、今までのふるさと教育のように、青芋がいいよね、リンゴがいいよね、こういった町のすばらしいところがあるよねだけではなく、現実にも今、高齢化社会があって、じゃ、その中で私たちが何したらいいかということを伝えていって誇りを育てていく姿、こういった活動についても、私たちがどういったことをしたらいいかという姿を何とか育てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 教育長、ありがとうございます。

もちろんなんですけれども、いろんな宝というのはたくさんあります。日本一公園もそう、楯山公園、大江山公園、最上川、それを含めて全体的に大江町のブランドをどうアップさせるか、どういう戦略をつくるか。ですので、単に文化的だけが一つだけではなくて、有機的にそれを結びつけて、大江町に対して少しでもお金を、我々も潤うという、そういう構造を私もつくりたいと思っています。

ただ、どうしても、見ていますと、行政の方はつくることに物すごい血道を上げる、ところが、その後の運用と管理について非常に感覚が低くなってくるというふうに僕は感じています。ですので、お楯山の公園もせっかくあれだけ、相当数、経済的に頑張って造ったわけですので、整備したわけですので、1人でも2人でも何とかアピールする、それを利活用していただくと。それは文化だけではなくて、もしかしたら地域振興につながるかもしれませんし、我々ボランティアがなるかもしれませんけれども、そういうふうに町を盛り上げていきたいということで私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宇津江雅人君） これで大沼清人君の一般質問を終わります。

午後2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井和彦です。

気温が10度から30度へと大きく変化し、体調管理が非常に大変なこの頃、気温の変化と同時に、山形県では赤い宝石と呼ばれるサクランボの季節がやってまいりました。昨日今日、昼休みに町内を回って、今日、道の駅コラマガセに行ったところ、佐藤錦がもう売られておりました。新聞には大量の盗難や脚立からの落下など、山形県ならではの事故の記事がこれから並んでいきます。私も収穫の手伝いに行っておりましたので、作業に従事する方々には十分に気をつけて、注意を払ってやっていただきたいと思います。

新聞記事といえば、上山出身の斎藤茂吉の妻輝子をモデルにした「ほんのモキチ」というタイトルの朝の連ドラが決定したとのことで、山形県を舞台とした連ドラは「おしん」以来です。実に45年ぶりです。じえじえじえのクドカンこと宮藤官九郎の脚本で、主演が、ふてほど、「不適切にもほどがある！」で令和の百恵ちゃんと称された河合優実。家事も育児も一切せずに日本で最も不仲な夫婦と言われたこの夫婦の物語が、この「ほんのモキチ」というやつです。最も仲のよい夫婦と自称している櫻井家とは全く逆のことです。

実は、昨日の夜、妻から、かあくん、土曜日の夜ライブに行くから、今井美樹が来るんでライブに行くから一人で留守番お願いねと言われました。仲のよい夫婦と自称している私にとっては衝撃的なものでした。でも、そうではないんですね。これをぐっところえることが夫婦円満の秘訣、それで夫婦が50年も続いているあかしではないかと思います。実際これが現実なんです。

それでは、通告に従って一般質問を開始します。

田舎におけるスーパーマーケットの存在意義は、単に食料品や日用品を販売するだけではなく、高齢化、人口減少が進むこの地域において、生活の生命線である食インフラ、つまり買物弱者が、そして地域住民の交流の場であり、地場産品の食文化を守るハブ、自転車の輪で例えると輪の中に金属の棒があるんですがその中心になる場所ですね、それをハブといいます、生活と地域コミュニティを維持する極めて重要な役割を果たしております。細部については後ほど詳しく説明させていただきます。

ところが、この我が町大江町には、スーパーマーケットが一つもないというのが現状であります。高齢者が多いこの町では買物弱者、買物難民と呼ばれている人が多くいることを、町長は本当に知っているのでしょうか。日々の生活をするのに必要な食料品や日用品を、どのような思いで確保しているか。

そこで提案です。町長の手腕と知恵、そして今まで築いてきたいろんなところの太いパイプを十分に発揮して、大江町にスーパーマーケットを誘致していただきたい。そして、買物困難者の多い地域に住んでいる高齢者の人たちを何とか助けてあげてください。場所としては、みなみ団地、きらりタウン美郷、パークタウン、蛍水団地、あおぞら団地、下モ原団地、山崎団地も含めた7つの団地の中心付近です。

長年にわたり役場職員として培ってきた経験、そして副町長を経て町長となった、その松田町長の手腕を期待しております。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、櫻井議員のただいまの質問にお答えをしていきたいと思えます。

質問の中で、大江町にはスーパーマーケットが一つもないという言葉があります。これを聞いて今思ったのは、山形県には百貨店が一つもないという言葉思い出しました。なぜか。それは恐らく、若い人たちもしくはそれなりの方々、それなりというか多くの方が、仙台市もしくは東京などに百貨店の代わりの買物をされているというふうなことがあるのも一つの大きな原因ではないかというふうに思います。じゃ、大江町にはスーパーが一つもないのはどうしてか。以前は、スーパーマーケットもしくはスーパーマーケット的なお店が数軒あったわけですが、現在では、川向かいの中郷地区に大きなスーパーがありというような

ことを思うと、先ほど山形県には百貨店がないという現象と似たような現象が大江町では起きているのかもしれないというふうに感じたのであります。

大江町へのスーパーマーケットの誘致というふうなご質問であります。ご承知のとおり、現在、左沢駅前にドラッグストアが立地をしております。このたびのこのご質問については、ドラッグストアはあくまでもドラッグストアであり、スーパーマーケットではないのではないかという認識のものの理解でのご質問なのかなと思いました。

確かに、身近な存在として最上川対岸の寒河江市中郷にあるスーパーマーケットは、店舗面積も広く、品ぞろえも豊富で、左沢駅前のドラッグストアをはるかにしのぐものだと、これは誰もが認めるところだと思います。しかしながら、現在、ドラッグストアの業界では、食料品の品ぞろえを充実させるドラッグストアのスーパー化、スーパーマーケット化、これが進んでいるように感じます。集客圏がスーパーマーケットと競合しているとも言われます。事実、近隣の町村に目を向けますと、多くのドラッグストア各店がスーパーマーケットと至近距離に立地しているところなども多くあり、また、店舗面積の半分をドラッグストアの食料品が占めているというような状況もあるのではないかと思います。

ちなみに、左沢駅前のドラッグストアは、平成31年3月に立地した当初から、町民や町からの要望などにより、企業努力により、食品強化型店舗として特別に指定され、店舗面積の半分を食料品が占めるという、言ってみればそういった特徴的なものを持った店舗ではなかったかと思います。この取組は当時、出店会社においても初の試みだったと聞いております。

今思い返せば、先ほど述べた近年のドラッグストアのスーパーマーケット化の動きに対して、当時の店は非常に先駆的な取組を既に行っていた、そしてそのことに、大江町も町民も、食料品の取扱いについて強い思いを持っていたというふうになります。つまり、ここのドラッグストアさんは、スーパーマーケットの規模の店には及ばないものの、一定の食料品をそろえた店舗として、ある程度のスーパーマーケットの機能を果たしていると言われてもいいのではないかと思います。

先ほど、質問の中で、この辺にというようなことで集落名を挙げられておりましたが、なかなかその部分までというふうなことにはなりません。現在の駅前のドラッグストアについては、今申し上げたような機能を持ち合わせたものだということになってきていると思います。

また、その影響もあつてか、このドラッグストアに対する町民からの様々な要望、もちろん町に対しても、当初は食料品を扱ってほしい、生鮮食品を扱ってほしいというふうなこと

で、その部分をいろいろと工夫をしていただいた、企業努力によりというふうなことがあったというふうなことが功を奏しているんだというふうに思いますが、なかなかそのドラッグストアさんの部分について、もう少し規模を大きくすべきではないか、そうだったらいいよねというような話は、あまり出てきていないのかなというふうに私自身は感じています。逆に、あのドラッグストアがあってよかったというような声のほうが、そういったところでは多いのかなと思います。

それと、まちづくり座談会を令和6年度は20集落、7年度は14集落で実施しておりますが、今、お話をさせていただいている買物弱者、買物難民というようなことでのお話の意見というふうなことは、特に出てこなかったというふうに思います。私が思うには、その裏には、駅前のドラッグストアと、それと併せて、今、移動スーパーの存在があるんだと思います。

このたび、町内の移動スーパーの営業の状況について調べてみました。こんな状況でした。個人事業主も含めて、4社の方が移動スーパーの営業を町内ではやっているようです。4社の営業範囲を重ねると、町内のほぼ全域がカバーされておりました。また、調べてみて感心させられたことには、集落単位で回るというよりも、要望の声があった高齢者宅前に車を止めて移動販売するという形で、極めて、言ってみれば福祉的で非常に手厚いサービスが行われているんだなというふうなことも感じました。そして、要望の声があった高齢者宅前に毎週、決まった曜日、時間に移動販売することで、やがて隣近所の高齢者の方も買物に来てくれるというような動きにつながっているようであります。

さらに、移動販売の業者の方の話では、今後も新規の要望があれば、車の通行に支障がない限り、高齢者宅前に車を止めて、買物に困っている方々の、特に高齢者の声には応えていきたいというような話もありました。

このような状況を踏まえますと、櫻井議員の提案がありましたスーパーマーケットの誘致というふうなことは、今の状況からするとかなり、実現性というふうなことでも、私の経験、手腕を期待してというふうな声は非常にありがたいんですけども、なかなか難しい答えではないかと思っております。

それは、スーパーマーケットを設置して運営していくためには、必ず経営判断が求められるということからです。利用する側からすれば当然、できるだけ近くにスーパーがあってほしい。しかし、エリアの商圈人口、それと顧客となる方々の年齢構成だったり買物の種類だったりというふうなものを総合的に判断していくのが通常だと思います。そのところを考えたながら、スーパーマーケットなのかドラッグストアなのか、またコンビニエンスストアなの

か、そういった業種の選択となって、現在、店舗が展開、配置されているのではないかと思います。

いずれにいたしましても、買物に対する町民の要望に応えるべく、スーパーマーケットの誘致にこだわらず、様々な角度から引き続き、高齢者の方々、特に足のない方々の買物の部分について利便性が図られるように、町としても様々な声がけ、取組をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 今回、本当は2つ質問しようと思っていたんですけども、2つまとめて1つの答えになるかと思っていたんですけども、ちょっと大人の事情がありまして、1個に絞らせていただきました。

先ほど最初に言ったやつで、詳細は後ほどということで、スーパーマーケットの意義というのがあるんですね。ちょっと重なる部分もあるんですけども、田舎におけるスーパー、スーパーマーケットをスーパーと略して呼ばさせていただきます、スーパーは食料品や日用品を販売するだけでなく、高齢化、人口減少が進む地域において、生活の生命線となる食インフラ、買物弱者支援や地域住民の交流の場、地場産業の食文化を守るハブとして、極めて重要な意義を果たしております。その重要な意義として4項目があります。

1つ、生活インフラ、買物弱者の救済。生活の生命線である近くに店舗がない地域において、食料品や日用品を提供する不可欠な場所であります。

2つ目、地域コミュニティの拠点、交流と健康の場所。スーパーは単にもの売るだけでなく、住民同士の会話が生まれる交流の場であります。健康の維持、外出機会の創出や自分で料理を作る機会を提供し、高齢者の健康や生活リズムを支える役割を担っております。

3つ目、地場産品、地域文化の継承。地元独自の食材として、その土地でしか流通していない野菜、みそ、しょうゆ、珍しい農水産物などが手に入り、地域の食文化を伝承しております。観光ローカル体験、旅行者にとっては、地元の生活感や郷土料理に出会える観光スポットとしての魅力があります。

4つ目、地域経済の活性化、地産地消の推進。近隣の農家や生産者から直接仕入れることにより、地域の農家や生産者を支援しております。地域行事への対応、地域の祭りや伝統行事に合わせたお供え物、お弁当などの品ぞろえを行うなどで、地域行事を支える役割も担っております。

このように、田舎の地域におけるスーパーは、単なる小売店を超えて、住民がその地で住み続けるための必須の社会基盤となっております。これが小型移動販売車のスーパーとは大きく異なる点であります。この点、先ほど町長が言ったことと少しギャップが出ると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） スーパーマーケットにおいては様々な機能があるのではないかと、4点のご指摘をいただきましたが、それ以外にもさらにもっともっと、お店があるというふうなことではいろんなメリットがあるんだというふうに思います。それを否定するものでもありませんし、できればそういうふうなものがあつたらいいというふうなこともよく理解できます。

あと一つは、今お話を1点、2点、3点、4点と聞いている中では、やっぱりこう、民間がなかなか独自のものとしてお店を開けないというふうになれば、公がそういった部分を担うというふうなことなのかなというようなこともちょっと思ったんです。そんな中で思ったのは、まさに、食料品とかは違いますけれども、道の駅が今ある中で、買物をする場所だったり、地域のコミュニティーだったり、健康、地域文化の伝承だったり、地域経済の活性化だったりというのはまさに今、道の駅が担っている役割のものと重なる部分があるんだなというふうに思いながら聞いておったところです。

ただ、やっぱり生活を支えていくというふうな意味では、その部分がないとすれば、その代替手段を考えるのが当たり前ですし、それがなければなかなか生活がしにくいというふうなことになるんだというふうなことでは、他の手段として移動スーパーというふうなもので補完しているという現状が今あるんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 確かにそうです。民間だけに頼ることなく行政が積極的にやるという方法もあるので、それもいろいろ考えているんですけども、取りあえずそれは段階的に。

例えば一例として、私が住んでいる若原区、いろんな人に話を聞いたんですけども、愛称パークタウンというすばらしいところなんですけれども、90歳代の独居のご婦人がおります。自宅から300メートルほど歩いて、中央公民館の屋根もないバス停へ徒歩で行く。1時間に1本の町営バスに乗り、左沢駅前に。駅前からタクシーに乗り、ヤマザワ寒河江西店へ。買物を終えると、タクシーを呼び、ヤマザワ寒河江西店から左沢駅前まで。そこから荷物を

持って町営バスで中央公民館前のバス停へ。さらに歩いて重い荷物を持って自宅まで300メートル。買物だけで半日かかる状況。しかも必ずしも天気がいいとは限らない。大雨の日もあるし、雪の日もある。

荷物が多いと運搬するのが大変なので、ヤマザワ寒河江西店から自宅までタクシーに乗って行く。現在、タクシー料金が改正になり、今まで初乗り料金が1,200メートルまで620円、以降、274メートルごとに100円ずつ加算されていくというのが、26年3月20日に改定され、初乗り620円が700円になり、274メートルごとの加算料金が240円と値上げになっております。爪に火をともしような状況で生活している年金だけが頼りの老人に対しては、大変な状況になっております。

現在支給されているタクシー料金、タクシー券は年間で1万弱、初乗り700円として14枚程度になりますね。これが片道、初乗りだけで片道やれば年間に7往復、7往復ということは、これを利用して初乗りのところに買物に行くのに月に1回行けないんですよね。そういう状況で生活をしているんです。

特にいろんな、路線バスのことでいろいろあるんですけれども、パークタウンはかすりもしないですね、路線バスが。市ノ沢のほうから来てパークタウンのはるか手前のほうで曲がっていく。大きな道路は中央公民館の前に行く。130戸近いパークタウンの中は一本も通らない。若い人はまだ歩いて行けるかもしれないし、車もあるかもしれないし、自転車もあるかもしれない。でも本当に足の弱っている方、本当この90歳代、あとは物すごいっぱいいるんですよ。その人たちにとっては大変な状況にあるんです。そこら辺も考えて、考え方としてはいかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、いろんな具体的な例といいますか、状況のお話を聞かせていただきました。そういう買物に非常に苦慮している方が、独り暮らし、高齢者含めていらっしゃるというふうなことでは承知をしておりますし、ただ、個別一人一人の事情というふうなところまではなかなか、町のほうでは、私のところでは把握し切れていないので、その部分については民生委員さんだったり、うちの職員の訪問だったりというふうな形で情報収集をしながら、その困り度に応じて対応策をいろいろと相談していくというふうなことになるんだと思います。

そんな中で、それができないのでスーパーマーケットが必要ではないかというのは、ちょっと飛躍し過ぎではないかというふうに思います。何も、来てくれる方がいらっしゃれば、

それはそれで町としては状況を見てウエルカムになっていくんだというふうに思いますが、まず、そのところが難しいというふうなことが大きくあるんだと思います。だからあなた頑張るなさいよというふうなことを言われているような気がします。

ただ、先ほど一番最初にお答えしたように、非常にハードルは高いというようなことも議員もご理解いただいていることだというふうに思います。頭の中にはそういった部分も入れながらはやっていきますが、かなり難しい課題が多いのではないかと感じているという状況でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） ハードル高いのは、陸上競技なんかでもハードル高ければ努力すれば低くはできるんですね、自分の力によって。それは町長の腕だったり、今まであった太いパイプを生かして頑張っていたきたいというのが要望なんです。

今、新しく建てている、先ほど言った7つのところは、例えばドラッグストア、ヤマザワ、駅前から、上り勾配になるんですね、全て、7つの団地に行くのに。それを徒歩で、歩いて荷物を持ってくるというのも、荷物持たなくても結構大変なんですよ。しかも町営バスが1時間に1本しかないという状況であるので、なるべく同じ勾配、高低差のないところに誘致していただきたいというのは希望です。

ふだん車で移動している人には、そういう勾配というのは分かりませんよね。例えば、大江町からほかの町に行く場合に、自分の場合は徒歩とか走ったり、あとは自転車に乗ったりするんですけども、必ずアップダウンがあるんですよ。そこら辺、車に乗っている人には分からない。特に足腰が弱くなっているお年寄りの方には大変な苦勞なんです。

先ほど言った、例えばスーパーを誘致するにしても、土地を購入してここにお店をやってくださいというのはすごい大変なんです。例えば、町有地を格安でやるとか、無償で提供して、ここに仮設とかプレハブでもいいからお店をやってくださいという方法もあるし、車で移動して毎日そこに店をやっていただくという方法もあるんですよ。

実際、町長が言った移動販売車というのを私もやっぱり調べていて、店の名前出します、コープしろにし店が前に大きなトラックのようなやつで来ていたんです、火曜日。うちの町には大体2時頃来ていたんです。ところがもう小さくなって、軽四のやつになったんです。やっぱり品物が物すごい少ないですね。それはもう生鮮食料品じゃないです。生鮮食料品が若干、あとは缶詰なりお菓子なり全てあるので、なかなか難しい。

とくし丸、ヤマザワ寒河江西店から来るのもやっぱり軽なんですけれども、それも品物が限られる。あとは個人事業のかねだいさんとかあるんですけれども、例えばうちのところに来るコープさんは、前、大きな車で、団地内をスピーカー鳴らして教えていたんですよ、今来ましたよって。ところがクレームがついて、子どもが寝ているときに大きな声を出すんじゃないというクレームがあって、それは五、六年前かな、あって、それから一切音を出せなくなっちゃったと。もう時間たっているんで、もうスピーカーで鳴らしてくださいとお願いしにおととい行ったら、運転手さんがけがでちょっと来られなくなったということで、もう一回やるんですけれども、やっぱり高齢者になって大体ふだんでも耳が遠いんで、小さな音楽鳴らしたら分からないですね。それも週に1回ですから。

4軒あるといっても、必ずお年寄りの方が、日用品じゃなくて生鮮食料品を手に入れるのが難しいという状況なんです。多分、車が来るから手に入るだろうという状況じゃないので、ヤマザワ、ドラッグ、行ったけれども品物がないんで結局、寒河江西店のほうに行ってしまう、買物をしてしまう、しなきゃいけないという状況というのがやっぱりちょっと違うのかなと。そこら辺のギャップがあると思います、町長。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員、今の質問ですか。

○6番（櫻井和彦君） 質問です。ギャップがあります。

○議長（宇津江雅人君） 町長、よろしいですか。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 今ちょっと移動販売のことがやり取りの中の話題になっておりますけれども、これは前もって申し上げておきますが、移動販売があるからいいんじゃないかというふうな話をしているわけではありません。店が、近くにスーパーマーケットがないので、移動販売という手法もありますよねというふうなお話をしているんで、移動販売があるからそれで我慢してけらっしゃいというような話では決してないというふうなことは、前もって申し上げておきたいと思います。

それと、お店が近くにないのではなかなか大変だ、移動販売もいろんな理由で利用することができないというふうなことになってくれば、周りの人からの支えという、先ほどのごみ置場のやり取りのことでもありましたが、そういった部分も含めて、いろいろと周りの人からの支援なり助けをお願いする、もしくは親戚の方だったり、もしくは介護保険だったりというふうなことになるのかなというふうなことと、あとは、櫻井議員の質問にもありましたように、そういった方々の部分で私がよく耳にしているのは、寒河江市中郷のスーパーに町営

バスや乗合タクシーが止まれるようにならないのかと、してほしいというような要望の話は以前からよく聞きます。ただ、いろいろと、一般質問の中でも公共交通の在り方の中でいろいろ議論させていただきましたけれども、その部分は現在の中ではなかなかかなわないというふうなことを、その中でも申し上げました。

先ほどの、中郷のほうに行きたいと、行く足が欲しいというふうなことは、これは駅前のドラッグストアさんでは物足りない、品数が少ないとか、選択肢があまりないというふうなことから、スーパーマーケットのほうで買物できるようなことにならないかという声なのかなというふうに想像します。

町として、町営バスや乗合タクシーを運行する場合、どれだけの需要があるかを把握する必要があります。そういったことをいろいろとやらなければならないとは思いますが、あとは回数、便数の問題だったり、どれだけのものなのか、あるいは1週間のうちどれぐらいそういったものが必要なのか、そんなことをいろいろ相談して、公共交通会議の中で議論していくと、調整をしていくというふうなことになってくると思います。

なかなか、今使っている運行システム、それから今のタクシー屋さんだったり、バスの運行会社さんだったり、そういうところとの調整といいますか、理解をいただくというふうなことに時間は要するものだなというふうに思いますが、そういう交通手段のほうから解決策の、少しでも前に進むような形を探っていくというのも方法ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 確かにそうなんです。やり方としては、スーパーマーケットという表現しているんですけども、生鮮食料品をいかに手短に、手短にというのは、負担、労力をかけないで、高齢者の人が手に入れられるかということなんですよね。

例えば、先ほど言われた案で、道の駅に生鮮食料品を多く入れてもらう、取り入れてもらう。今のところは幸生牛とか、今日行ったらサクランボあったり房州のビワがあったりして、あるんだけど、日常で使うようなやつがなかなかないというのが現状なんです。そこら辺を格安で、例えばA級品でなくてもB級品でもいいので置いてもらう、品数を増やしてもらう。そうすれば、あそこは路線バスの通り道になっているんで、あそこで買物をして近いバス停まで来られる。

あともう一つ、ドラッグストア、先ほど言われたやつ、品物が少ない、生鮮食料品として品物が少ないんで、結局あそこで降りてもそこで買物しないで西店に行ってしまう。そこら

辺の品物を充実していただくようにヤマザワさんと調整していただくとか、先ほど言ったドラッグストアも寒河江に2店舗、アオキという、あるんだけど、あれと比べて河北の谷地店、あそこはもうすごいですね、生鮮食料品や野菜から、ああいう充実したやつの、薬がなくてもいいから、生鮮食料品だけでも取り扱うようなお店、例えば……

○議長（宇津江雅人君） 櫻井君に申し上げます。もう少し簡潔にお願いします。

○6番（櫻井和彦君） 土地の取得が大変であれば、中央公民館の横の広場を無償で提供して、そこに仮店舗でもやっていただくと。町内で買物するのは毎日やる、買物すれば税金が入る、町が税金がないので。寒河江の西店で買っても税金が入らない。町内にお店を構えてもらう。移動販売はほかの町から来る、税金が入らない。なるべく町内に税金が入るような考えをお願いしたい。町長。

○議長（宇津江雅人君） 質問ですか。

じゃ、松田町長。

○町長（松田清隆君） 土地を準備してやっていただくというふうなことはどうなのかという、簡単に言うとそういう話なのかなというふうに思うんですが、ただやっぱり、やる方がいるかないかというふうなことが、一番のネックといいますか課題なのかなというふうに思いますので、あの地区にはコンビニエンスストアなんかもありますけれども、距離的な部分だったり、物的な部分だったりというのが、それは不足するものもあるんだというふうに思いますが、足の確保というふうな話を先ほどさせていただきましたが、そういった点からもう少し何かできることはないのかなというふうなことを思っております。

先ほどのお話ですと、路線バスも乗合タクシーもなかなか使いにくいエリアだというふうなことなんですが、路線をつくっていく上で、様々検討しながら、できるだけ多くの方が利便性高く利用できるようなものというふうなことで、町営バスにしても乗合タクシーにしても組み立てているんですが、若原地区においてどんな感じなのか、課長のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今現状の乗合タクシーと町営バスの関係ですけれども、町営バスは当然、先ほど議員おっしゃったとおり、中央公民館の前を通過して、あとは蛍水団地を通過して、市ノ沢のほうからクニミネのほうに来るというような状況で、若原の中は通っておりません、要望はいただいておりますけれども。ただ、乗合タクシーについては、若原地区については該当になりますので、乗合タクシーですので、普通のタクシーとは違うという、

乗り合いというような状況になりますけれども、200円で左沢駅まで来れるというような状況がありますので、ぜひそちらのほうはご利用いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井議員。

○6番（櫻井和彦君） 路線バスも、その蛍水のほうから市ノ沢に行かないで反対回りに、左のほう、向かって左のほうに回って若原通って行く方法もあると思うんですよ。130戸もある団地をかすりもしないというのは一体どんなものかと。本当に大変なんですよ、年配、本当に足が悪い方いるんです。独自で声かけて買物と一緒に同乗したり実際はしているんですけども、その乗せている人も年配者で何年続くか分からない。

町長まだ70になっていないけれども、あと10年したら、もうよぼよぼになるかもしれない。私なんかもう、へろへろになっているかもしれない。明日は我が身だということを思って、困っている人を助ける方法を何とか考えるのを今からやらなきゃいけないと思うんですよ。方法はいろいろあると思います。

そこら辺、多分今言っても堂々巡りでなかなか答え出ないと思うんですけども、9月の一般質問も同じようなやつをやったら少しは出るかなと思ったんですけども、9月は先ほど大人の事情でずらしたやつをやって、半年後の12月、進捗を少し伺いたいと思います。何かいい方法があるかないか。

多分、今日来ている方、あと来られていない方がネットですごい見ているんです。今日来られていない人が結構いるんです、同じ状況で。集まってネットで見てくれています、町長がどういう考えで私たちを助けてくれるんだと。そこら辺を12月のときにもう一度確認させていただきたいと思いますので、そこら辺は心してよろしくお願いします。

もし町長、何かありましたら最後にどうぞ。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 事前通告のような形でいただきましたが、あくまでも議運でどういうふうな扱いにされるかというふうなことだというふうに思います。ちょっとそういうことは反則かなというふうに私は思うんですけども、いろいろと準備をしながら全体の整理をして、その部分については臨んでいきたいと思います。

ただ、最後に申し上げたいのは、表題がスーパーを誘致してほしいというふうな表題の中で始まっている話でありますので、その部分は、ちょっとそれはできないんじゃないんでしょうかというふうなことを冒頭申し上げ、その後、その不都合の部分についてどんな対応

をしていけば、できるだけ快適な生活を送れるようなことになるのかという議論に今なってきていますので、またそこら辺のところ、いろいろ私どものほうでも聞きます、聞いていきたいというふうに思いますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 質問以外のことは避けてください。

櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 町長が、誰もが幸せ感じるまちづくりをやっているのです、そこら辺を考慮して町政運営をやっていたいただければありがたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

週明け8日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時56分

令和8年第2回大江町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和8年6月8日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問（2名）

2番 廣野秀樹

- 消防演習等における国旗掲揚環境整備について
- 住宅用火災警報器の普及促進と助成制度創設について

4番 菊地邦弘

- 学校教育の将来像をどう考えているか
- かわまちづくりに民間投資を検討してみてはどうか

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 廣 野 秀 樹 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） おはようございます。2番、廣野秀樹です。

今週、サッカーのワールドカップが開催されます。日本代表選手は、日の丸を胸に戦います。勝利を勝ち取るよう願っております。

今回は、町長に優しいパスを送りますので、受けやすいよう返していただければ幸いです。よろしくお願いします。

それでは、最初として、春季消防演習等における国旗掲揚環境整備についての質問をいたします。

まずもって、日頃より地域の防災のためにご尽力をいただいております皆様には、深く敬意と感謝を表すものであります。

さらに、消防団員の皆様は、本業を持ちながらも、火災や災害時に昼夜を問わず出動され、地域住民の生命と財産を守るため、献身的な活動を続けられております。

その中で、今年も開催された大江町消防による春季消防演習は、地域の防災を担う消防団員の士気高揚と、防火、防災意識の向上を図る重要な公的行事であります。

現在、会場となっている大江町中央公民館駐車場においては、国旗掲揚用のポールが設置されておらず、仮設による簡易の対応となっているため、正式な国旗掲揚、降納が行われない状況にあります。

国旗掲揚は、公的式典における厳粛性の確保のみならず、消防団員をはじめとする参加者の規律意識や郷土愛、使命感を高める意識を有するものであると考えます。

それで、以下について伺います。

1、公的行事会場の中央公民館などに国旗掲揚ポールが設置されていない状況について、町としてどのように認識しているのか伺います。

2、消防演習をはじめとする公的行事について、国旗掲揚環境を整備することは、消防団員の士気向上や式典の厳粛性確保に資するものと考えますが、町の見解を伺います。

3、今後、中央公民館へ常設または簡易可搬式などを含めた国旗掲揚設備の整備を検討する考えはあるか伺います。

以上、町長の答弁をお願いし、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、本日の一般質問1番目、廣野秀樹議員の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、中央公民館に国旗掲揚台、ポールなどがない現状についてでありますけれども、

国旗及び国歌に関する法律を含め、法的な観点から公共施設に設置を義務づけるような規定は見当たりませんでした。先ほど、公式なやり方だというふうなことがありましたが、そういう位置づけのようであります。学校であるならばグラウンドにあるのが普通かと思いますが、こちらのほうも、学習指導要領の中で国旗と国歌に関する記述はあるものの、掲揚台についてはどうこうというふうなことは触れられておりません。

学校のグラウンドと違って運動会や式典等の開催を想定したものではなく、あくまでも中央公民館の駐車場でありますので、設置が必要だという認識は当時はなかったものだと思います。

ちなみに、体育センターの正面入り口前の広場、こちらのほうには掲揚ポール3基が設置されています。また、中央公民館内の町民ホールには、自動昇降式の掲揚のためのポールがありますので、式典等を開催する際には国旗掲揚が可能な状態となっています。

議員のほうからご指摘があったとおり、春季消防演習のように厳粛で規律や統制を重んじる式典などを開催する場合には、国旗掲揚台があるのは望ましいのではないかという考え方は私も理解できます。

なお、昨年度から消防演習の会場を中央公民館駐車場に移させていただきました。これは、団員数の減少により演習そのものをコンパクトにする必要があったこと、それから準備を含めて団員の負担を軽減すること、そして何より雨天時にはグラウンドが使用できない、そういったことなどがありました。昨年の反省も踏まえ、今年は国旗が見えやすいように仮設のポールを立てて国旗を掲げられるように改善を図ったところで、団員の皆様からはおおむね好意的な評価をいただいたところであります。

来年度以降も、消防演習のほかには中央公民館の駐車場で式典のような行事を開催する可能性は低いと思われます。消防演習という1年に1回だけの行事のために、それも駐車場という性格の中で、掲揚台やポールを設置する必要性については、どうなのかというふうなことを現時点では考えております。

なお、このことについては、消防団の幹部会等の折に、こうした一般質問などで議員の方々から話があったことを伝え、どうあるべきか集約をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 答弁として、春季消防演習のように厳粛で規律や統制を重んじている式典を開催する場合には、国旗掲揚台を有することが望ましいということの考えも示してい

いただきました。

実際には、私も知っているんですけども、裏のほうに国旗掲揚するポールがあるということは承知はしていたんですけども、当然、駐車場のほうから見えないということで使われていないという現状も承知しておりまして、さらに去年も消防演習のほうに参加させていただいたんですけども、国旗をどこにするかということで非常に悩んでいる姿を私は見ていたわけですけども、おっしゃるとおり、今年は少し正面のほうに国旗のほう移動されましたけれども、一応来年からも同じ会場でする可能性があるということでしたので、常設のポールというのはなかなか大変なんですけれども、国旗掲揚するのに、簡易的な国旗掲揚のがありますので、例えば、調べました。

大江町の春季消防演習のような行事で、簡易的なポールということで、予算重視ですと1万3,000円から1万7,000円、式典らしい見栄え重視3万円、常設的な行事としては9万円程度が現実的な選択ですというふうながありますので、そういうものを利用するというふうな私は考えもあるかなと思うのですけれども、町長の今の点についての意見を伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） いろいろお調べいただきありがとうございます。

当然、担当のほうでも様々、去年のこと、そして今年のことというようなことで、言ってみれば見直しをしながら、より理想の形に近づけていきたいということを考えています。今年は5メートルの仮設のポールを立てて、そこで国旗掲揚というふうなことをしたんですが、一番ちょっと見栄え的にあれだったのは、国旗の上げ下げ、この部分がなかったというふうなことがちょっと反省点なのかなというふうに思います。

これは仮設のポールですので、仮設というか、5メートルのポールだけですので、上に滑車をつけて、それを上下する細工をちょっと考えなければならないのかなというふうに思っていて、担当のほうとはちょっとそんなふうな話をしているところですが、今の仮設のポールの価格、もしくはそれなりのものをつけても10万ちょっとぐらいでなるんでないかというふうなご提案もありますが、その辺、さらに調べていきたいというふうに思っています。

できればあったほうが良いというのは、これは間違いない事実だというふうに思いますが、先ほど申し上げたように、恐らく消防演習以外で利用するというふうなことはほとんど考えられないのかなと、現時点ではというふうなことを踏まえて、どうするかというふうなものを少し担当のほうともんでいってみたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 理解はしているんですけども、まず松田町長と私は、共に1分団1部で消防団員として長年従事をしておりましたけれども、その頃から国旗掲揚台がある小学校グラウンドが大会会場でした。今回も、私、参加するのに間違っって小学校のほうに行ってしまうと、何とか時間に間に合ったわけですけども、これからはもし中央公民館で春季消防演習のようなものがあるとすれば、関係者の意見を待つのではなく、町として簡易可搬式ポール導入や具体的な整備なんかを速やかに検討すべきではないかなというふうに思っているわけです。もちろん大規模な施設整備を求めるのではなくて、可搬式のような設備を導入する、比較的価格も大したことはないということで、十分に考えられると思っているということです。

式典の開催には国旗掲揚台があることが望ましいと町長が認識された以上、来年の春季消防演習まで時間の余裕があります。先ほど、滑車をつけて降納とかできるようにしたいということもありましたけれども、現実に向けた具体的なスケジュールを示すべきだと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 来年の演習に向けて、今、今年の演習の総括会議を先日、幹部会で行っております。そんな中で、いろんな意見もありますでしょうし、在り方として、例えば先ほど言われた仮設のものを準備するというふうなものについては、必要があれば来年度の予算に計上した中でやっていくというふうなことだと思います。その辺のところは、先ほど申し上げたとおり、少し担当のほうで検討しながら進めさせていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございます。

最初にも言いましたが、消防団員の皆様は、本業を持ちながら地域住民の生命、財産を守るため献身的に活動されております。そのような方々に敬意を表す意味でも、町として式典環境もしっかり整備していくことは重要と考えます。そのことを強く伝えて、次の質問に移ります。

住宅用火災報知器の普及促進と助成制度の創設について。

近年、全国的に住宅火災による高齢者などの死傷事故が後を絶ちません。特に、夜間の逃げ遅れによる被害は深刻であり、住宅用火災警報器の設置は、命を守るため極めて有効な手段であります。しかしながら、総務省消防庁の調査によれば、我が山形県、住宅用火災報知器設置率は、令和6年6月時点で全国43位と極めて低い状態であります。

我が町において、高齢化率は極めて高い水準にあり、高齢者のみ世帯や独居世帯、さらには空き家なども増加しております。住宅用火災報知器が設置されない住宅や、設置後10年以上経過し、電池切れ等で正確に作動しないケースも懸念されております。

そこで、以下について伺います。

1、現在の大江町における住宅用火災警報器の設置状況をどのように把握しているのか伺います。

2に、高齢者世帯や独居世帯や町民への普及促進について、消防署、消防団、自治会、民生委員など連携した訪問啓発、点検支援などを強化すべきと考えますが、町の見解を伺います。

3、高齢者世帯等を対象とした住宅用火災警報器の購入や設置費を助成する自治体もあります。大江町でも、防災・減災の対策の一環として助成制度などを創設すべきと考えますが、以上、町の考えを伺います。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 廣野議員からの2つ目のご質問にお答えをしていきたいと思えます。

この住宅用火災報知器の部分のご質問については、令和5年6月議会、そして令和6年9月の定例会のほうでも同じような質問がありました。その中の答弁で申し上げているものと重なることがあるというふうに思いますので、ご了承賜りたいと思えます。

初めに、火災警報器の設置状況をどのように把握しているかというご質問ですが、法的な解釈の一般論を申し上げますと、自治体には住宅火災報知器が設置されているか確認する義務というものは課せられてはいないというふうなことがまずあります。あくまでも設置責任につきましては住民の方々にあるという法的な考え方であります。

消防法によりますと、行政に求められているのは普及啓発や設置促進ということなどであります。町では、啓発チラシを作成し、11月上旬の火災予防運動期間に合わせて、消防団員を通じて各世帯にそのチラシを配布しております。

また、消防署大江分署では火災警報器が設置されているか毎年調査を行っていますが、全ての住宅を1年度で調査するのは不可能であるため、地区ごとに隔たりがないよう、その年度に集落を選定した上で、無作為に住宅を抽出して調査をしています。

その結果、今年5月の調査では、設置率というふうな数字では79.2%という数字があります。調査する世帯の数が少ないこともあり、年度によって変動が生じているようであります。

が、消防庁の資料によりますと、令和6年の山形県の設置率は84.0%、全国18位のようにあります。令和7年度は82.7%で27位という順位のように、町内の設置率は、先ほど言いました昨年度の集落の部分では79.2というふうなことでありますので、県の平均や全国平均というふうな数字に比べて下回っているのも事実なのかもしれません。この部分については、やはり高齢化率が高いことや古い住宅が多いことなども少なからず影響しているのではないかなというふうに考えております。

ご質問の2点目、設置促進に向けて関係者の連携した取組を強化すべきだというご意見がありますが、今申し上げた取組に加えまして、健康福祉課の職員が民生委員さんに同行していただき、消防署員の立会い、指導の下、火災警報器の点検作業を行っております。これも全ての住宅を点検するというふうなことはなかなか難しいので、年度によって実施する集落を選定しながら、点検対象とする住宅については、民生委員さんのご意見を参考にしているところであります。

3点目の購入費や設置費の助成の件がありましたが、平成21年度に火災報知器を役場のほうで、町のほうでまとめて購入を行い、準備をして、設置作業については消防団員の全面的な協力により実施した経過があります。

この取組につきましては、消防法の改正がありましたので、設置が義務づけられたものの、情報に疎い面があり、購入や設置作業も大変と思われる高齢者等の世帯に対象を限定したもので、あくまで法改正に伴う過渡期でありましたので、設置漏れをできるだけなくそういう趣旨で行ったものであります。その当時から17年余りが経過し、設置が必要なことは浸透している、ある程度と思っていますけれども、警報器そのものも約10年で交換が必要なのは、毎年配布させていただいている啓発チラシのほうで繰り返し注意喚起をしているところです。

なお、平成21年のときには対象世帯に1台ずつ設置させていただきました。住宅の広さのほか、平家か二階建てかなどにもよって必要とする台数は違ってくると思います。どの範囲まで、いつまで行政で支援するかについては意見が分かれるところかと思いますが、当時の取組は、必要性を認識していただくためのきっかけづくりでありました。当時と今は背景が異なってきていると思います。

冒頭で申し上げましたとおり、設置あるいは交換の責任は住民側にあり、いわゆる自助の領域に属するものだと思います。設置がされていない約20%の住宅についても、経済的な理由なのか、耐用年数が過ぎても交換していないのか、あるいは購入先を知らないなどなど、

理由は様々あると推測されます。

行政による公助の部分となる普及啓発や設置促進に向けた取組を継続していく中で、まずは実態を把握して、助成制度の創設などの必要性についても改めて是非を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 大変詳しく答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、設置の義務がないというのと自助ということもありますけれども、また、毎年調査、啓発、点検作業を行っている、啓発チラシを火災予防週間に合わせて、消防団とか民生委員並びにそういうところで協力していただいて、頑張って設置に向けてのパーセントを上げていただいていることは承知いたしました。

ただ、助成制度について、必然性とか是非とか検証するというような感じでも取ったわけですが、今回、私がこの質問をするに当たり、全国でも設置率が高いわけじゃない山形県において、さらに西村山地区、住宅用火災報知器の設置率は、総務省消防庁から調査結果7年6月1日時点について、当西村山管内の設置率は県内ワースト2位、さらに最下位の地と限りなく僅差ということで、最下位に近い状況を知ったからであります。

まず、1の現在の大江町における住宅用火災報知器の設置状況をお聞きしましたけれども、設置率というのが大事だとは思いますが、今は条例適合率というのもパーセントに並行して出ているわけですが、その線については、町としてはその条例適合率のパーセントとかはご存じでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほども申し上げましたけれども、あくまでもこれはサンプル的な集落の抽出での数字であります。先ほど令和8年に調査した結果の設置率は79.2%と申し上げました。

今、廣野議員からお尋ねのありました条例適合率、これについては62.5%という数字が出ているようであります。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 実は、設置率というので、平成30年度以降の調査によりますと、当管内ですか、最下位は平成30年、令和2年、令和4年、令和6年と厳しい状況であります。

これまで住宅用火災報知器の設置について、広報紙等を活用し、数十回にわたり設置を促

してきましたが、今までのように、設置しようといった優しい言い回しの広告内容だけでは、設置率の増加にはつながらないことが証明されておりますと報告がありました。

やはり設置率というのは、住宅のどこか1か所以上に設置されればオーケーで、適合率というのは、各自治体が火災予防条例などで定められている設置基準どおりに設置されている住宅の割合ということなんですけれども、当管内というか、町では、その設置率の条例とか、そういうのはどのようなものがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町の場合は、西村山広域事務組合のほうの業務として消防関係のほうをやっておりますので、そちらの広域のほうの条例のほうでこういった設置の部分については決められているというふうに認識をしています。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 実は、これから、設置率だけでは十分な火災対策につながるとは限らないわけです。なぜかといいますと、まず住宅が密閉している。また、今、若い世代のモバイルのバッテリーからの発火、火事になるという、そういうふうな状況に今置かれているわけです。

それで、適合率を上げる普及推進に努め、条例や広域で町で定めている適合率を上げるべきと考えているわけなんですけれども、例えば、大江町の条例を考えるに当たり、住宅環境に合わせ、2階以上の寝室がある場合、寝室に通じる階段と寝室に2個以上のワイヤレス型を設置するなどの条例をつくるとか、そういうふうな考えもあるのですけれども、その件について伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今申し上げましたとおり、大江町単独の条例ではございません。広域事務組合のほうでの条例というふうなことになりますので、1市4町の消防の部分について、様々、今、廣野議員から提案のあったことなども含めてやっていくべきなのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 住宅用火災報知器の設置は、先ほど町長も答弁の中にあっただかと思いますが、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から設置が必要となっております。

2の高齢者世帯や独居世帯や町民への普及促進について、訪問啓発や点検支援などを強化すべきと2番にうたっているんですけども、その答弁も、先ほど町長のほうから、民生委員、消防団で、まとめて報知器を買って配るとか、あと価格の面でまとめて買うと安くなりますので、そういうつもりで買っていただいたものと思いますけれども、その辺について、これからもう少しプラス何か考えが町としてあるのであれば、ここで伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げましたとおり、現時点ではなかなか、やっぱり当初配布させていただいたというふうなところとの事情が違うんだというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

そして、当時と比べて恐らく報知器の価格も、2,000円から3,000円程度というふうなことに、値段も買いやすい値段になってきているのではないかなというふうにも感じておりますので、更新も含めて、ちょっと今のところは、先ほど申し上げましたように、啓発の部分でしっかりとやっていくというスタイルで、助成の部分についてはこれからの実態に合わせた対応というふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 単独ですとやはり二、三千円で、ワイヤレス式ですと8,000円ぐらいで買えるというふうな、私の調査ですとそういうふうになっているわけです。

アンケート調査によりますと、設置が伸びない理由に、報知器の買い方が分かりにくい、特に高齢者世代では、天井に取り付ける作業が危険で困難、本体の機能維持保証10年以降の電池交換など管理が困難、購入代がかかる、自分は火災を起こさないから大丈夫と思い込んでいるなど、それらをやっぱり解決しないと、設置率、適合率の増加は見込めないと思っているわけですが、先ほど町長の答弁の中に、民生委員さんとか消防団員の方がお伺いしてその辺の状況を把握していらっしゃるということなので、その点は当町は安心をさせていただいているところです。

その対応としまして、これまで以上のインパクトある広報や、民生委員が高齢者世帯などを訪問する際のチェック項目に、警報器の有無、定期点検の作業点検というふうに思ったわけですが、その辺も町のほうではもうなさっているということで、その辺も承知しました。

ただ、協定を結んだ地元の電気店などと協力して作業とか、設置作業ですね、そういうワ

ンストップで支援する仕組みなども考えたらいいのではないかなというふうに思っているところですよ。

もう一つ、実は、令和8年度おおえ町民大学ぷくらすカレッジの冊子にまちづくり出前講座というのがあります、メニュー10個の中に、防災時に命を守るということで、総務課と、被害を最小限にするための防火の備え、消防署というのがあります。それで、それらの各地の公民館などで出前講座として区長や老人クラブなどに積極的に利用をお願いし、条例適合率の必要性を訴えていく場を設ける、そういうところも必要かなと思うのですけれども、その点について伺います。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） ぷくらすカレッジの利用については、どんどん利用していただきたいなというふうな気持ちでございますけれども、私は、やっぱりこの普及率を上げていくというふうなことは、チラシだけでも不十分だというふうに思いますけれども、やっぱり地域の言ってみればお茶飲み話のような中でこういったことが話題になって、つけなければならないんだとか、ないとかいうふうなことになるんだとみたいな、そういう地域コミュニティーの中で、やっぱりお互い共通認識の中で、やらんないのんねがという雰囲気が醸成されていくというのが多分、いわゆるロコミですよ、そこが一番大切なのかなというふうに思います。その中に話題をぽんと投げ込むためには、やっぱり消防署さんだったり、民生委員さんだったりというふうなところの話題提供があつてというふうなことになるのではないかなと思っています。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） やはり大江町の利点としましては、隣組とか地域のコミュニティーがしっかりしているということもあつて、そこで、地域でそういう火災とか災害を見守るということで、お茶飲み話とか、つけているのかつけていないのかとか、何ぼしたのやとか、そういうのは必要に、町長がおっしゃるように、そういうのが大事かなというふうに今思っているところですよ。

3の大江町でも防災・減災対策の一環として助成制度などを創設すべきということで3に挙げたんですけれども、高齢者のみ世帯や低所得者の費用負担の設置の妨げになっている分析や、また、管内の設置率などに危機感を感じておられ、火災による犠牲者の多くが高齢者であるということを踏まえ、命を守る施策として助成制度創設は最優先に検討すべきと考えていますけれども、町長の考えは、実態を把握し、必要性と是非を検討するとの回答でした

けれども、調査や啓発を続けて設置率が伸びない場合、具体的な検討時期というのはあるのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 消防分署さんによる設置の点検といいますか、調査というふうなことをポイントポイントで集落を絞ってやっているという話を先ほどいたしました。全体像としてとか、地域としてだとか、それから本当に高齢者世帯の方のところが設置されていないという状況なのか、その辺のところを全体的にポイントを絞っていくというふうな作業が必要ではないかと。皆さん、ぜひつけてくださいというのは、これまでもやってきました。なので、もう少しピンポイントにやっていかないと、なかなか設置率なり条例の適合率なりというふうな具体的な数字を上げていくのは難しいのかなというふうに感じています。

ぜひ、この議会も含めて、警報器の設置の大切さというふうなものを町民の方から十分理解していただいた中で、その促進といいますか、設置に向けた議論、そういった部分をいろいろとやりながら、町としても、いつまでどうするというふうなことはこの場ではちょっと申し上げられませんが、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 努力していただくということで、ありがたいと思っているところです。

実は、ほかの自治体の普及率を上げる工夫として、いろいろ調べてみたんですけれども、最近、国の交付金などを活用した例として、住宅用火災報知器の購入費と設置費の一部を保証する、交付金を利用した期間限定の事業といったものを設置を上げるためにしている自治体もあります。やはり補助金制度を組み合わせることで設置率が大きく伸びた事例が総務省消防庁でも紹介されております。

町は毎年調査や啓発を行っているとのことですが、設置率が十分に向上していないのであれば、助成制度などを含めた新たな施策を踏み出すべき時期に来ているのではないかなとも考えているところであります。その点は、町長、どういうふうに、お伺いします、町長。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） その点については十分努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） それでは、最後のほうなんですけれども、最後に町長の総括を聞くと

というのが、この何か議会の雰囲気的にそういうのが続いておりますので、私のほうもそういうことを、習わしを。

じゃ最後に、町長として、今後どのような住宅火災対策を進め、火災による犠牲者を出さない安全・安心なまちづくりを目指していくのか、町長の所見を伺い、私の一般質問といたします。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 所信表明だったり、所信表明というのは、毎年3月の議会で申し上げております施策の対応だったりというふうなことで、その部分については、大きく安全・安心なまちづくりというふうなことでは触れさせていただいております。

この火災というふうなところでの、ちょっと最近は大江町の町内で大きな火災が比較的多いのかなというふうに感じております。痛ましい人命を落とすような火災もありました。そういういったことが一つでもなくなるように努力していかなければならないんだという決意を今日の廣野議員の質問の中でも感じましたので、頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） ありがとうございました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） おはようございます。

早いもので、6月に入り、衣替えの季節かなと思ったところで、寒い日も続いております。町民の皆様には、体調悪くならないようにお気をつけいただいて過ごしていただきたいと思います。

また、今朝の新聞によりますと、左沢高等学校剣道部が県大会で優勝し、インターハイの切符を手に入れております。誠におめでたいことで、お祝いを申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初の一般質問は、学校教育の未来像をどう考えていますかということです。

全国的に少子・高齢化が急速に加速する状況で、本町でも児童生徒数の減少は深刻な課題であり、学校の在り方や教育環境の抜本的な見直しと対応が迫られていると考えております。

松下電器の創業者である松下幸之助氏は、国家百年の計を立て国造りをしたら、日本はこれからとてつもなく繁栄すると、松下政経塾で塾生諸君に熱く語り続けていたと言われております。別の言い方をすれば、国家百年の計は教育にありと言えます。

100年先を見据えた長期的なまちづくりの繁栄には、目先の政策や制度ではなく、未来を担う人材をじっくり育てることが不可欠であるとも言えます。我々に課された最大の課題であり、使命であるとも言えます。まさに、大江町教育行政の100年後を見据えて対応すべきことでありましょう。

令和9年にはにじいろ保育園の閉園、10年には左沢小と東小の統合、さらに15年には義務教育学校の設置が計画されております。次代を担う子どもたちの教育環境をどのように整備しようとしているのでしょうか。教育百年の計を見据えて、今こそ考えて行動すべきであります。次代を生き抜く子どもたちには、より質の高い多様な学びの場と環境が必要であります。

小中一貫校の推進と教育環境の施設整備に当たって、次の点について町長と教育長に考えを伺います。町長にはハード面、教育長にはソフト面を伺います。

（１）施設整備と財政について。

左沢小学校の整備は昭和61年で築40年、体育館については平成21年に改築、本郷東小は平成4年に改築され34年、一方、大江中学校は、町内の3つの中学校を統合し、昭和51年に開校しております。実に50年流れています。

小中一貫校の整備については、新築（施設一体型）か既存利用かの選択は、財政面だけでなく、教育環境や地域への影響も少なからず出てくるのではないかと考えております。コス

ト面、教育環境、利便性、安全・安心への配慮などを考えた場合、財政負担と教育百年の計をどのように判断し推進しようとしているのでしょうか。

既存施設利用と新築の基本的な考え方について、まだ先のように考えがちではありますが、方向性を打ち出すタイミングを逃したら先に進まないのではないかと考えております。

町長の見解をお伺いします。

(2) 小中一貫校の教育理念について。

小中一貫校は、どのような教育理念の中で推進されるのか。学びや成長の醸成にどのように還元されるのか。ソフト面、9年間一貫した学習理念と学習指導、生徒指導の在り方をどう模索するのか。

(3) 子どもたちの小中一貫校への不安解消について。

小中一貫校のスタートに際し、近年社会問題となっている不登校、いじめ問題の解消に不安はないのか。また、小学校と中学校の区割りが必要ではないのか。さらに、子ども相談体制はどのように整えていくのでしょうか。

(4) 小中一貫校の教員の負担軽減と専門性、教育の質を高めるサポート体制はどのように捉えているのか。

(5) 小中一貫校で過ごす9年間のメリットを生かし、具体的な学年行事や活動だけでなく、県教育振興計画にある社会の中で交流し、意欲、興味、関心、自ら選択し学び合うイメージはどのように考えているのか。

以上4点を教育長に伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君） 初めに、町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、菊地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大江町の今後の小中学校の在り方につきましては、令和7年6月に大江町の小中学校のあり方基本方針、これを策定し、これまでの共生教育をより深化させた共生郷育、ふるさと教育を含めたものと、令和10年度の小学校の統合、令和15年度の義務教育学校の開校、こうした予定を方針として教育委員会のほうで策定いたしました。

人口減少及び児童生徒数の減少、それから学校施設の老朽化、国が求める新しい学びへの対応といったような課題を踏まえ、教育理念のソフト面及び施設のハード面、これを一体的に捉えながら、小学校の統合、そして義務教育学校の開校というふうなように、大江町がこ

れから目指す教育、先ほどの質問であった百年の計という言葉がありましたが、そういうレベルで様々検討していくべきだというふうに考えております。

菊地議員よりハード面とソフト面に分けてのご質問がありましたので、私のほうからは主にハード面のことに关しましてご質問にお答えをさせていただきます。

施設整備と財政面についてであります。学校施設の現状につきまして、議員よりありましたとおり、左沢小学校は築40年、本郷東小学校は築34年、大江中学校は51年となるということでもあります。

財務省令にあります減価償却資産の耐用年数等に関する省令、これの中では、鉄筋コンクリート造りの校舎の耐用年数は47年とされております。また、日本建築学会で発表している学校の望ましい目標耐用年数としては、普通品質の場合で約60年となっています。また、実際に40年を経過すれば、屋根や外壁、設備も経年劣化が大きく表れてきています。このようなことから、これまで近隣市町も含め、学校施設はほぼ40年から50年程度で更新されてきたという状況だというふうに捉えています。

一方、文部科学省が発表している学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書というふうなものがありますが、これの中で、建設から80年使用するためには、建築後20年目に大規模改修を行い、40年目に長寿命化の改修を行い、60年目にさらに大規模改修が必要だというふうになっています。ただ、大江町では、いずれの施設もこれらに該当するような大規模改修だったり長寿命化改修というふうなものを行ってこなかったというのが現状でございます。

今後、新築か既存施設の利活用、このどちらを選択するかにしても、新しい学びや新たな義務教育学校というシステムへの対応が必要となってまいります。

今後、開校を予定しております義務教育学校については、有識者や学校関係者で構成する義務教育学校整備検討委員会を今年5月28日に設置させていただいております。今後、具体的な議論や検討をこの中で行っていくというふうなことになります。整備方法の選択につきましては、既存施設の現状や国の補助金及び町の財政負担はもちろん、今後の大江町の教育をどのようにやっていくかということも含め、様々な面から慎重に検討を行っていただくことをこの委員会の中では想定をしております。

現時点で、町として、教育委員会として情報収集を様々行っている中では、新築の場合でも、現在の学校の敷地か新しい場所かでも、スケジュールや町負担の事業費や財源も変わってきます。また、既存校舎利用の場合も、どの校舎を利用するのか、どの程度の改修事業費が必要なのか、国庫補助をどれだけ該当させることができるのかなどなど、まだまだ検討し

なければならないところが多くあるようであります。

これらを進めていくための順番としては、どんな子どもを育てていきたいか、どんな教育に取り組んでいくのか、学校と地域の関わり方はどうなのか、新しくする学校に町民の方はどんなイメージを描いているのかなどなどを整理した上で、これらのことを目指していくためには、どんな校舎、設備、こういったものが必要となるのか、その上で、既存学校活用ができるのか、新築すべきなのか、そういったことを決めていくことになってきます。

教育委員会が3月に策定した第4次大江町教育振興計画では、「自己実現と共生をめざす心豊かなひとづくり」、これを理念に掲げており、共生郷育によるまちづくりを担う人材の育成は、子どもたちだけではなく、地域の方々を含めたものであります。

大江町の未来と教育の在り方を考えつつ、整備検討委員会での検討内容を踏まえ、また議員の皆様方とも共有させていただきながら、最終的な整備方針、方法について総合的な観点から判断し、町にとって最適な選択をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 続いて、教育長の答弁を求めます。

○教育長（清野 均君） では、続いて、私のほうからは、小中一貫校の教育理念について以降の質問についてお答えしたいと思います。

小中一貫校の教育理念について、教育委員会では、小中一貫教育の利点を踏まえ、先ほど町長からもありましたとおり、義務教育学校の創設を進めているところです。

子どもたちの義務教育における学びは連続したものであり、小中別なものではありません。学習指導要領においても、学びは各学年で完結するものではなく、積み重ねられていくものとして、学びの系統性が重視されています。

本町においては、小規模自治体であることを強みとし、義務教育の場を一体的に整備、運営することが可能であります。その中で、9年間を通した系統的な学びを実施することにより、教育内容の一層の充実が図られるものと考えています。例えば、国際理解教育やキャリア教育については、9年間を見通した体系的な学習を構築することで、より高い教育効果が期待されます。また、教科学習指導に加え、生徒指導の面においても効果的であると認識しています。

さらに、1人の校長の下、教職員が児童生徒一人一人を1年生から9年生まで継続的に見取り、理解を深め、個に応じた質の高い最適な学びを提供できることが小中一貫教育及び義務教育学校の理念であると考えています。

次に、子どもたちの小中一貫校への不安解消についてお答えいたします。

全国の小中学校における不登校児童生徒数は年々増加しており、直近の調査では約35万人となっています。本県においても2,000人を超え、1,000人当たり32.5人が不登校となっている状況です。不登校の要因は多岐にわたり、複雑に絡み合っている事例も見受けられることから、学校のみならず、社会全体で対応すべき課題であると認識しています。

要因の一つとして、中1ギャップと呼ばれる現象があります。これは、小学校から中学校へ進学に伴う学習環境や人間関係の急激な変化への不適応により、心身の不調や不登校、いじめ等が増加する現象を指すものであります。

義務教育学校の大きな利点として、この中1ギャップの緩和、解消が挙げられ、全国的にも大変もう成果が表れ始めているというふうな状況です。学習環境や人間関係の急激な変化が生じにくい環境においては、児童生徒の不安軽減につながるものと期待しています。

一方で、義務教育学校における課題として指摘される小中の区切りについては、例えば進級式を実施するなど、学校運営上の工夫により対応可能であると考えています。今後も、義務教育学校に関わる多くの方々の意見を踏まえながら、必要な工夫と改善を重ね、学校経営を進めていくことが重要であると認識しています。

いじめ問題については、学校形態による明確な増減は報告されていません。いじめの未然防止に向けた教育の充実に加え、発生時における適切かつ迅速な対応及び事後対応を各学校において実施することが重要であると考えています。また、いじめは学校のみの問題ではなく、家庭、地域、社会全体で向き合うべき課題であると捉えています。

子どもの相談体制については、基本的には担任を中心として対応することを前提としていますが、問題や悩みの多様化に加え、教員の業務量増加等により担任のみでの対応が困難な場合もあります。そのため、養護教諭、教頭、学年主任等、様々な立場の教職員が相談に応じることのできる体制を整えています。

小中一貫教育においては、児童生徒のこれまでの状況を継続的に把握した上で相談対応ができるという大きな利点があります。さらに、本町では、県派遣のスクールカウンセラーに加え、町独自のスクールソーシャルワーカー及び教育相談員を配置し、幅広い相談支援体制を整備しています。

今後とも、子どもたちの問題や悩みに適切に対応できる体制の維持、充実に努めてまいります。

次に、小中一貫校における教員の負担軽減と専門性の向上への支援についてお答えいたし

ます。

教員の負担軽減については、現在、本町において、教員の働き方改革を計画的に推進しているところです。県内の状況と比較しても、本町の時間外在校時間等は短い状況にあり、働き方改革は着実に進展しているものと認識しています。

今後、義務教育学校となった場合においても、教職員の業務負担が過度に増加することのないよう、教育委員会として、教育課程等に関する指導助言や教職員への支援を適切に行ってまいります。

最後に、9年間のメリットを生かした教育についてお答えいたします。

本町の教育におけるキーワードとして、共生郷育、ふるさと教育があります。議員ご指摘の社会の中での交流、自らの選択、学び合いという視点は、この共生郷育の理念と全く合致するものであります。同学年による横のつながり、9学年による縦のつながり、さらには地域社会等との斜めのつながりを通して、同世代、異世代を含む多様な交流を実現することが可能であると考えています。

その交流の中で、自らの考えを持ち、他者と協働することにより、新たな価値を創造していくことが期待されます。ふるさとの中で自ら選択し、自己決定していく学びを共生郷育の理念の下で推進してまいりますので、議員各位のご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

町長も教育長も、皆さんの意見を聞いて判断していきますというふうな大まかな回答なんですけれども、まず町長から。

私個人的に、昨年度、今年度でリニューアルと新築を経験したんですよ、個人的に。その中で思ったことが、やはり改築というのは、骨瓦、建てる前の状況ですよ、全て外して。全部、壁も全部取り払って、柱1本ずつ、それぐらいまでしないと、今の気候状況には勝てないらしいです。また、一方で、新築も経験しています。

すばらしい、全然違うというふうな観点から、ここで町長、はっきり言えないでしょうけれども、7年後に一貫校になるわけで、その頃、私も町長もどういうふうな存在かは分らないですけれども、その中で、今、新築するのであれば、今か20年かの論点が来ると思います。改築するのであれば、鉄筋コンクリートなので、窓枠、あと鉄筋なんで、コンクリートは別として、かなりの経費もかかってくると思います。そのような過程は、先ほど町長おっしゃっている中で、いろいろあるみたいなんですけれども、そのところから、町長自身、どのよ

うに考えるのか。はっきり言えないでしょうけれども、どのように考えるのか、ちょっと町長の考えだけ。

将来の子どもたちに、今年30人、1年生が、将来10人ぐらいずつ生まれたとしても、9年間で約100名は存在するわけですよ、どんな少子化になったとしても。なおかつ小学校だけはずっと残っていくと思います、何年たっても。そういう観点から、どのように町長は考えているのかなというところを言える範囲でお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど申し上げましたとおり、今から検討委員会の中で様々、教育の在り方だったり、ハード面的なものだったり、場所のことだったりというふうなことをいろいろと議論をしながら決めていくというふうなところでありますので、私がその方向性をしっかりと今決めてしまうというふうなことは、委員会を軽視することになりますので、それは絶対にあり得ない話なので、例えばというふうなことでのお話でありますけれども、誰もが、家を新築しようかなと、新築というか、そろそろ直さなければならない、新築しようかなと思ったときに、やはりできれば新しい住宅で建設をし、新しい生活を始めたいというふうに思うのが普通ではないでしょうか。それは多分、先ほど言われた両方経験をしてというふうなことの意味合いがその辺にあるのかなというふうに思います。

ただ、そのことだけではなかなか新築のペースで進んでいくんだよというふうなことの決め方にはならない。その部分については、やっぱりこれまでの経過、思い出も含めて、その家に対する思いもあるでしょうし、また、大きいのは、やっぱり経済的な部分で負担が可能かどうかというふうなところも当然出てくると思います。あとは、今の住宅を、これからの生活、将来に向けて家族構成などなどを考えたときに、この面積で果たして将来とも大丈夫かどうか、どんな部屋の大きさ、個数必要なのかというふうなことを考えなければならないんだというふうに思います。そういうことをトータル的に様々と検討していかなければならないというのが、先ほど申し上げた、新築するにしても改築するにしても、様々なデータを寄せ集めた中でトータル的に判断していかなければならないというふうなことだと思います。

ただ、築30年、40年、50年の建物を、新築同様な形でできるんだというふうには思いますが、そうしたときに、新築と比較してどれだけの事業費の違いが出てくるのかというふうなことも大きな判断の材料だというふうに思いますし、あと、この先、先ほど20年後ぐらいに大規模改修が必要だというお話をしましたが、今回新しいものを入れれば当分

の間はそれで使えるというふうに思いますが、リフォームというふうな格好で進んでいったときに、やっぱり10年後、20年後だったり、それ相応の改修工事が必要になってくるというふうなことも見越した中で、そこは判断していかなければならないものだというふうに考えています。

これからの検討委員会の中で、その辺も含めて、いろんなシミュレーションが出てくるというふうに思いますので、その中で判断をしていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） いろいろと検討委員会の中で判断していかなければならないかなというところは最大なところであると思うんですけども、執行者である町長の考え方もその中に入れて進めていきたいと思います。

また、東小学校、休校になるわけですので、来年で休校になるわけなんですけれども、あちらはまだ30年しかたっていないくて、エアコンから台所から何でもそろっている素晴らしい建物になるわけなので、その利活用ですね、それもどのように考えていますか。

○議長（宇津江雅人君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 方向性がきちっと定まっていなくて、その利活用をという段階では今はないというふうに思いますので、正直ノープランです。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） そういうことであれば、素晴らしい、すごいもったいない。これは少子化のことでやむを得ずなんでしょうけれども、本郷東小学校が11年から使われないということで、いろいろと発信をして、何か入ってもらうなりとか、どこかの何かが利用できるようなものを、知恵を出して使っていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、いろいろ検討、これからだと思いますけれども、検討してってください。

じゃ、続きまして、教育長、お願いします。教育長に質問します。

まず、教育長、小学校、中学校の学力というのは公表できないと思いますけれども、県の中でどれぐらいのレベルにあるのかなということを教えられる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 学力については、正直人数がそれほど多い人数ではないので、年度によって大分ばらつきがあるんですけども、昨年、おととしの状況でいえば、全国学力状況調査の中では、ほぼ県内ではトップクラスというより、ほぼトップに近いのではないかな

というようなデータがありましたので、今はうまくいっている状況なのかなと思いますが、ただ、これが本当に学力を表すのかどうかというのは、あくまでも平均点なので、現在、不登校が多い状況等を勘案しますと、素直に喜べるものではないなというふうに捉えています。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） じゃ、その中で、本町で誇る英語教育、小学校の5年生から教科になったんでしたっけか、英語教育ね。ブリティッシュヒルズにも行ったりしてはいるものの、何か私、もうちょっとギアアップしてもいいんじゃないかなというふうに考えているところであって、そのあたりをもっと強化していかなければならないのかなと。子育てするなら大江町というふうな中で、学校教育に特化した町というのは前も申し上げたと思うんですけども、そのあたりがちょっとよく見えないんですけれども、そのあたり、どういうふうに考えていますか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 国際理解教育については、現在、今おっしゃったように、ブリティッシュヒルズに行ったり、オンライン学習であったり、英検支援であったり、あと社会教育のほうでも様々にやっている状況であります。

ただ、今、さらにギアアップというよりは、もう学校教育のほうも、今、働き方改革でどんどん、どのように整理したらいいかということ、今、学習指導要領の中で、次の次期指導要領の中でも検討しているところかと思えますけれども、今、大江町が向かおうとしている義務教育学校というのは、一番大きいのは、これまでのように、小学校、中学校、いわゆる6・3制、これは国でも議論されているんですが、本当にこの6・3制というのが子どもたちに合っているのか、学びと合っているのかということから、平成28年に義務教育学校という制度が出てきたんですね。

一番特徴的なのが、分かりやすい言葉で言うと、系統性と一貫性、これが子どもたちの学びに大事だというふうに言われています。今度、義務教育学校になれば、1つの学校になりますので、この一貫性、系統性というのが非常にやりやすくなります。どの段階にどういった学習を置けば一番効果的なのか、そういった意味で、学習効果が大いに期待できるのではないかな。

今は、やっぱりどうしても小学校と中学校という2つの学校に対する制約があります。もう少し皆さんが分かりやすく言うのであれば、中学校は教科担任制、小学校は学級担任制であります。でも、本当に学級担任制が、小学校全部がいいのかどうかというと、今言われて

いて、だんだん導入されてきているのが、小学校高学年での教科担任制が一部導入と。これが一貫校になれば非常に導入しやすくなる。専門性も高まっていくということがあります。

ぜひ、こういった国際理解教育の中でも、どの段階にこういった体験、こういったプログラムを置けばいいのかということを議論しながら進めていければなというふうに考えています。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 今、教育長おっしゃったように、先生方、忙しいんですね。学力の差なんかも出ていると思います。その中で、にじいろ保育園が終わり、東小が終わり、そういうところの予算を有効に使ったりする当てに、先生方、忙しいんだったら、公営塾みたいなものも業務委託して、学習塾に進んでいくとか、そういうようなものも考えられてくるのかなというふうに思います。それで補ってあげるというような形もすばらしいのではないかなと思います。

英語、英語とあるんですけども、学校の先生も英語得意なのかなと思うんですよ、小学校の先生方、中学校の先生方。それが、ちょっと私もいろいろ話を聞いていますけれども、そういうところからも発信していけば、どういうふうに強化なっていくんだかなということのを先に考えれば、そういうふうな今言ったような補助的に公営塾なんかをつくったりして、入る人は入るでいいと思いますから、英語、数学、国語ぐらいを週2回ぐらい見てあげるとかというふうな手段も、少子化を逆手に取った施策になるんじゃないですか。だから、教育長はいろいろ考えて、町長におっしゃればいいと思いますけれども。

時間がなくなるんで、もう一点。

先ほど、いろんな会議、この統合準備委員会のところも、今、ジャージがどうだと先月チラシ入ってきましたけれども、これから義務教育学校の準備委員会でいろんな人たちが入って、どうしたらいいかとあるんでしょうけれども、教育の質を高めるためには、その部分と別なほうで話を聞いてもいいんじゃないかなと思うんです。そのメンバーというものは、大企業の社長とか、考えが宇宙の果てまで行くような社長とか、あとはこの辺の大手会社の社長、それと若手起業家、あとは高校生在住、中学生在住1人ぐらい、地元の高校生、あと女性の方、20、30、40、50、五、六人合わせて、教育の質を高めるにはどういう教育がいいんでしょうかということで、そういう人たちのメンバーを集めて聞いてもいいのかなと思うんですけれども、どう考えますか。

○議長（宇津江雅人君） 清野教育長。

○教育長（清野 均君） 2点、いわゆる公営塾の件と、それから……

〔「それはいいです」と言う人あり〕

○教育長（清野 均君） いいんですか。

〔「それはいい。次のやつ」と言う人あり〕

○教育長（清野 均君） しかし、これにもちよっと今、答えたいなと思ったんですけれども。

〔「手短に」と言う人あり〕

○教育長（清野 均君） 先ほど申しましたけれども、これから目指していく系統性と一貫性をどう持たせていくかというところは、本当に利点がたくさんあるのだろうと思っています。いろいろな、今、二極化しているんですね、すごく優秀な子どもと、それから、なかなか学習が手につかない。それを今、個別最適な学びという言葉で、その中で深い学びをどう高められるか、一人一人に合った教育をどうしていくかということで、今年から、まだ整備うまくなっていないんですけれども、これから今年度整備していくのが、タブレットを通した学習、家庭学習を中心としたものをしようということを考えています。

具体的に、そういった、スタディサプリというソフトなんですけれども、これは、この子は学力、小学校のときにつまずいたとなれば、小学校のときの学習から振り返ることができます。そしてまた、興味のある子どもは、いや、私はもっと数学、ここのところ過ぎたから、大学レベルのものをしたいとなれば、そこにも対応して、ここで先生が教えてくれます、この場で。そういったソフトを今年度導入する予定であります。これが実現すれば、一人一人への対応が、もうそこで、いわゆるオンラインですけれども、学習が成り立ちますので、実質そういった塾みたいな機能は一人一人に合ったものが全部できるのではないかなと。それを指導していく一貫性もさらに強まるのではないかなということで、一步踏み出したところであります。

それから、整備検討のほうについてですけれども、私たちは今、天才を育てようとしているのではない、公的な学習施設でありますので。そして、何か議員のすると、子どもたちを育てる、確かに子どもたちを育てるという、学習をつけるのは学校、これ、基本なんですけれども、今、整備検討委員会は方針の中でありますけれども、子どもたちは地域の中で育つ、地域の中の方々の志の中で育つ、これは間違いないことだと思います。特別にエリート教育をするのではない。その中で、優秀な子ども、志が育っていくというふうに考えています。

別に子どもたちだけでなく、例えば、私たちみんなが学校に迎えに行ったとき、学校で何ができるかということを考えたっていいじゃないですか。今議論されているのは、私たち

町民の皆さんが学校で何がしたいか、何ができるかということを今考えていただこうというふうに考えています。子どもたちだけではなくて、町民みんなで育てるような学校ってどういった在り方があるんだろう。それが、この整備検討委員会とは別に、皆さんからも来ていただいた方もいらっしゃるけれども、スクールトークという形で、自由に議論ができる姿というのを今模索しているところであります。ぜひご理解いただければと思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 天才を育てろとか、エリートとかと、私、おっしゃっていませんからね。この質の中の先にエリートとか天才が出てくるんじゃないですか。そのためには、自主的な学びじゃなくて、探究的な学びをどんどん入れていかなければならないのかなとつながっていくと思います。

例えば、文科省から来る学力の問題は肅々としなければならないじゃないですか。大事なのは、自主的に思考する力、考えを持つ子どもを育てなければならないと思うんです。この主体性の、だから探究ですよ。探究のほうのカリキュラムをどんどん強くしていかなければならないんじゃないですか。

だから、いつも町長がおっしゃるように、地域おこし協力隊はミッション型だとおっしゃっているように、そこに地域おこし協力隊をぶっ込めばいいんじゃないですか。それで、そういうようなことだけを考えさせると。どうやって、どういうふうな課題を設定したり、情報を収集して、分析して、整理して、まとめてと、そういう作業を自らやらせる、どういうようなものをやらせていくんだというのは、教員たちは忙しいから、そこに協力隊を誘致して、専門にやらせていくとかいうふうな教育の質を高めていくというのがそこだと思うんですよね。

学力アップというのは、記憶力がいいから学力アップなのかな、何だかよく分からないんですけれども、そのあたりで、ぜひ7年後、一貫校、義務教育学校になったときには、そのような質の高い学びを設定していただきたいと思います。

教育長がこれから先、学校教育というのはどのように考えるかというのもお聞きしたかったんですけれども、時間の都合で、今まで申し上げたことをきちっとなるべく実践して、より質の高い教育、教育環境をつくっていただきたいと思いますので、これで1つ目の質問を終わります。

では、2つ目、まいります。

かわまちづくりに民間投資を検討してみてもどうか。

舟運時代、百目木地区は最上川の船着場として栄え、上杉藩の塩蔵がそびえ立ち、屋形船が川面に浮遊し、やな場が景観を助長するにぎわいを呈していたと言われます。我が家にも、あそこの川で船に乗って、女性とお酒を酌み交わしている写真が残っています。誰もが知る最上川舟唄が生まれたのも必然的だったと思われまふ。国が選定した重要文化的景観の重要な要素となっていることは、うなずけるところであります。

しかし、集中豪雨の影響で幾多の苦難を強いられてきたことも事実であり、特に令和2年と4年の浸水被害が甚大で、堤防設置の機運が高まり、国の支援を受けて堤防設置が進んでいる。家屋移転も順調に進んでいるようです。

町は、河川空間の利用を目的としたかわまちづくりに取り組んでいる状況にあります。川辺を機能別で4つのエリアに分けた計画案を8月に国土交通省へ計画登録を目指す聞いております。

堤防完成後の整備は町が担うことになり、言うまでもなく百目木地区は、国道287号から町に入る玄関口でもあり、町民が憩い、関係・交流人口をつくる場として、新たな観光の目玉に活用すべきであると考えます。

親水空間の創出を図る上で、都市計画の縛り、財政問題、公共空間の在り方を模索する意味でも、民間投資やノウハウを導入するP a r k－P F I、公募設置管理制度事業を活用してはどうでしょうか。この制度は、2024年度末、全国で182か所で導入され、現在165か所で検討されていると聞いております。

明確な戦略と強い発信力を持ち、選ばれる地域を創出すべきと考えますが、町長に伺います。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、初めに、百目木地区の堤防整備事業につきまして、これまで多くの関係者の皆様より多大なるご理解とご協力をいただきました。家屋移転等が順調に進捗しておりますことに、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。皆様の温かい支えと山形河川国道事務所様の丁寧かつ真摯な対応があったからこそ、本事業は一步步着実に前に進んでおります。改めまして、深く感謝を申し上げます。

百目木地区は、国が選定した重要文化的景観である最上川の流通・往来及び左沢町場の景観のエリア内に位置しております。歴史ある町場として風情を残す極めて重要な場所でありまふ。堤防整備事業及びかわまちづくりを進めるに当たって、最上川の景観をはじめ、日本

一公園からの眺望だったり、旧最上橋だったり、そして歴史的な町並みといった構成要素に最大限配慮することが求められます。このため、これまで文化的景観保存整備検討委員会や文化庁との密接な連携を図りながら、慎重かつ丁寧な計画策定に努めてまいりました。おかげさまで、昨年12月に開催いたしました百目木地区かわまちづくり協議会において、令和8年度夏の国登録を目指す最終計画案をご承認いただき、手続を進めているところであります。

現在、この計画では、「最上川の水辺に誇りと賑わいを生み、大江町の歴史文化と記憶を未来へつなぐ」というキャッチコピーの下、住民や来訪者が集い、地域の伝統行事などを通してにぎわいと交流を生み出す場を目指しております。この実現に向けて、「水辺の賑わい創出」、2つ目が「歴史・文化の継承と発信」、3つ目が「広域ネットワークの構築」、そして「連携と活用」、これら4つの目標を掲げ、大江町の新たな観光拠点として、また、地域交流の要として整備を進めていくように、鋭意、今取り組んでいるところであります。

議員より提案のありましたP a r k－P F I、すなわち都市公園法に基づく公募設置管理制度、これの活用につきましては、非常に建設的かつ重要な視点であると受け止めております。

この制度は、民間事業者が飲食店や売店といった収益施設を都市公園区域内に設置、運営する対価として、公園内の特定施設の整備や日常的な管理を担うという仕組みとなっています。一方で、かわまちづくりエリアは河川敷であるため、河川法上の許可区域内に収益施設を設置する場合には、平成23年に改正された河川敷地占用許可準則、これにより、河川管理者から都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間の事業者の方が営業活動を行うことが可能になったということです。

いずれにせよ、かわまちづくりにおいて民間活力やノウハウを導入することは、にぎわいの創出と維持管理の持続可能性を両立させるための非常に有効な戦略の一つであると認識しております。実際に全国の先進事例では、河川敷の環境整備と民間収益施設を一体的に運用することで、高い集客力を発揮し、エリア全体の回遊性を高めている成功例もあります。こうした手法は、自治体の財政負担の軽減はもとより、行政だけでは難しい魅力的なサービス提供を可能にする点で、大きな可能性を秘めているのではないかと思います。

しかしながら、大江町が目指す百目木地区のかわまちづくりは、先ほどから申し上げているとおり、歴史的な重要文化的景観を守り抜くという他にはない独自の魅力と使命を帯びているものであります。そのため、整備に当たっては慎重な検討が求められています。具

体的には、都市公園と河川敷地の法的な整理や、浸水のリスクを考慮した防災への対応、そして何より歴史的景観と調和した魅力のある空間をいかに創出するかといった課題を乗り越えなければなりません。また、町の財政や人口規模を踏まえたとき、民間事業者の参入意欲をいかに持続させ、日常的なにぎわいを継続させていくかという点も極めて重要な検討事項となります。

町といたしましては、今後、関係団体を中心とした、仮称ではありますが、百目木地区かわまちづくり会議、これを立ち上げまして、行政、民間事業者、地域住民、そして施設の利用者が適切な役割分担の下で継続的に維持管理を行っていく体制を構築していきたいと考えております。その上で、具体的な導入を検討する際には、民間事業者の皆様の意向を把握するマーケットサウンディング、いわゆる対話型の市場調査を行い、町の特性に適した公募条件等を検討していく必要があると考えております。

P a r k－P F Iの活用につきましては、現時点において、かわまちづくりのにぎわい創出に向けた有力な手法の一つとして、十分に可能性のある選択肢であると判断をしております。今後、重要文化的景観という大江町の宝を守りながら、この百目木地区が町民の皆様にとっての誇りとなり、また、訪れる方々にとっても魅力的な新たな観光的な拠点として定着するよう、総合的なエリアマネジメントの観点からしっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

議員からのご提案につきましては、私たちの目指す選ばれる地域の創出に向けた大きな一歩となるのではないかと期待できます。今後とも、国や専門家、そして地域住民の皆様と知恵を出し合い、大江町の歴史と記憶を未来へつなぐ最良の形を追求してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。我々も期待しておりますし、何か知恵があったらどんどんお伝えしたいなと思います。

目指すは、あそこを利用するのは花火大会だけでなく、こういうふうにかヌーがいたりとか、あと、ボートはどうだかあれなんですけれども、百目木、その最上川地域で、最上川、川が通っているところの自治体で大江町なんですってね、川に入れるところというのは。大江町だけなんですってね、酒田まで行く中で。どこかもありましたっけか。何かそう

いうふうに聞いていますけれども、その中で、整備後には、サウナは時々やるかやらないかは別として、何かお店があって、舟唄をみんなであそこで歌ったりとか、カヌーが往来しているとか、とにかくいろんなことを想像できるんですけれども、その実現に向けて知恵を出していただいて、すばらしい選ばれる地域になれるようお互いに努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、本日は午後１時から議案調査等を行うため休会とします。

明日午後１時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前１１時５３分

令和 8 年第 2 回大江町議会定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火）午後 1 時開議

- 日程第 1 議第 4 9 号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第 5 0 号 令和 8 年度大江町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 請願第 1 号 核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める
意見提出に関する請願書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊 地 英 幸 君	２番	廣 野 秀 樹 君
３番	大 沼 清 人 君	４番	菊 地 邦 弘 君
５番	藤 野 広 美 君	６番	櫻 井 和 彦 君
７番	安 食 幸 治 君	８番	関 野 幸 一 君
９番	伊 藤 慎一郎 君	１０番	土 田 勵 一 君
１１番	宇津江 雅 人 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 清 隆 君	副 町 長	菅 野 光 昭 君
教 育 長	清 野 均 君	総 務 課 長	五十嵐 大 朗 君
政策推進課長	鈴 木 利 通 君	地域振興課長	櫻 井 洋 志 君
税務町民課長	伊 藤 修 君	健康福祉課長	岡 田 照 彦 君
農 林 課 長	阿 部 美代子 君	建設水道課長	伊 藤 和 幸 君
教育文化課長	金 子 冬 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	伊 藤 修 君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西 田 正 広 君	議 会 事 務 局 庶 務 主 査 兼 庶 務 係 長	庄 司 由 利 君
--------	-----------	-----------------------------------	-----------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎議第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、議第49号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤 修君） 議第49号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げますので、資料7の新旧対照表をご覧ください。

第14条は、印鑑登録証明書の交付申請について規定しておりますが、現在、印鑑登録をしている町民の方は、個人番号カードまたは利用者証明用電子証明書が記録されたスマートフォンを利用し、コンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となっております。

今回の改正では、中長期在留者の方が所持している在留カード並びに特別永住者の方が所

持っている特別永住者証明書と個人番号カードが一体となった特定在留カードと特定特別永住者証明書の運用が開始されるため、その規定を条文に追加をしたものでございます。

これにより、中長期在留者並びに特別永住者の方は、特定在留カード並びに特定特別永住者証明書を利用して、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得することが可能となることとなります。

なお、施行日につきましては、特定在留カード並びに特定特別永住者証明書の運用が開始される令和8年6月14日としております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第49号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第49号 大江町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第2、議第50号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第50号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

4 ページをお開きください。

2 款総務費は1,042万1,000円の増額です。

1 項 5 目企画費は、コミュニティ助成事業の決定を受け、蛍水区での印刷機購入に対する補助金を計上するものです。

6 目電子行政推進費は、県による鹿子沢地区の月布川河川整備事業に伴い、光ファイバー架線のルート変更が必要になったことなどから、工事費を追加するものです。

10 目交流ステーション費は、損傷している西側入り口階段のタイル面と北側の軒天箇所を修繕するものです。

6 款農林水産業費は3,437万2,000円の増額です。

1 項 3 目農業振興費は、農業者団体を対象とした農業機械整備への県の補助事業の内示を受け、スピードスプレーヤーの整備に対する補助金を計上するものです。

5 目農地費は、国の補助事業になります。農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金の内示を受け、三郷地内の深沢東堤と昭和沼の廃止に向け、測量設計委託料と工事費を追加するものです。

6 目水田農業構造改革対策事業費は、11月23日に行われる宮中行事の新嘗祭に、昭和58年以来43年ぶりに本町の農家の方の米と粟が献上されることになったことから、献穀献納式に要する経費に充てる補助金などを計上するものです。

5 ページからの 8 款土木費は58万3,000円の増額です。

4 項 1 目都市計画総務費は、関係区からの要望を受け実施することとなった左沢 9 区と蛍学区内の市街地側溝一斉清掃を実施するための側溝土砂処分等委託料などを計上するものです。

10 款教育費は322万4,000円の増額です。

4 項 5 目文化財保護費は、5 月の連休初日、2 日の強風の影響と推測されますが、左沢楯山城跡地内のあずまや付近で発生した倒木に伴い、根っこごと地盤がえぐられ、遊歩道の一部が欠損したことから、復旧に向けた測量設計等委託料などを計上するものです。

以上が歳出予算の概要となります。

3 ページの歳入予算をご覧ください。

15 款県支出金、20 款諸収入につきましては、歳出予算でご説明した内容の特定財源になります。

このほか、不足する財源に充てるため、前年度繰越金を追加して歳入総額を調整いたしま

した。

以上が、令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第50号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井です。

4ページ、歳出、6款1項6目18節、新嘗祭の件であります。

43年ぶりということであれしいことなんですけれども、これは町のほうから申請してこれが決定したのか、それとも向こうのほうから、これは宮中行事で、11月23日に五穀豊穰とか国家の安泰とかを祝ってやる行事なんですけれども、こちらのほうから申請して受理されたのか、向こうから指定された大江町の米と粟を献上するようになったのか、あと、歳出はあるんだけど、歳入で補助金とかありませんが、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

新嘗祭についてであります。こちらは宮内庁が指示するといったものではなくて、宮中で行われる歴史ある行事でありますので、希望者の中から知事が選定し、推薦するとなっております。県のほうから大江町のほうにという声かけがございましたので、町で県へ推薦し、県から宮内庁のほうに推薦した結果、大江町のほうでしてほしいという決定がなされたというものであります。

それから、補助についてであります。今申し上げたように、歴史ある名誉ある行事でございます。こちらは補助金という意味合いのものではございませんので、歳入はございません。町単独の歳出となります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

4ページお願いします。

6款1項5目の12委託料、測量設計委託料1,110万と、それと多分関連あるのかなと思いますので、14節のため池廃止工事550万についてお伺いします。

先ほど廃止をするというふうな説明があったように思うんですけれども、そこも含めて詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいま6款1項5目の質問であります、こちらは農業用水路等長寿命化・防災減災事業という国の事業でございますが、災害の未然防止ということで、ため池廃止事業に手を挙げさせていただいて、測量設計委託料については2件分、深沢東堤と伏熊、昭和沼の2件分の測量設計委託料となっております。

その下の工事費であります、今申し上げた2つのうち、深沢東堤のため池廃止工事費、こちらのほうも内示を受けたということで計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 歳入で1,630万ほど計上になっているなというふうに、国からの補助だと思えますけれども、一般財源30万ということで支出に関してはそう金額は多くないというふうに見てはいますけれども、廃止をするために、補助金を頂くにしても、この高額な設計料というのが必要なのかどうかというふうなところ、思いもありますので、その辺どういうふうになっているのかということと、550万、これで工事終わらないんじゃないかというふうな思いもするんですけれども、その辺も併せてお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） 1点目のご質問であります、ため池の測量設計、高額でないかというご質問であります、さきに申し上げたように、災害の未然防止ということで、まずは、古くなって使わなくなったため池なんですけれども、そちらをどのような現状になっているか再確認して、災害が起きないように、こういった廃止の方法がいいかを検討するために測量設計を依頼するものでありますので、まずはこちらの予算額、予算の範囲内でしていただきたいと考えているものです。

それから、工事費に関しまして、550万で少ないのではないかというご質問であります、確かに測量設計をしてみないと工事費が幾らかかるのか今のところ未定でございます。ただ、国のほうの予算のほうに配分されたということで、工事分ということで今年度この予算、内示になった額を上げさせていただいて、こちら事業自体は2か年計画となっておりますので、場合によっては繰越しして、来年度不足分を追加要求したいと考えているものです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美君。

○5番（藤野広美君） 深沢のほうは工事必要だということだと思うんですけれども、伏熊の

ほうは今後工事が必要になる可能性があるのかどうかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） 今年度、測量設計後、来年度、工事費のほうを計上させていただく予定となっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにありませんか。

2番、廣野秀樹君。

○2番（廣野秀樹君） 2番、廣野です。

3ページの歳入のほうで、20款1目1節の物件移転補償費738万、その詳細をお聞きいたします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 20款の諸収入についてお答えいたします。

この歳入につきましては、歳出の4ページの上段、2款1項6目の情報通信基盤設備移設工事費に充てる特定財源となります。

内容的には、県の工事になりますけれども、月布川の河川工事に伴って、光ケーブルのルート変更が必要になります。その分が638万円であります。それと百目木地内の、こちらは国のほうの工事になりますけれども、それに伴って、光ケーブルの撤去が必要になってきます。こちらが100万円であります。いずれも国・県のほうから全額補償費として入ってくる分を今回歳入のほうで計上したものであります。

○議長（宇津江雅人君） 3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 4ページ、6款1項3目農業振興費、持続できる果樹産地緊急支援事業補助金、これについて質問いたします。

こちらの補助金の主な補助要因として、スピードスプレーヤー、これの使用期間が10年以上の機械であること、翌年の所得増を見込めることなどが補助要件として記載、提示されています。それを踏まえて質問いたしますが、要件にある販売額、所得額の増加について、町としてはどのように進捗を管理し、達成を後押しするのでしょうか。

スピードスプレーヤーは大体1,000万ぐらい、非常に高価な機械というふうに聞いておりますけれども、この機械を買ってもらうだけではなくて、自分たちが農家の皆さんが作った果樹その他、その販路の拡大とか利益率向上のための具体的な町としての支援策は今どうなっていっているのか。まして、これ以降、買ってもらった以降の伴走ですね、伴走支援、

この2点についてお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

進捗状況については、こちら県の補助であります。導入後、毎年度、報告義務、報告をしなければならないこととなっておりますので、報告に基づいて進捗状況を確認してまいります。

それから、達成を後押しするという点でございますが、こちら、議員おっしゃったとおり、面積の拡大、収穫、収益向上を目的にこちらの機械を導入するということになってございます。そのため、計画をそれぞれ作成して上げさせていただいておりますので、この達成に向けて、販路拡大の支援ということで町でもしてまいりたいと思います。

ただ、一番は、農協さんへの出荷が大江町の場合は多いというのが現状でございます。やはり持っていけば出荷していただけるということで、大江町では農協さんと一緒になって市場に出向いて販路拡大を行ったり、農協さんと共にやってございます。

そういった形で収穫を増やしていただいて、確実に出荷できる体制の後押しを引き続きやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

では、もう一つの要件について、高齢経営者に対する特例ということで継承要件、いわゆる経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合、新たな担い手へのスムーズな継承に向けて、樹園地、これについての情報をあらかじめ出してくださいねという、これが補助要件になっているんですけれども、この65歳以上で後継者がいない場合、要は遊休地に非常になりやすいという、事前に分かっているわけなんですけれども、この園地情報を提出するという要件、これは地域の宝である農地を守るための極めて非常に重要なデータだと私は思います。

その園地情報を単に役場ではどういうふうに使っているのでしょうか。例えば、将来の構造改革にどう生かすのかとか、外部の新規の誘致にどう使うのかとか、農地の集約化とか、いろんな使い道があると思うんですけれども、それについて農林課ではどう考えていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（阿部美代子君） ただいまのご質問ですが、町では、まさに議員おっしゃるとお

り、今後の担い手の確保というのが一番の重要施策であると考えております。

そのため、町では、地域計画ということで、地域ごとに農家の方に集まっていたいて、その中では、地域ごとに土地の地番等も明記した上で地図上に落として、こちらを誰が今現在耕作しているか、10年後、誰が耕作するのかということを毎年度話し合いを行っております。

そういった中で、OSINの会を含めた担い手の確保も同時で進めておりますので、新たな担い手確保に向けて引き続き努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにはございませんですか。

8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 8番、関野です。

ページ数5ページ、教育費の中から文化財保護費の中で、12節の委託料300万についてお尋ねします。

先ほど課長の説明では、松の木が根っこから強風のためか分かりませんが倒れたということで、以前、お話を聞いた後に現場のほうに直接見に行ってみました。かなり太い樹齢の長い松の木がきれいに根っこから倒れておりました。その現場を見てみますと、新たに楯山城の整備事業の中で散策道を切った、その場所にあった松の木が倒れたのかなと私は思っております。

その中で、そのところの散策道の整備のためのこれは設計料だと思いますけれども、やはりこれまで人の手のつけていない山を我々の都合によって様々に開拓していくときに、やはり自然の負荷もあるし、人の手をかけた負荷もあると思いますけれども、そういうもので私は倒れたのではないかと考えております。

今回の定例会でも楯山城の整備ということで質問された議員の方がおりますけれども、やはりその辺のところは、しっかりと、整備をするのは結構ですけれども、その後、今回のようなことがないように、しっかりと考えながら整備をしていただきたいと思いますけれども、その辺に関して課長はどのように考えておりますか。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいまの質問にお答えします。

ただいまの質問は、今回、楯山城の散策路ののり面が崩壊したということで、それについては、人の手が加わって、その部分の手すりの部分から、水なり風の影響で、今回、木が倒れてしまったのではないかとということも今ご質問にあったかと思えます。

確かに今回の現場を見ますと、今回の先ほど説明がありましたとおりの風の影響、また、これまでの浸食した影響などがあるかと思えますけれども、楯山のそもそも地積というか地層のほうはかなり軟らかいということがありますので、これまでも1期整備の部分につきましては、専門の委員の方、先生方から協議をいただきながら、そして国のほうとも実際に現場を見ていただきながら整備をしてきたという経過があります。

今後、2期整備のほうも予定しておりますので、ただいま議員がご指摘ありましたとおり、どのような形で整備することが楯山城の整備にとって一番いい形なのかということも考えながら、そして維持管理につきましても、今回のことを踏まえながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 楯山城に関しては、日本一公園という呼び名で町民の方に愛されている、また、町でも観光の目玉として、様々にPRする場所として使われている場所であります。今回倒れた松の木も、多分樹齢はもう100年以上たっているような、そういう大きな大木で、もったいないなと思いながらその倒れたものを見させていただきました。

これまでも、そういうふうな状況で倒れたという話は聞かなくて、松枯れとか、そういうもので松の木を切ったとか、そういう話がありますので、しっかりと今後は調査をして、やっぱりそういう自然の大切なものがなくならないようなことを配慮していただきながら、楯山の開発整備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君） ただいま、管理ということで、あと今後のこともありました。

1期整備の場合に、木の伐採も含めまして、どの部分を伐採するといったのかということも計画的に進めてまいりました。また、現在、単費ではありますけれども、ご意見をいただきながら、木の伐採につきましては計画的に行っておりまして、ただもう一方で、木のほうののり面のほうの押さえになるという部分もありますので、ただいまありましたとおり、2期整備に向けましても含めまして、計画的に、なるべくこういったことが起きないように考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第50号 令和8年度大江町一般会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願審査委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、請願第1号 核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める意見提出に関する請願書を議題とします。

請願第1号について、総務文教常任委員会委員長より審査の結果を求めます。

7番、安食幸治君。

○総務文教常任委員会委員長（安食幸治君） 請願審査報告。

1、件名。請願第1号 核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める意見提出に関する請願書。

2、審査の経過。令和8年第2回定例会で付託されました本請願について、6月8日、総務文教常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

3、審査の結果。本委員会は、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

令和8年6月9日、大江町議会総務文教常任委員会委員長、安食幸治。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ありがとうございます。

委員長報告のとおり、委員会の審査結果は、不採択とすべきものであります。

請願第1号の質疑を行います。

なお、質疑は審査結果に対する質疑のみでありますので、ご注意ください。請願内容に対

する質疑ではありません。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

請願第1号 核兵器禁止条約（TPNW）への日本政府の署名と批准を求める意見提出に関する請願書について、委員長報告は不採択ですが、本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第2回大江町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 8 月 7 日

議 長 宇津江 雅 人

署 名 議 員 土 田 勵 一

署 名 議 員 関 野 幸 一